

長野県過疎地域持続的発展方針

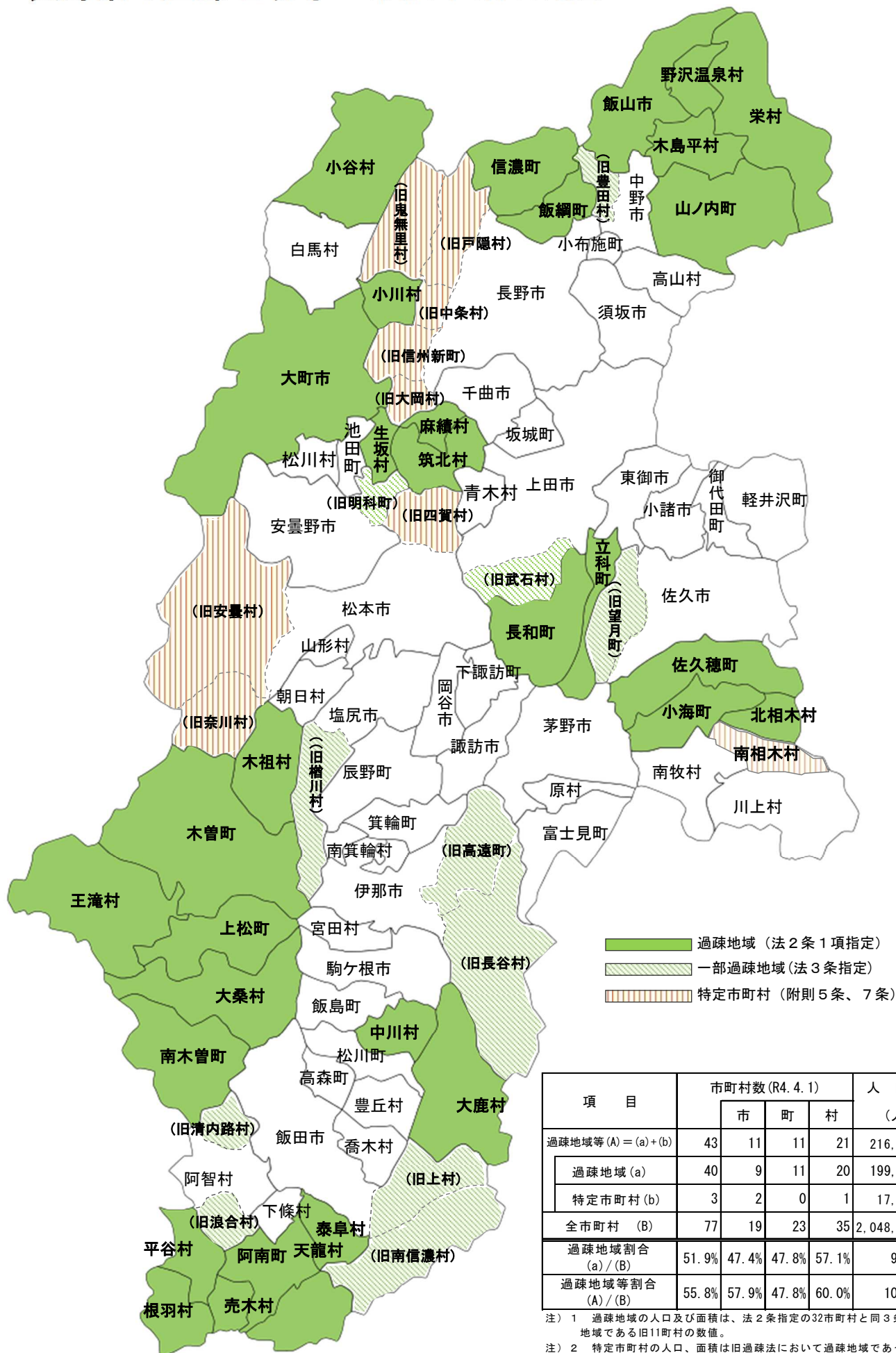
(改定案)

令和 3 年 8 月
(令和 4 年 5 月改定)
(令和 7 年 月改定)

(令和 8 年度～令和 12 年度)

長 野 県

長野県の過疎地域等 <令和4年4月1日現在>



項目	市町村数(R4.4.1)				人口 (人)	面積 (km ²)
	市	町	村			
過疎地域等(A)=(a)+(b)	43	11	11	21	216,692	7,573.7
過疎地域(a)	40	9	11	20	199,292	6,480.7
特定市町村(b)	3	2	0	1	17,400	1,093.1
全市町村(B)	77	19	23	35	2,048,011	13,561.6
過疎地域割合 (a)/(B)	51.9%	47.4%	47.8%	57.1%	9.7%	47.8%
過疎地域等割合 (A)/(B)	55.8%	57.9%	47.8%	60.0%	10.6%	55.8%

注) 1 過疎地域の人口及び面積は、法2条指定の32市町村と同3条指定の一部過疎地域である旧11町村の数値。

注) 2 特定市町村の人口、面積は旧過疎法において過疎地域であった区域の数値。

注) 3 人口・面積はR2国勢調査の結果による。

目 次

過疎地域持続的発展方針の策定に当たって	1
---------------------------	---

第1 基本的な事項

1 過疎地域等の現状と課題	3
（1）概況	3
（2）人口の動向	3
（3）世帯の動向	10
（4）財政状況	12
（5）過疎対策の成果	14

第2 過疎地域持続的発展の基本的な方向	19
---------------------------	----

第3 実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	20
2 産業・観光の振興	22
3 地域における情報化（デジタル社会の推進）	31
4 交通施設の整備、交通手段の確保	37
5 生活環境の整備	41
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	47
7 医療の確保	52
8 教育の振興	53
9 集落の整備	58
10 地域文化の振興等	60
11 再生可能エネルギーの利用の推進	62
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	63

第4 地域ごとの方針

1 佐久地域	66
2 上田地域	67
3 上伊那地域	69
4 南信州地域	70
5 木曽地域	72
6 松本地域	74
7 北アルプス地域	76
8 長野地域	78
9 北信地域	79

用語解説	81
------------	----

過疎地域持続的発展方針の策定に当たって

1 策定の趣旨

平成 12 年 4 月に施行された過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）が令和 2 年度末をもって失効となったことから、新たに、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を理念とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）が、令和 3 年 3 月に議員立法により可決・成立し、同年 4 月に施行されました。

長野県過疎地域持続的発展方針は、過疎法第 7 条の規定により定めるもので、県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。

2 対象地域

過疎地域とは「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」（過疎法第 1 条）と定義され、本県では、9 市、11 町、20 村の計 40 市町村が公示（過疎法第 2 条）されています。

また、旧過疎法において過疎地域として公示されていた市町村で、過疎法における過疎地域に該当しないこととなった 2 市、1 村の計 3 市村が「特定市町村」（過疎法附則第 5 条、第 7 条）として公示されています。

以上の 43 市町村を、本方針における対象地域とします。

過疎地域の要件は、以下のとおり定められています。

（1）全部過疎（人口要件（長期①、長期②、中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たす）

種類	指標	基本的な要件（第 2 条）		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置（第 41 条）※	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件 （長期①）	人口減少率 （長期：40 年間）	S50→H27	28%以上	S35→H27 （55 年間）	40%以上
		S55→R2	30%以上		
人口要件 （長期②）	高齢者比率	H27	35%以上	H27	35%以上
		R2	38%以上		
	若年者比率	H27	11%以下	H27	11%以下
		R2	11%以下		
	人口減少率 （長期：40 年間）	S50→H27	23%以上	S35→H27 （55 年間）	30%以上
		S55→R2	25%以上		
人口要件 （中期）	人口減少率 （中期：25 年間）	H2→H27	21%以上		
		H7→R2	23%以上		
財政力要件	財政力指数	H29～R 元	0.51 以下	H29～R 元	0.51 以下
		H30～R2	0.51 以下		

※基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧過疎法の過疎地域に限り適用

(2) 平成 11 年 4 月以降の市町村合併に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎 (第 3 条)	合併前の 旧市町村	・ 旧市町村単位で上記 (1) の人口要件のいずれかを満たす ・ 現在の市町村が財政力要件 (財政力指数が全市平均 (0.64) 以下) を満たす
みなし過疎 (第 42 条)	合併後の 新市町村	・ 旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす (主務省令で規定) 【規模要件】一部過疎区域の人口が 1/3 以上又は面積が 1/2 以上 【人口要件】市町村の人口が長期 (40 年間、55 年間)、 中期 (25 年間) いずれも減少 【財政力要件】市町村の財政力指数が 0.51 以下

3 対象期間

令和 8 年度 (2026 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) までの 5 年間

4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

日常生活圏域が広域化する中で、様々な面で市町村域を超えた広域連携による取組が行われており、過疎対策の効率的かつ円滑な実施においても、近隣都市を含む周辺市町村や広域連合等との連携など、広域的な視点が求められています。

このため、過疎地域持続的発展方針等の策定に当たっては、長野県総合 5 か年計画をはじめ、関連施策の広域的な整備計画や県内の各広域連合が策定した広域計画等における過疎地域の位置付けや機能分担との整合性を保つよう調整するとともに、それぞれの計画に基づく諸施策を有機的に展開するものとします。

5 過疎対策の推進に当たって

各部局・現地機関が一丸となって、県内過疎市町村で構成する長野県市町村過疎地域対策協議会と連携 (市町村の取組状況のフォローアップや助言、広域的取組への支援等) しながら、対策を計画的に推進します。

※本指針における用語について

- ・「過疎地域」…過疎法に規定する以下の区域を指す。
 - ①過疎法第 2 条第 1 項に規定する市町村の区域
 - ②過疎法第 3 条に規定する合併前の旧市町村の区域
 - ③過疎法第 42 条の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域
- ・「過疎地域等」…過疎地域に以下の区域を加えた地域を指す。
 - ④過疎法附則第 5 条から第 8 条までに規定する、旧過疎法において過疎地域であった区域
- ・「過疎市町村」…上記の①、②又は③の区域を有する市町村
- ・「一部過疎市町村」…上記②の区域を有する市町村
- ・「特定市町村」…上記④の区域を有する市町村
- ・「過疎市町村等」…過疎市町村及び特定市町村

第 1 基本的な事項

1 過疎地域等の現状と課題

(1) 概 況

ア 団体数

- 本県は日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約 120 km、南北約 200 kmに及び、面積は 13,562 k m²、市町村数は 19 市、23 町、35 村の 77 市町村となっています。
- 過疎法に基づいて公示された過疎市町村は 9 市、11 町、20 村の計 40 市町村、特定市町村は 2 市、1 村の計 3 市村です。過疎市町村が全市町村数に占める割合は 51.9%（過疎市町村等：55.8%）となっています。

イ 分 布

- 諏訪地域を除く地域に広く分布しており、特に、南信州地域、木曽地域、北信地域及び長野地域北西部から松本地域北部にかけての山間地域に、多くの過疎地域が位置しています。

ウ 人口及び面積（表 1）

- 過疎地域の人口は約 19 万 9 千人（過疎地域等：約 21 万 6 千人）で、本県の総人口約 204 万 8 千人に占める割合は 9.7%（過疎地域等：10.6%）です。
- 過疎地域の面積は 6,480.7 k m²（過疎地域等：7,573.7 k m²）で、本県の総面積に占める割合は 47.8%（過疎地域等：55.8%）となっています。
- 人口密度（1 k m²当たり）は県平均の 151.0 人に対し 30.8 人（過疎地域等：28.6 人）と著しく低くなっています。

（表 1）過疎地域の概況

項 目	市町村数(R4. 4. 1)				人 口 (人)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		市	町	村			
過疎地域等(A)=(a)+(b)	43	11	11	21	216,692	7,573.7	28.6
過疎地域(a)	40	9	11	20	199,292	6,480.7	30.8
特定市町村(b)	3	2	0	1	17,400	1,093.1	15.9
全市町村 (B)	77	19	23	35	2,048,011	13,561.6	151.0
過疎地域割合 (a)/(B)	51.9%	47.4%	47.8%	57.1%	9.7%	47.8%	—
過疎地域等割合 (A)/(B)	55.8%	57.9%	47.8%	60.0%	10.6%	55.8%	—

注) 1 過疎地域の人口及び面積は、法 2 条指定の 32 市町村と同 3 条指定の一部過疎地域である旧 11 町村の数値。

注) 2 特定市町村の人口、面積は旧過疎法において過疎地域であった区域の数値。

注) 3 人口・面積は R 2 国勢調査の結果による。

(2) 人口の動向

ア 人口の推移（表 2）

- 本県の総人口に占める過疎地域人口の割合をみると、昭和 35 年には 20.2%（過疎地域等：23.0%）でしたが、昭和 50 年には 15.8%（過疎地域等：17.8%）、旧過疎法が施行された平成 12 年には 12.4%（過疎地域等：14.3%）、令和 2 年には 9.7%（過疎地域等：10.6%）と、過疎地域の人口割合は年々低下しています。

(表2) 人口増減率等の推移

(単位：人、%)

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
過疎地域 (A)	400,657 (454,259)	364,971 (413,987)	332,660 (374,121)	319,338 (357,905)	309,553 (346,126)
前回との差	—	-35,686 (-40,272)	-32,311 (-39,866)	-13,322 (-16,216)	-9,785 (-11,779)
増減率	—	-8.9 (-8.9)	-8.9 (-9.6)	-4.0 (-4.3)	-3.1 (-3.3)
全市町村 (B)	1,978,736	1,955,274	1,954,603	2,015,360	2,081,786
前回との差	—	-23,462	-671	60,757	66,426
増減率	—	-1.2	0.0	3.1	3.3
過疎地域割合 (A)/(B)	20.2 (23.0)	18.7 (21.2)	17.0 (19.1)	15.8 (17.8)	14.9 (16.6)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
過疎地域 (A)	302,109 (336,664)	291,691 (323,994)	283,602 (314,470)	273,384 (302,663)	258,111 (284,064)
前回との差	-7,444 (-9,462)	-10,418 (-12,670)	-8,089 (-9,524)	-10,218 (-11,807)	-15,273 (-18,599)
増減率	-2.4 (-2.7)	-3.4 (-3.8)	-2.8 (-2.9)	-3.6 (-3.8)	-5.6 (-6.1)
全市町村 (B)	2,134,777	2,154,465	2,191,857	2,213,128	2,196,114
前回との差	52,991	19,688	37,392	21,271	-17,014
増減率	2.5	0.9	1.7	1.0	-0.8
過疎地域割合 (A)/(B)	14.2 (15.8)	13.5 (15.0)	12.9 (14.3)	12.4 (13.7)	11.8 (12.9)

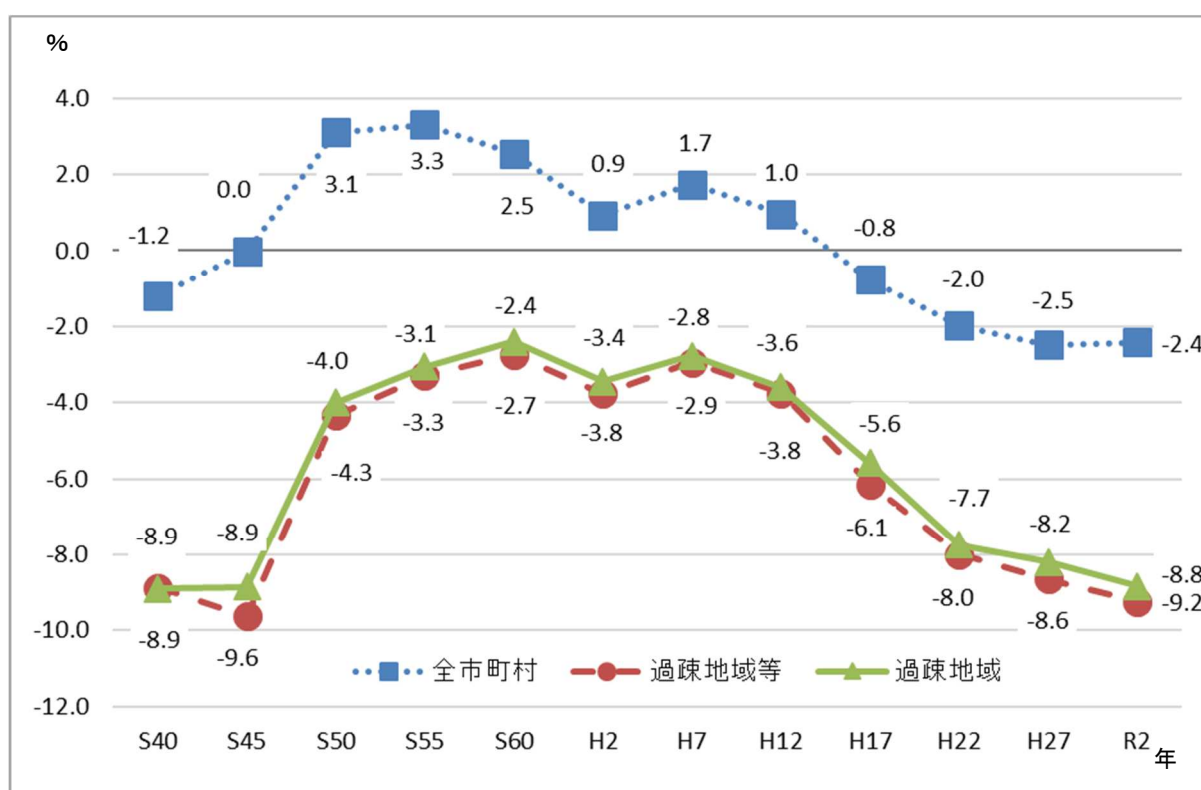
区 分	平成22年	平成27年	令和2年
過疎地域 (A)	238,124 (261,360)	218,618 (238,771)	199,292 (216,692)
前回との差	-19,987 (-22,704)	-19,506 (-22,589)	-19,326 (-22,079)
増減率	-7.7 (-8.0)	-8.2 (-8.6)	-8.8 (-9.2)
全市町村 (B)	2,152,449	2,098,804	2,048,011
前回との差	-43,665	-53,645	-50,793
増減率	-2.0	-2.5	-2.4
過疎地域割合 (A)/(B)	11.1 (12.1)	10.4 (11.4)	9.7 (10.6)

- ・国勢調査の結果による。
- ・表中の「過疎地域」は、令和4年4月1日時点の40団体の数値。
- ・表中の（ ）内は、同日時点の過疎地域等43団体の数値。

イ 人口増減率の推移（図 1）

- 昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間ににおける過疎地域の人口推移を国勢調査人口により 5 年ごとにみると、昭和 35 年から昭和 40 年には-8.9%（過疎地域等：-8.9%）、昭和 40 年から昭和 45 年には-8.9%（過疎地域等：-9.6%）と減少しました。
- その後、人口減少率は緩和したものの、平成 17 年から県全体が減少に転じるとともに、過疎地域についても平成 17 年から平成 22 年には-7.7%（過疎地域等：-8.0%）、平成 22 年から平成 27 年には-8.2%（過疎地域等：-8.6%）、平成 27 年から令和 2 年には-8.8%（過疎地域等：-9.2%）と減少が拡大傾向にあります。

（図 1）過疎地域の人口増減率



ウ 人口増減率別市町村の推移（表 3）

- 過疎地域の人口動向をみると、人口が減少した過疎市町村のうち、5 年間で 10%以上減少した団体数は、昭和 40 年から昭和 45 年には 19 団体（過疎市町村等：20 団体）ありましたが、その後減少し、昭和 60 年から平成 2 年には 1 団体（過疎市町村等：1 団体）となりました。
- しかし、平成 17 年から平成 22 年には 8 団体（過疎市町村等：8 団体）、平成 27 年から令和 2 年には 12 団体（過疎市町村等：12 団体）と再び増加しています。
- また、平成 27 年から令和 2 年の人口増減率の分布をみると、過疎市町村のうち 5 %以上の人口が減少した団体は、全体の 7 割に当たる 29 団体（過疎市町村等：29 団体）となっています。

(表3) 人口増減率別の過疎市町村数の推移

	人口増加団体		人口減少団体						計
			～ 5 %		5 %～10%		10%～		
		構成比		構成比		構成比		構成比	
昭和35～40年	4 (6)	10.0% (14.0%)	8 (8)	20.0% (18.6%)	10 (11)	25.0% (25.6%)	18 (18)	45.0% (41.9%)	40 (43)
40～45年	4 (6)	10.0% (14.0%)	7 (7)	17.5% (16.3%)	10 (10)	25.0% (23.3%)	19 (20)	47.5% (46.5%)	40 (43)
45～50年	10 (12)	25.0% (27.9%)	12 (12)	30.0% (27.9%)	9 (9)	22.5% (20.9%)	9 (10)	22.5% (23.3%)	40 (43)
50～55年	9 (11)	22.5% (25.6%)	18 (18)	45.0% (41.9%)	8 (8)	20.0% (18.6%)	5 (6)	12.5% (14.0%)	40 (43)
55～60年	12 (14)	30.0% (32.6%)	19 (19)	47.5% (44.2%)	7 (8)	17.5% (18.6%)	2 (2)	5.0% (4.7%)	40 (43)
60～平成2年	9 (11)	22.5% (25.6%)	19 (19)	47.5% (44.2%)	11 (12)	27.5% (27.9%)	1 (1)	2.5% (2.3%)	40 (43)
平成2～7年	11 (13)	27.5% (30.2%)	21 (22)	52.5% (51.2%)	6 (6)	15.0% (14.0%)	2 (2)	5.0% (4.7%)	40 (43)
7～12年	7 (10)	17.5% (23.3%)	19 (19)	47.5% (44.2%)	13 (13)	32.5% (30.2%)	1 (1)	2.5% (2.3%)	40 (43)
12～17年	4 (4)	10.0% (9.3%)	16 (18)	40.0% (41.9%)	17 (17)	42.5% (39.5%)	3 (4)	7.5% (9.3%)	40 (43)
17～22年	2 (3)	5.0% (7.0%)	6 (8)	15.0% (18.6%)	24 (24)	60.0% (55.8%)	8 (8)	20.0% (18.6%)	40 (43)
22～27年	0 (1)	0.0% (2.3%)	8 (9)	20.0% (20.9%)	21 (21)	52.5% (48.8%)	11 (12)	27.5% (27.9%)	40 (43)
27～令和2年	1 (1)	2.5% (2.3%)	10 (13)	25.0% (30.2%)	17 (17)	42.5% (39.5%)	12 (12)	30.0% (27.9%)	40 (43)

- ・国勢調査の結果による。
- ・表中の「過疎地域」は、令和4年4月1日時点の40団体の数値。
- ・表中の（ ）内は、同日時点の過疎地域等43団体の数値。

エ 年齢階層別人口の構成（表4）

- 過疎地域における昭和35年から令和2年までの年齢階層別人口の推移をみると、0歳～14歳の年少者階層は、約12万7千人（過疎地域等：約14万4千人）から約1万9千人（過疎地域等：約2万人）と-85.0%（過疎地域等：-86.0%）減少し、全体に占める割合も、31.7%（過疎地域等：31.7%）から9.6%（過疎地域等：9.3%）に減少しています。
- また、15歳～29歳の若年者階層も、約8万5千人（過疎地域等：約9万5千人）から約1万9千人（過疎地域等：約2万人）と-77.8%（過疎地域等：-78.8%）減少しており、全市町村の減少率-47.1%と比べても、減少率は大きくなっています。
- 65歳以上の高齢者階層については、約2万9千人（過疎地域等：約3万4千人）から、約8万2千人（過疎地域等：約9万1千人）と179.9%（過疎地域等：165.4%）増加しており、全体に占める割合も、7.3%（過疎地域等：7.5%）から41.2%（過疎地域等：41.9%）と上昇しています。

(表 4) 年齢階層別人口の推移

(単位：人)

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
過疎地	0～14歳	126,935 (144,108)	100,024 (113,416)	78,642 (88,620)	68,870 (76,860)	61,931 (68,438)	56,491 (62,037)	49,102 (53,682)
	15～64歳	244,397 (275,966)	233,459 (264,065)	218,730 (244,853)	210,290 (234,903)	201,821 (225,398)	193,908 (215,703)	181,610 (201,169)
	うち15～29歳	85,118 (95,346)	73,740 (82,427)	65,671 (72,385)	59,814 (66,192)	52,890 (59,169)	47,163 (52,416)	43,998 (48,579)
	65歳以上	29,325 (34,185)	31,488 (36,506)	35,288 (40,648)	40,177 (46,141)	45,801 (52,290)	51,710 (58,924)	60,916 (69,079)
	不詳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	63 (64)
	人 口	400,657 (454,259)	364,971 (413,987)	332,660 (374,121)	319,338 (357,905)	309,553 (346,126)	302,109 (336,664)	291,691 (323,994)
全市町村	0～14歳	570,827	483,972	448,986	463,978	468,180	446,118	392,461
	15～64歳	1,265,520	1,313,563	1,322,143	1,336,199	1,360,811	1,397,420	1,414,846
	うち15～29歳	475,502	475,373	456,053	419,776	381,174	379,138	399,092
	65歳以上	142,389	157,739	183,474	215,034	252,786	291,228	346,751
	不詳	0	0	0	149	9	11	407
	総人口	1,978,736	1,955,274	1,954,603	2,015,360	2,081,786	2,134,777	2,154,465

項 目		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
過疎地	0～14歳	42,923 (46,857)	37,545 (40,922)	32,473 (35,175)	27,238 (29,265)	22,751 (24,203)	19,051 (20,105)
	15～64歳	169,470 (187,184)	157,943 (173,976)	144,812 (158,191)	129,843 (141,545)	112,469 (121,976)	97,132 (104,671)
	うち15～29歳	42,194 (46,481)	38,985 (42,836)	32,641 (35,367)	26,484 (28,693)	22,639 (24,434)	18,894 (20,232)
	65歳以上	71,209 (80,429)	77,873 (87,742)	80,801 (90,673)	80,906 (90,410)	82,808 (91,910)	82,074 (90,715)
	不詳	0 (0)	23 (23)	25 (25)	137 (140)	590 (682)	1,035 (1,201)
	人 口	283,602 (314,470)	273,384 (302,663)	258,111 (284,064)	238,124 (261,360)	218,618 (238,771)	199,292 (216,692)
全市町村	0～14歳	354,910	334,027	316,368	295,742	269,752	242,873
	15～64歳	1,420,552	1,403,397	1,356,317	1,281,683	1,186,865	1,118,429
	うち15～29歳	411,458	392,805	334,303	287,641	265,963	251,355
	65歳以上	416,068	474,544	521,984	569,301	626,085	646,942
	不詳	327	1,160	1,445	5,723	16,102	39,767
	総人口	2,191,857	2,213,128	2,196,114	2,152,449	2,098,804	2,048,011

- ・国勢調査の結果による。
- ・表中の（ ）内は、過疎地域等 43 団体の数値。

オ コーホート人口の増減（表 5）

- 人口の動向をコーホート（同一年齢区分に属する出生者集団）により年齢階層区分ごとにみると、15 歳から 24 歳の、いわゆる若者の人口減少が著しくなっています。
- また、昭和 45 年以降、25 歳から 29 歳の階層でコーホート人口の増加がみられましたが、これは人口の社会増が反映していたものと考えられます。
- このほか、昭和 50 年以降、5 歳から 9 歳の階層についてコーホート人口の増加がみられましたが、これは、通常、保護者の転入に伴う従属移動であることを考えると、昭和 30 年代から昭和 40 年代にみられた世帯単位の流出超過が収まり、全体的に人口が減少していると考えられます。

（表 5）過疎地域におけるコーホート人口の増減率

（単位：％）

年齢	S40／35	S45／40	S50／45	S55／50	S60／55	H2／S60	H7／2	H12／7	H17／12	H22／17	H27／22	R2／H27
5～9	-5.9 (-5.7)	-4.4 (-4.7)	-0.5 (-0.7)	0.6 (0.7)	1.0 (1.2)	2.3 (2.0)	4.1 (4.4)	4.0 (4.2)	3.0 (2.7)	0.2 (0.2)	1.4 (0.9)	3.8 (3.9)
10～14	-4.6 (-4.5)	-4.0 (-4.1)	-2.6 (-2.5)	-1.1 (-1.1)	0.0 (0.0)	0.3 (0.2)	1.9 (2.1)	1.7 (1.7)	0.4 (0.3)	-1.6 (-2.0)	0.0 (-0.4)	1.6 (1.2)
15～19	-37.4 (-39.3)	-36.2 (-38.2)	-28.7 (-29.9)	-22.2 (-22.6)	-17.1 (-17.7)	-17.6 (-18.1)	-17.0 (-17.3)	-17.4 (-17.5)	-18.6 (-19.6)	-18.9 (-19.5)	-18.3 (-18.8)	-18.0 (-18.6)
20～24	-31.1 (-30.4)	-33.8 (-34.0)	-34.8 (-34.2)	-35.0 (-33.9)	-32.3 (-32.6)	-32.1 (-31.9)	-26.4 (-25.4)	-29.2 (-28.3)	-33.6 (-34.0)	-38.0 (-37.5)	-37.0 (-36.7)	-37.5 (-37.2)
25～29	-14.5 (-14.0)	-6.5 (-8.1)	1.3 (0.9)	10.9 (10.4)	11.4 (9.4)	4.6 (3.7)	9.5 (8.8)	7.3 (6.4)	4.6 (2.7)	-1.3 (-1.6)	2.1 (1.4)	-6.1 (-7.2)
30～34	-12.6 (-11.9)	-9.4 (-10.8)	-1.5 (-1.9)	-1.0 (-1.1)	-1.7 (-2.3)	-3.9 (-4.6)	0.4 (-0.5)	0.4 (-0.1)	-6.3 (-7.4)	-8.3 (-8.6)	-6.4 (-7.5)	-6.5 (-7.7)
35～39	-7.9 (-7.1)	-6.9 (-7.9)	-1.0 (-1.1)	-1.4 (-1.3)	0.4 (0.5)	0.0 (-0.2)	2.3 (2.3)	0.5 (0.5)	-3.4 (-4.1)	-3.9 (-4.5)	-2.3 (-3.1)	-0.5 (-0.9)
40～44	-5.9 (-5.4)	-7.2 (-7.8)	-2.3 (-2.3)	-1.7 (-1.6)	-0.4 (-0.4)	-0.5 (-0.5)	1.0 (1.1)	0.8 (1.0)	-0.6 (-1.2)	-3.6 (-3.7)	-2.5 (-3.1)	0.0 (-0.6)
45～49	-5.9 (-5.4)	-5.6 (-6.1)	-2.2 (-2.2)	-3.3 (-3.2)	-1.3 (-1.2)	-1.1 (-1.1)	0.1 (0.3)	-0.1 (-0.2)	-1.2 (-1.7)	-2.7 (-2.6)	-1.5 (-1.9)	-0.9 (-1.2)
50～54	-6.7 (-6.5)	-6.2 (-6.6)	-3.7 (-3.7)	-3.2 (-3.3)	-1.3 (-1.1)	-1.9 (-1.9)	-0.2 (0.0)	-0.1 (-0.0)	-1.3 (-1.5)	-2.4 (-2.4)	-1.7 (-1.8)	-0.5 (-0.7)
55～59	-9.2 (-8.7)	-9.3 (-9.5)	-5.0 (-5.1)	-4.9 (-4.9)	-3.6 (-3.5)	-3.1 (-3.0)	-1.3 (-1.3)	-0.9 (-0.8)	-1.3 (-1.6)	-0.9 (-0.8)	-1.6 (-1.8)	-1.1 (-1.2)
60～64	-11.7 (-11.4)	-9.7 (-10.2)	-5.6 (-5.6)	-6.2 (-6.3)	-4.6 (-4.5)	-4.4 (-4.3)	-3.5 (-3.5)	-1.6 (-1.5)	-0.9 (-1.1)	-0.9 (-0.8)	-1.7 (-1.6)	-1.0 (-1.0)
65～69	-14.7 (-14.6)	-13.4 (-13.5)	-9.3 (-9.4)	-8.8 (-8.8)	-7.1 (-7.1)	-5.7 (-5.6)	-4.8 (-4.7)	-4.5 (-4.5)	-4.1 (-4.2)	-3.5 (-3.4)	-2.7 (-2.7)	-2.6 (-2.6)

- ・ 国勢調査の結果による。
- ・ 表中の（ ）内は、過疎地域等 43 団体の数値。
- ・ コーホート人口の増減率とは、各年齢各層人口を、それぞれ直前の国勢調査時の一段若い年齢階層区分人口と比較したものです。

例えば、表側「20～24」、表頭「R2/H27」欄の-37.5 とは、平成 27 年国勢調査時の 15～19 歳の年齢階層の人口が、令和 2 年国勢調査時（この時、この階層は 20～24 歳になっています。）には 37.5%減少したことを示しています。

カ 高齢者及び若年者の推移（表6－1、表6－2）

- 過疎地域の高齢者比率（65歳以上の人口比率）をみると、令和2年には41.2%（過疎地域等：41.9%）となっており、全市町村の高齢者比率31.6%と比較して、9.6ポイント（過疎地域等：10.3ポイント）高くなっています。
- また、若年者比率（15歳から29歳までの人口比率）をみると、令和2年には9.5%（過疎地域等：9.3%）となっており、全市町村の若年者比率12.3%と比較して2.8ポイント（過疎地域等：3.0ポイント）低くなっています。
- この結果、人口の減少とともに、高齢者が多く若者が少ないという状態が生じ、地域社会における活力の低下を招く要因となっていると考えられます。

（表6－1）高齢者比率等の推移

（単位：人、%）

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
過疎地域 (A)	29,325 (34,185)	31,488 (36,506)	35,288 (40,648)	40,177 (46,141)	45,801 (52,290)	51,710 (58,924)	60,916 (69,079)
増減率	— —	7.4 (6.8)	12.1 (11.3)	13.9 (13.5)	14.0 (13.3)	12.9 (12.7)	17.8 (17.2)
人口 (B)	400,657 (454,259)	364,971 (413,987)	332,660 (374,121)	319,338 (357,905)	309,553 (346,126)	302,109 (336,664)	291,691 (323,994)
(A)／(B)	7.3 (7.5)	8.6 (8.8)	10.6 (10.9)	12.6 (12.9)	14.8 (15.1)	17.1 (17.5)	20.9 (21.3)
全市町村 (C)	142,389	157,739	183,474	215,034	252,786	291,228	346,751
総人口 (D)	1,978,736	1,955,274	1,954,603	2,015,360	2,081,786	2,134,777	2,154,465
(C)／(D)	7.2	8.1	9.4	10.7	12.1	13.6	16.1

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
過疎地域 (A)	71,209 (80,429)	77,873 (87,742)	80,801 (90,673)	80,906 (90,410)	82,808 (91,910)	82,074 (90,715)
増減率	16.9 (16.4)	9.4 (9.1)	3.8 (3.3)	0.1 (-0.3)	2.4 (1.7)	-0.9 (-1.3)
人口 (B)	283,602 (314,470)	273,384 (302,663)	258,111 (284,064)	238,124 (261,360)	218,618 (238,771)	199,292 (216,692)
(A)／(B)	25.1 (25.6)	28.5 (29.0)	31.3 (31.9)	34.0 (34.6)	37.9 (38.5)	41.2 (41.9)
全市町村 (C)	416,068	474,544	521,984	569,301	626,085	646,942
総人口 (D)	2,191,857	2,213,128	2,196,114	2,152,449	2,098,804	2,048,011
(C)／(D)	19.0	21.4	23.8	26.4	29.8	31.6

- ・ 国勢調査の結果による。
- ・ 表中の（ ）内は、過疎地域等43団体の数値。

(表 6-2) 若年者比率等の推移

(単位：人、%)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
過疎地域 (A)	85,118 (95,346)	73,740 (82,427)	65,671 (72,385)	59,814 (66,192)	52,890 (59,169)	47,163 (52,416)	43,998 (48,579)
増減率	— —	-13.4 (-13.5)	-10.9 (-12.2)	-8.9 (-8.6)	-11.6 (-10.6)	-10.8 (-11.4)	-6.7 (-7.3)
人口 (B)	400,657 (454,259)	364,971 (413,987)	332,660 (374,121)	319,338 (357,905)	309,553 (346,126)	302,109 (336,664)	291,691 (323,994)
(A) / (B)	21.2 (21.0)	20.2 (19.9)	19.7 (19.3)	18.7 (18.5)	17.1 (17.1)	15.6 (15.6)	15.1 (15.0)
全市町村 (C)	475,502	475,373	456,053	419,776	381,174	379,138	399,092
総人口 (D)	1,978,736	1,955,274	1,954,603	2,015,360	2,081,786	2,134,777	2,154,465
(C) / (D)	24.0	24.3	23.3	20.8	18.3	17.8	18.5

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
過疎地域 (A)	42,194 (46,481)	38,985 (42,836)	32,641 (35,367)	26,484 (28,693)	22,639 (24,434)	18,894 (20,232)
増減率	-4.1 (-4.3)	-7.6 (-7.8)	-16.3 (-17.4)	-18.9 (-18.9)	-14.5 (-14.8)	-16.5 (-17.2)
人口 (B)	283,602 (314,470)	273,384 (302,663)	258,111 (284,064)	238,124 (261,360)	218,618 (238,771)	199,292 (216,692)
(A) / (B)	14.9 (14.8)	14.3 (14.2)	12.6 (12.5)	11.1 (11.0)	10.4 (10.2)	9.5 (9.3)
全市町村 (C)	411,458	392,805	334,303	287,641	265,963	251,355
総人口 (D)	2,191,857	2,213,128	2,196,114	2,152,449	2,098,804	2,048,011
(C) / (D)	18.8	17.7	15.2	13.4	12.7	12.3

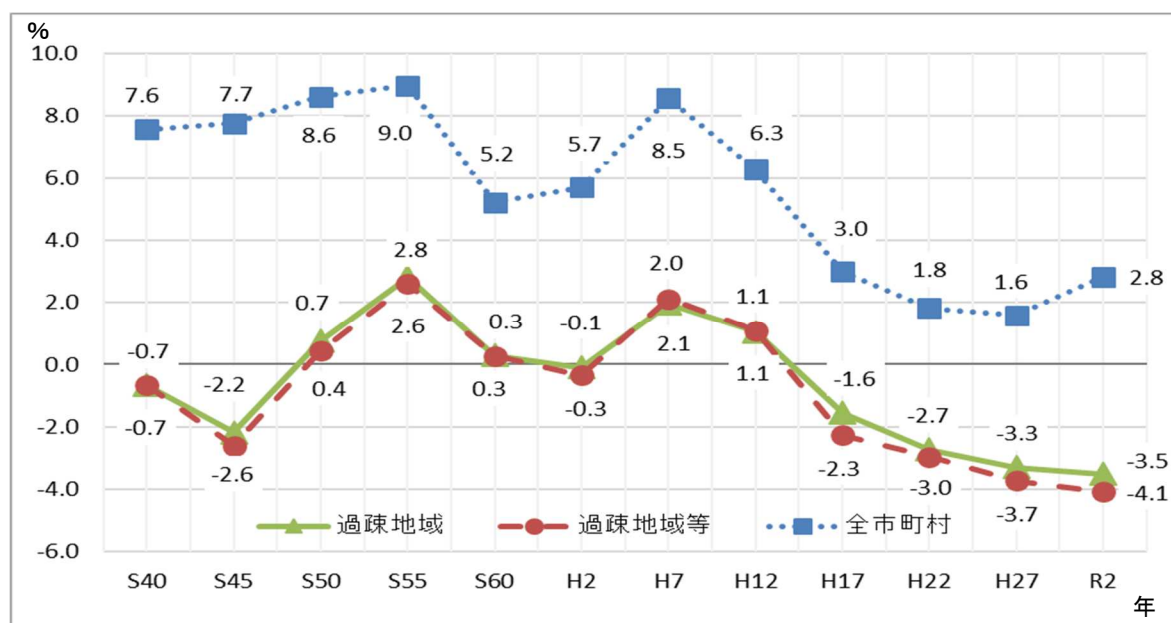
- ・国勢調査の結果による。
- ・表中の () 内は、過疎地域等 43 団体の数値。

(3) 世帯の動向

ア 世帯数 (図 2、表 7)

- 過疎地域における昭和 35 年から令和 2 年の世帯数の推移をみると、約 8 万 4 千世帯 (過疎地域等：約 9 万 6 千世帯) から約 7 万 8 千世帯 (過疎地域等：約 8 万 6 千世帯) と -7.1% (過疎地域等：-10.0%) 減少し、全市町村では 92.8% 増加しているのに対し、減少が顕著となっています。
- また、1 世帯当たりの世帯人員数は、昭和 35 年の 4.7 人 (過疎地域等：4.8 人) から令和 2 年の 2.5 人 (過疎地域等：2.5 人) へと減少しており、人口の流出が 1 世帯当たりの人口の減少に反映されたものと考えられます。

(図2) 世帯数の推移



(表7) 世帯数の推移

(単位：世帯、%、人)

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
過疎地域	世帯数	84,465 (95,563)	83,905 (94,916)	82,077 (92,433)	82,691 (92,840)	85,027 (95,264)	85,277 (95,525)	85,196 (95,196)
	増減率	—	-0.7 (-0.7)	-2.2 (-2.6)	0.7 (0.4)	2.8 (2.6)	0.3 (0.3)	-0.1 (-0.3)
	1世帯当たり 人員	4.7 (4.8)	4.3 (4.4)	4.1 (4.0)	3.9 (3.9)	3.6 (3.6)	3.5 (3.5)	3.4 (3.4)
全市町村	世帯数	430,550	463,090	498,963	541,869	590,454	621,299	656,694
	増減率	—	7.6	7.7	8.6	9.0	5.2	5.7
	1世帯当たり 人員	4.6	4.2	3.9	3.7	3.5	3.4	3.3

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
過疎地域	世帯数	86,873 (97,213)	87,797 (98,270)	86,433 (96,043)	84,069 (93,192)	81,295 (89,717)	78,437 (86,045)
	増減率	2.0 (2.1)	1.1 (1.1)	-1.6 (-2.3)	-2.7 (-3.0)	-3.3 (-3.7)	-3.5 (-4.1)
	1世帯当たり 人員	3.3 (3.2)	3.1 (3.1)	3.0 (3.0)	2.8 (2.8)	2.7 (2.7)	2.5 (2.5)
全市町村	世帯数	712,809	757,542	780,245	794,461	807,108	829,979
	増減率	8.5	6.3	3.0	1.8	1.6	2.8
	1世帯当たり 人員	3.1	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5

- ・国勢調査の結果による。
- ・表中の（ ）内は、過疎地域等43団体の数値。

イ 高齢者世帯（表 8）

- 過疎地域の高齢者世帯を全世帯数に対する割合で見ると、高齢単独世帯（65 歳以上の者 1 人のみの一般世帯）は 16.1%（過疎地域等：16.1%）、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯）は 17.6%（過疎地域等：17.6%）で、合計 33.7%（過疎地域等：33.7%）となっており、県全体（高齢単独世帯 11.6%、高齢夫婦世帯 13.6%の合計 25.2%）の 1.3 倍となっています。

（表 8）高齢者世帯数等の状況

（単位：世帯、%）

	総世帯数		高齢単独世帯数		高齢夫婦世帯数	
		割合		割合		割合
過疎地域	65,426 (65,830)	100.0 (100.0)	10,529 (10,617)	16.1 (16.1)	11,520 (11,589)	17.6 (17.6)
全市町村	829,979	100.0	96,359	11.6	112,936	13.6

- ・令和 2 年国勢調査の結果による。
- ・「過疎地域」欄については、一部過疎地域を除く 32 市町村で計算。
- ・（ ）内は、過疎地域等から、一部過疎地域を除いた 33 市町村で計算。

（4）財政状況

ア 概況

- 県内過疎市町村の財政は、その規模が小さく、地方交付税などの依存財源の割合が高くなっています。また、公債費が高い水準にある市町村については財政構造の硬直化が懸念されます。
- 今後とも厳しい財政状況が続くことが予想される中、過疎地域が持続的な発展をしていくためには、各種支援措置を効果的に活用するとともに、事業の重点化・効率化を行っていく必要があります。

イ 財政力指数（表 9）

- 市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、県内過疎市町村の令和 5 年度数値（令和 3 年度～令和 5 年度平均）は 0.213（過疎市町村等：0.225）で、県全体の数値 0.373 を大きく下回っており、財政力は極めて脆弱な状況と言えます。

（表 9）財政力指数の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
過疎市町村	0.234 (0.252)	0.234 (0.252)	0.225 (0.241)	0.219 (0.233)	0.213 (0.225)
全市町村	0.403	0.402	0.389	0.380	0.373

- ・単純平均。
- ・数値は一部過疎地域を除く過疎法対象の 32 市町村で計算（括弧書きは南相木村を加えた 33 団体で計算した数値）。

ウ 普通交付税額及び地方債現在高の推移（表 10）

- 過疎地域市町村の主要な財源である普通交付税の額は、減少傾向にあります。平成 27 年度には交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率の見直しが行われましたが、総額確保を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、制度自体の見直しを含め、その動向を注視する必要があります。
- 過疎地域の地方債現在高は減少傾向にあります。

（表 10）普通交付税額及び地方債現在高の推移

（単位：百万円、％）

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
過疎市町村数		32 (33)	32 (33)	32 (33)	32 (33)	32 (33)
普通交付税額	過疎市町村	61, 172 (61, 405)	64, 210 (64, 507)	71, 281 (71, 731)	67, 744 (68, 169)	67, 231 (67, 744)
	増減率	-0. 3 (-0. 2)	5. 0 (-5. 1)	11. 0 (-11. 2)	-5. 0 (-5. 0)	-0. 8 (-0. 6)
	全市町村	255, 551	262, 464	304, 353	273, 597	267, 641
	増減率	-1. 8	2. 7	16. 0	-10. 1	-2. 2
地方債現在高	過疎市町村	143, 154 (144, 927)	148, 511 (150, 643)	146, 758 (149, 034)	141, 614 (143, 884)	138, 364 (140, 568)
	増減率	2. 8 (3. 0)	3. 7 (3. 9)	-0. 7 -1. 1	-3. 5 -3. 5	-2. 3 -2. 3
	全市町村	933, 727	947, 107	941, 717	904, 334	872, 010
	増減率	0. 7	1. 4	-0. 6	-4. 0	-3. 6
うち過疎債残高	過疎市町村	55, 794 (56, 942)	59, 110 (60, 377)	59, 859 (61, 202)	61, 065 (62, 448)	64, 694 (66, 118)
	増減率	5. 2 (5. 4)	5. 9 (6. 0)	1. 3 (1. 4)	2. 0 (2. 0)	5. 9 (5. 9)

- ・ 過疎市町村数については、一部過疎市町村を除く。
- ・ 数値は一部過疎地域を除く過疎法対象の 32 市町村で計算（括弧書きは南相木村を加えた 33 団体で計算した数値）。
- ・ 普通交付税額は、臨時財政対策債発行可能額を含む。

エ 実質公債費比率の状況（表 11）

- 実質公債費比率（借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したもの）は近年横ばい傾向にあり、過疎市町村においても同様ですが、令和 5 年度決算では 8.3％（過疎市町村等：8.2％）と、県内市町村の平均 6.5％より 1.8 ポイント（過疎市町村等：1.7 ポイント）高くなっています。

(表 11) 実質公債費比率の推移

(単位：％)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
過疎市町村	7.9	8.0	8.0	8.2	8.3
	(7.8)	(7.9)	(7.9)	(8.2)	(8.2)
全市町村	6.1	6.1	6.1	6.3	6.5

- ・加重平均。
- ・数値は一部過疎地域を除く過疎法対象の 32 市町村で計算（括弧書きは南相木村を加えた 33 団体に計算した数値）。

(５) 過疎対策の成果（表 12、図 3）

- 本県における過疎対策は、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、積極的に展開されてきました。
- 昭和 45 年から令和 5 年までの 54 年間に実施してきた過疎対策事業の総額は、市町村事業 1 兆 7,655 億円、県事業 1 兆 2,870 億円、合計 3 兆 526 億円に達し、また、市町村が発行した過疎対策事業債の総額は 4,856 億円となっています。
- 過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき進められてきた市町村事業及び県事業実績は、いずれも「交通通信体系の整備」や「生活環境の整備」、「産業の振興」が大きな割合を占めています。
- これまでの過疎対策事業により、交通通信体系、生活環境施設、産業基盤等の基礎的定住条件の整備に加え、地域の活性化につながる観光・レクリエーション施設や住民のニーズに応じた福祉施設等が重点的に整備されるなど、着実にその成果を上げてきました。
- 今後は、市町村が策定している公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、引き続き公共施設の整備等ハード事業に取り組むとともに、ソフト事業の重要性を県と市町村が共有し、柔軟かつ多様な対策を講じていくことが必要となっています。

(表12)過疎対策事業費の状況

○ 市町村事業

(単位:百万円, %)

区 分	過疎地域対策緊急措置法				過疎地域振興特別措置法				過疎地域活性化特別措置法				過疎地域自立促進特別措置法								合 計 (～R2まで)			
	S45～S4		S55～H元		H2～H11		(前期) H12～H16		(後期) H17～H21		(延長・前期)H22～H27		(延長・後期)H28～R2											
	実 績		実 績		実 績		実 績		実 績		実 績		実 績											
	構成比	過疎値	構成比	過疎値	構成比	過疎値	構成比	過疎値	構成比	過疎値	構成比	過疎値	構成比	過疎値	構成比	過疎値								
1 産業の振興	28,244	21.4	1,621	75,134	25.5	6,072	185,416	23.4	81,358	37,947	17.0	9,091	12,895	21.1	8,791	13,823	18.4	9,388	12,009	15.4	9,482	365,467	22.1	125,804
2 交通通信体系の整備	54,481	41.3	15,866	112,506	38.1	40,841	180,111	22.7	22,726	55,605	24.9	28,888	23,279	38.0	16,658	20,944	27.8	15,167	26,481	34.0	18,560	473,407	28.6	158,706
3 生活環境の整備		0.0			0.0		271,228	34.2	20,627	74,293	33.3	11,812	10,228	16.7	3,815	9,762	13.0	4,869	11,009	14.1	6,106	376,520	22.7	47,230
4 高齢者の福祉その他の福祉の増進	20,244	15.3	2,584	48,271	16.4	6,333	46,681	5.9	15,787	19,454	8.7	5,064	2,540	4.2	1,387	4,641	6.2	3,364	6,041	7.8	4,287	147,871	8.9	38,806
5 医療の確保		0.0		2,650	0.9	536	8,725	1.1	1,349	3,267	1.5	1,584	1,117	1.8	1,011	3,304	4.4	2,762	1,726	2.2	1,401	20,789	1.3	8,642
6 教育文化の振興	23,901	18.1	4,065	47,872	16.2	7,291	84,247	10.6	10,676	22,059	9.9	6,674	9,220	15.1	4,731	15,839	21.0	12,271	13,432	17.2	11,268	216,570	13.1	56,976
7 集落の整備	2,947	2.2	2,514	3,835	1.3	1,230	3,931	0.5	1,030	4,629	2.1	2,218	1,914	3.1	1,349	4,720	6.3	3,251	5,264	6.8	3,947	27,240	1.6	15,539
8 その他	2,099	1.6	0	4,695	1.6	0	11,933	1.5	0	5,890	2.6	62	0	0.0	0	2,237	3.0	1,835	1,960	2.5	1,488	28,814	1.7	3,385
合 計	131,916	100.0	26,650	294,963	100.0	62,303	792,272	100.0	153,553	223,144	100.0	65,393	61,193	100.0	37,742	75,270	100.0	52,907	77,921	100.0	56,539	1,656,679	100.0	455,087

区 分	過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法		実績(R3～R5まで)	
	構成比	過疎値	構成比	過疎値
1 移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	3,885	3.6	756	
2 産業の振興	22,776	20.9	6,705	
3 地域における情報化	3,167	2.9	1,203	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	21,020	19.3	7,330	
5 生活環境の整備	20,151	18.5	3,349	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	12,423	11.4	2,724	
7 医療の確保	5,356	4.9	1,243	
8 教育の振興	12,407	11.4	5,232	
9 集落の整備	2,695	2.5	1,055	
10 地域文化の振興等	1,923	1.8	635	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	372	0.3	222	
12 その他	2,744	2.5	138	
合 計	108,919	100.0	30,592	

合 計 (S45～R5)	
構成比	過疎値
1,765,597	—
485,679	

(注) ～R2 市町村課調べ
R3～ 地域振興課調べ

○ 県 事 業

(単位: 百万円, %)

区 分	過疎地域対策緊急措置法 S45～S54		過疎地域振興特別措置法 S55～H元		過疎地域活性化特別措置法 H2～H11		過疎地域自立促進特別措置法						合 計 (～R2まで)			
	実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比	(前期) H12～H16		(後期) H17～H21		(延長・前期) H22～H27				(延長・後期) H28～R2	
							実 績	構成比	実 績	構成比	実 績	構成比			実 績	構成比
1 産業の振興	1,691	2.8	8,982	5.3	83,675	16.1	21,196	13.6	18,264	21.6	24,619	21.5	22,505	26.5	180,933	15.2
2 交通通信体系の整備	59,469	96.8	157,072	92.8	283,623	54.6	93,621	60.0	29,584	34.9	48,886	42.8	51,334	60.5	723,588	60.8
3 生活環境の整備					129,577	25.0	30,325	19.4	14,607	17.2	30,619	26.8	772	0.9	205,900	17.3
4 高齢者の福祉その他の福祉の増進	255	0.4		0.0	9,607	1.9	1,201	0.8	13,827	16.3	2,341	2.0	3,591	4.2	30,821	2.6
5 医療の確保			3,263	1.9	9,820	1.9	637	0.4	1,063	1.3	352	0.3	580	0.7	15,715	1.3
6 教育文化の振興		0.0		0.0	2,712	0.5	1,843	1.2	998	1.2	1,890	1.7	2,316	2.7	9,759	0.8
7 集落の整備		0.0		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 その他		0.0		0.0	246	0.0	7,223	4.6	6,388	7.5	5,627	4.9	3,812	4.5	23,295	2.0
合 計	61,415	100.0	169,317	100.0	519,280	100.0	156,046	100.0	84,731	100.0	114,334	100.0	84,909	100.0	1,190,012	100.0

(単位: 百万円, %)

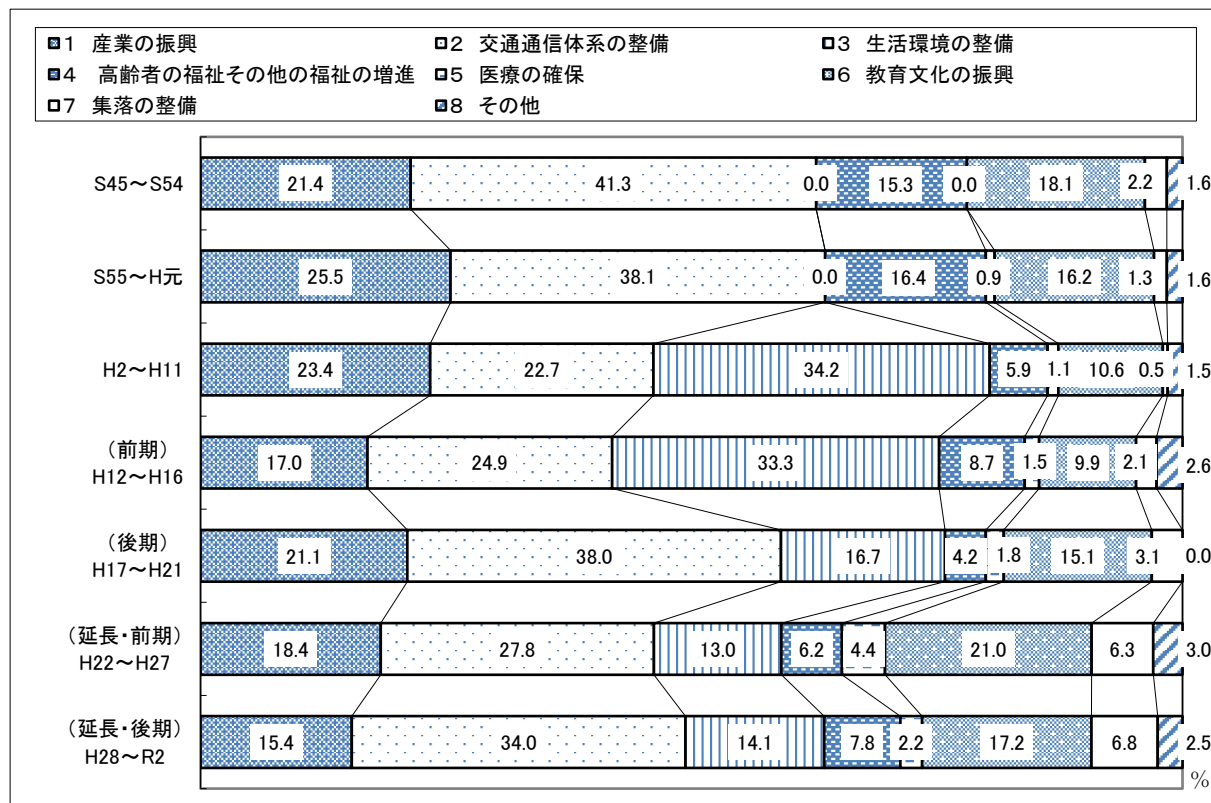
区 分	過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法	
	R3～R7 実績 (R3～R5まで)	
		構成比
1 移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	129	0.1
2 産業の振興	41,422	42.7
3 地域における情報化	1,505	1.6
4 交通施設の整備、交通手段の確保	36,004	37.1
5 生活環境の整備	3,569	3.7
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	6,592	6.8
7 医療の確保	3,392	3.5
8 教育の振興	1,178	1.2
9 集落の整備	41	0.0
10 地域文化の振興等	412	0.4
11 再生可能エネルギーの利用の推進	510	0.5
12 その他	2,301	2.4
合 計	97,055	100.0

合計 (S45～R5)	
1,287,067	構成比 -

(注) 地域振興課調べ

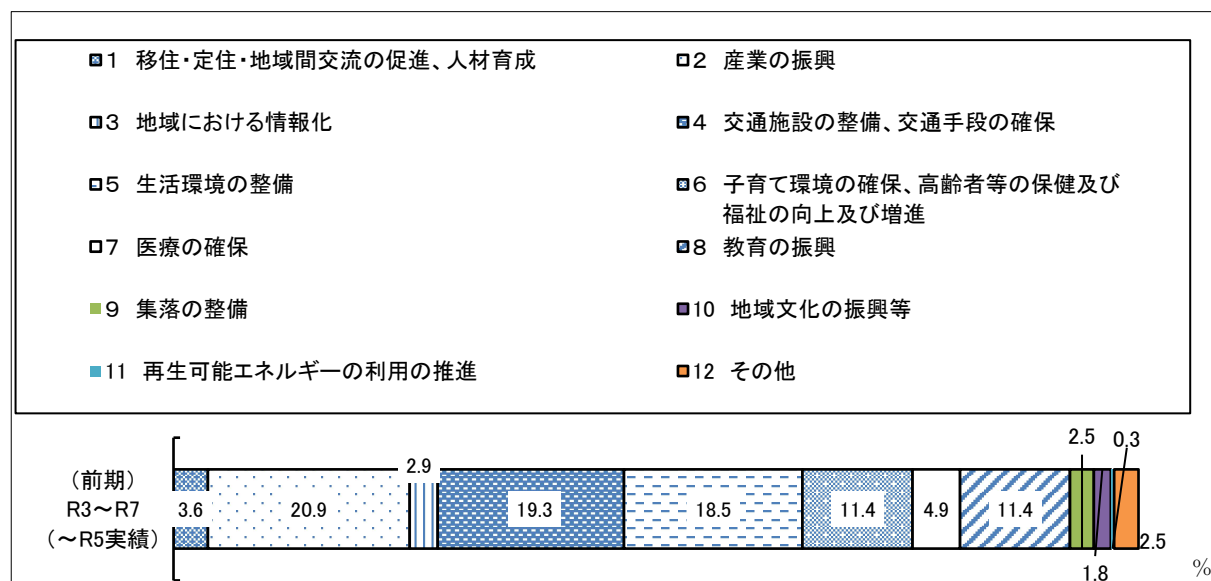
(図3) 過疎対策事業費の状況(構成比)

○市町村事業(S45～R2)

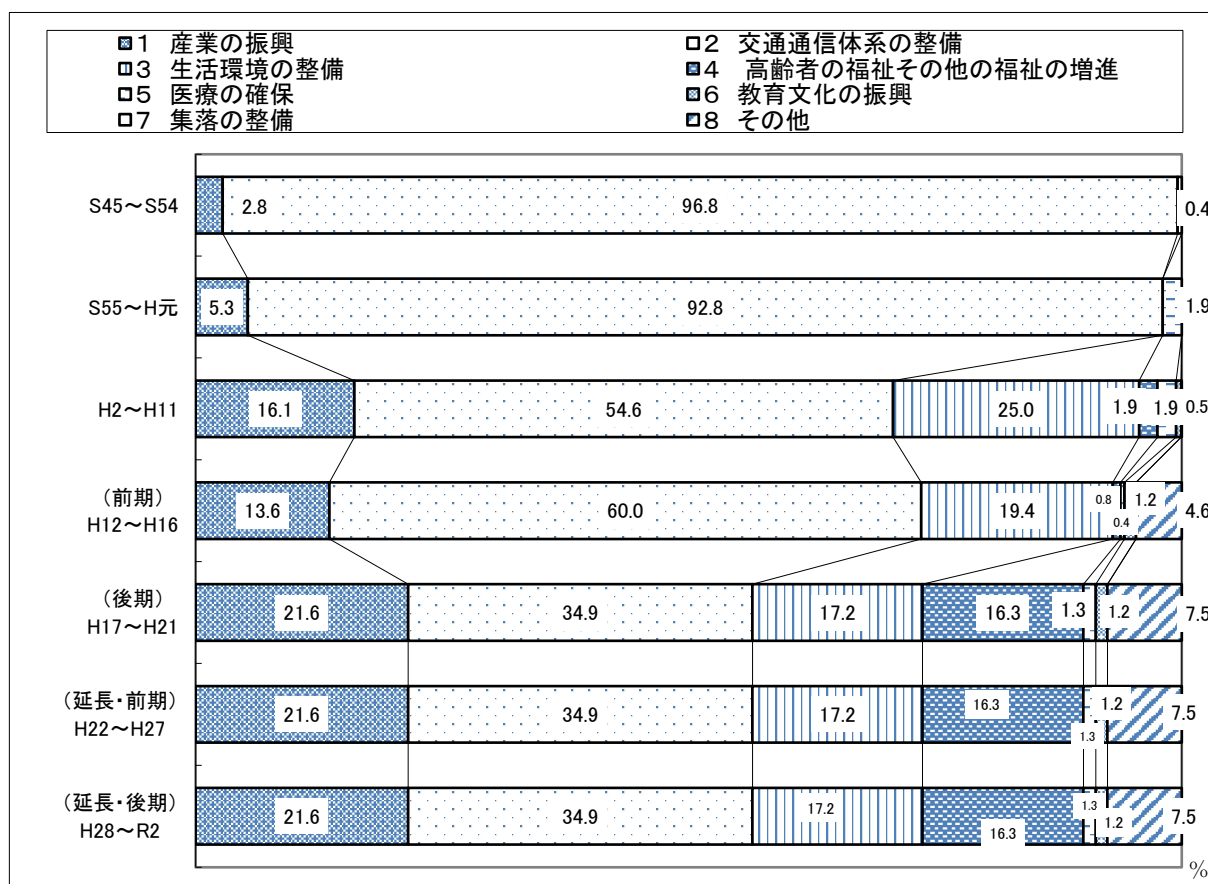


- ・「S45～S54」の「3 生活環境の整備」には、「4 高齢者の福祉の他の福祉の増進」及び「5 医療の確保」の額を含む。
- ・「S55～H元」の「3 生活環境の整備」には、「4 高齢者の福祉の他の福祉の増進」の額を含む。

(R3～)

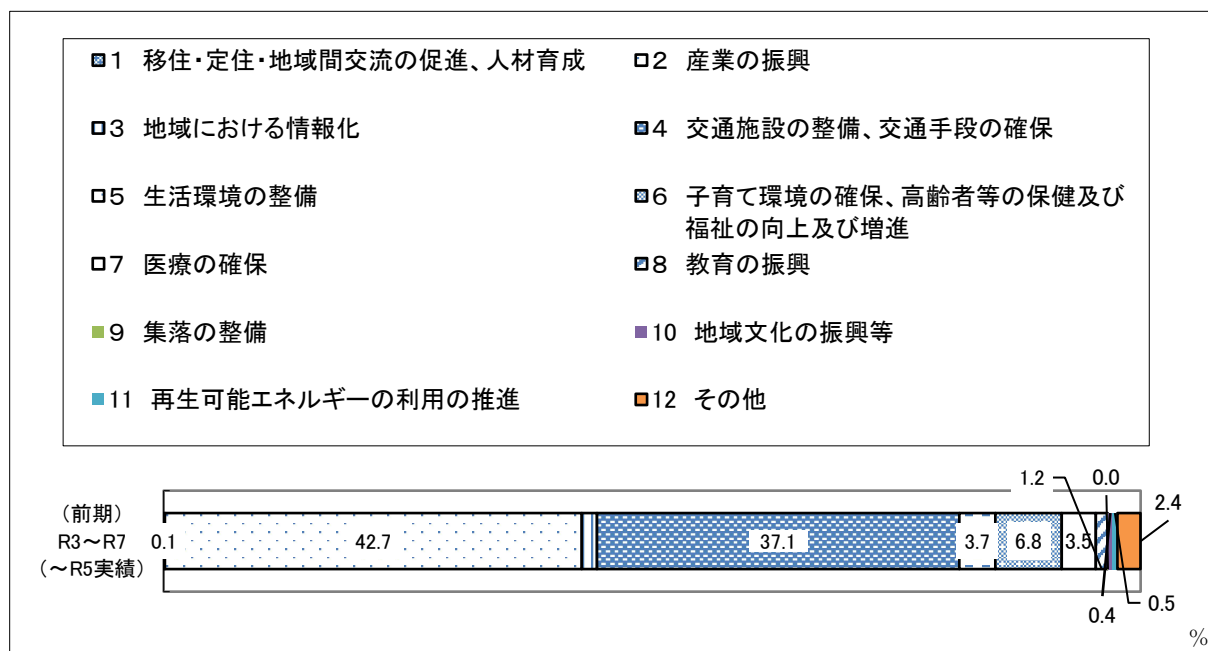


〇県事業（S45～R2）



- ・「S45～S54」の「3 生活環境の整備」には、「4 高齢者の福祉その他の福祉の増進」及び「5 医療の確保」の額を含む。
- ・「S55～H元」の「3 生活環境の整備」には、「4 高齢者の福祉その他の福祉の増進」の額を含む。

(R3～)



第2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

基本認識・背景

- 過疎地域では、これまで4次にわたる法律に基づき過疎対策が推進され、様々な成果を上げてきました。一方で、人口減少・少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が継続し、多くの課題が残っています。
- 過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、食料・水資源・エネルギーを供給し、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化や自然災害の防止に貢献するなど多面的・公益的機能を担っています。
- このような機能・役割は、SDGs^{*}で示されている持続可能性、多様性、包摂性等の理念の実現にも寄与することが期待されています。
- デジタル化の進展やコロナ禍を経て、テレワーク^{*}等が普及し、地方への移住が注目され、過疎地域が再評価されるなど、ライフスタイルが多様化するなかで、過疎地域の担う役割の重要性が高まっています。
- 今後の過疎対策は、条件不利性の克服という基本的な考え方は維持しつつも、新たな法律における「過疎地域の持続的発展」という理念を踏まえ、新たな視点を加えて推進していく必要があります。

基本的な方向

「第3 実施すべき施策に関する事項」及び「第4 地域ごとの方針」に掲げる施策の推進に当たっては、踏まえるべき共通の視点と目指すべき方向として、次の2点を市町村をはじめとする各関係者と共有しながら取り組みます。

創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり

- 社会の寛容性を高めることで、一人ひとりが自己実現を図り、しあわせを実感できる「ゆたかな社会」を目指します。
- 地域に今ある価値（原風景・町並み、伝統・文化等）を再認識し、高め、発信することで、都市住民が憧れを抱く地域をつくります。
- 人口減少という社会構造の変革を好機と捉え、学びと自治の力を発揮し、新しい生き方や暮らし方、価値を創造できる最先端の地域へと価値観の転換を図ります。

確かな暮らしが営まれる地域づくり

- 分散から集住への転換や社会インフラの最適化についての幅広い議論を進め、安心・便利で持続可能な生活圏の形成を目指します。
- ライフスタイルの多様化などの社会の変化を見据え、移住・二地域居住等の推進、つながり人口^{*}の創出により、地域活動と地域の産業を支える人材を確保・育成します。
- DX^{*}の推進により、必要な生活・行政サービスを享受できる環境を整備します。
- 地域にある資源を活かし、過疎地域から脱炭素（ゼロカーボン）^{*}社会を実現します。

第3 実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と課題

ア 移住・定住の促進

《現状・成果》

- 県内各市町村において、少子高齢化に加え、若年層の都市部への流出が顕著となっています。
- 他方で、コロナ禍以降、都市部住民において、地方暮らしへの関心が高まっています。
- 県内移住者及び県内の地域と関わる者を増やすため、市町村、関係団体等と連携し、仕事と暮らしをセットにして人を呼び込むための取組を進めています。
- 上記の取組のほか、地方暮らしを思い描く都市住民等を対象とした移住相談、移住体験等を推進することにより、相談件数及び県内移住者数は近年増加傾向にあります。

《課題》

- ライフスタイルの多様化など社会の変化を見据えた施策展開が必要となっています。
- 移住者の受け皿となる住宅や、移住者が希望する就労先が不足しています。
- 少子高齢化や若年層の県外流出により、地域コミュニティの維持機能が低下しています。
- 地域住民と移住者等の相互理解の促進を図ることが必要です。

イ 二地域居住・地域間交流の促進

《現状・成果》

- コロナ禍を契機に、都市住民の地方への関心が高まっています。
- 都市住民が希望する地方との関わり方として、具体的な移住を検討する者、現居住地のほか、副業（複業）・兼業、テレワーク[※]等を活用しながら、地方に居住する「二地域居住」を検討する者、都市部にいながら地方の地域コミュニティとつながりを求める者など多様化してきています。
- 二地域居住やテレワーク[※]等を通じた地域間交流の促進により、定住人口や交流人口でない、「つながり人口（関係人口）[※]」が創出され、将来の移住・定住につながるきっかけとなっています。

《課題》

- 新たなライフ・ワークスタイルとして、二地域居住や地方でのテレワーク[※]等を促進する上で、実践者の状況把握や拠点間移動に係る費用負担軽減の対応が必

要です。

ウ 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

《現状・成果》

- 過疎地域等では、急速に進行する人口減少や少子高齢化に伴い、地域社会を支える人材の不足が懸念されています。
- これまで、住民が地域課題を学ぶ機会の提供や、住民と共に対話を進め必要に応じて様々な地域資源や人材を繋げる中間支援人材の育成に取り組むことで、住民が自主的・主体的に担い手となることを支援しています。
- また、地域おこし協力隊[※]の配置や定着も進んでいます。

《課題》

- 過疎地域等の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、地域社会の担い手を地域内の人材のみで確保することは限界があります。
- これまでの取組に加えて、つながり人口（関係人口）[※]等の拡大に向けた取組をはじめ様々な方法により、地域外からの人材の確保や、地域外の人材等との交流・連携・対流を通じて地域内外の潜在的な人材を顕在化させるなど、担い手を生み出す取組を更に推進していくことが重要です。

（２）取組の方向

《基本的な方針》

- 「多様なひと・企業に選ばれる長野県（地域）」を目指し、理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現、新たな働き方の促進、創造的な暮らし方の発信等による移住促進や二地域居住等「つながり人口（関係人口）[※]」の拡大を図ります。
- 大都市圏等から本県への人や企業の呼び込みを強化するため、行政と民間団体、事業者が連携し、オール信州の観点で様々な分野の取組を展開します。
- 地域住民が自主的・主体的に地域づくりに取り組んでいくための学びや対話を促進するとともに、地域内外の人材が地域社会の担い手となり活動していくことを推進します。

《施策の展開》

ア 移住・定住の促進

- 東京、大阪、名古屋に県内移住に係る相談窓口を設けるとともに、市町村やNPO法人等と連携して相談に対応する等、移住相談体制の強化を図ります。
- 移住フェア等のイベントを通じ、ターゲットやニーズに応じた「信州らしい暮らし方」等、本県の魅力や強みを活かした情報発信を行います。
- 利活用可能な空き家や、農地・林地付き住宅等、移住者向け住宅の掘り起こしをするとともに、移住希望者のニーズにあった住まいの情報を提供します。
- 都市部在住の社会人をターゲットにした転職セミナー等の開催、転職希望者と県内企業をつなぐサイトの運営や、副業（複業）・兼業など新たな働き方を求める人材の活用・確保により、暮らしと仕事（転職）をセットにした社会人の誘致を促進します。

- 移住者が地域に受け入れられるよう溶け込み支援を行うとともに、将来にわたって安心して暮らすための居住環境整備を支援します。
- 地域住民と移住者等の相互理解を促進し、寛容性の高い地域づくりを推進します。

イ 二地域居住・地域間交流の促進

- 必ずしも移住・定住をゴールとしない、つながり人口（関係人口）※の拡大を促進するため、信州に想いを寄せていただいている県外の方々と地域の方々とのつながりをデザインし、多様な関わりしろにより、交流の促進を図ります。
- シェアハウス※やゲストハウス※等、地域間交流の拠点となる新たな住まい方を周知し、柔軟な暮らし方の浸透を図ります。
- 豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場の提供を通じ、都会の児童生徒・保護者と地域住民との交流による地域活性化等を図るため、信州自然留学（山村留学）※の取組を推進します。

ウ 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

- 生涯学習（公民館活動）の充実や、中間支援人材の育成・活動支援等を通じて、住民同士や住民と行政の間で地域の現状や課題、あるべき姿等についての「話し合い」を促進し、自主的・主体的に地域づくりに取り組む住民意識の醸成を図ります。
- 集落支援員※や地域おこし協力隊※など、地域社会の担い手の確保・育成に向けた人材活用制度の推進を支援します。
- 過疎地域をはじめとする地域人口が急減している地域において、雇用の場と、就労その他の社会活動を行う人材を確保する特定地域づくり事業協同組合の設立を促進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化に取り組みます。

2 産業・観光の振興

（１）現状と課題

ア 農業の振興

《現状・成果》

- 過疎地域等においては、令和２年現在約 16,000 戸（全県比 17.6%）の農家によって耕作が行われていますが、基幹的農業従事者数に占める 65 歳以上の割合は、76.8%となっています。平成 22 年からの 10 年間で、農家数は約 6,000 戸（約 3 割）減少し、基幹的農業従事者数に占める 65 歳以上の割合が約 4 %増加するなど、担い手の減少や高齢化が更に進んでいます。
- 一方、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める都市住民を中心に豊かな自然や田園風景、農村文化や伝統食などを有する農業・農村への関心がコロナ禍において更に高まっています。

- 地域の担い手となる集落営農組織が増加するとともに、荒廃農地の再生活用が進展しました。
- 農地の集約化等に向けた取組を加速化するため、市町村において、目指すべき将来の地域農業の在り方や、目標とする農地利用の姿を示した目標地図を明確にした将来ビジョンである「地域計画」が策定されました。
- 中山間地域における農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進し、農村コミュニティの維持・強化に向けた地域住民主体の取組が図られました。
- また、水路の補修や草刈りなど地域ぐるみで取り組む共同活動により、農道や農業用水路等の地域資源が保全管理されています。
- 農ある暮らしを志向する都市住民に対し、Webによる情報発信や相談を強化することで、農ある暮らしや都市農村交流に対する理解が深まりました。

《課題》

- 少子高齢化の進展により、担い手の更なる減少が進み、荒廃農地の発生や有害鳥獣による農作物被害の拡大とともに、農道、水路等の農業用施設や農村コミュニティの維持、農村文化や食文化の伝承等が困難となることが懸念されます。
- 過疎地域等の農業・農村を維持・発展させるためには、多様な農業の担い手確保と農業生産基盤の整備・保全や農業生産活動等の継続に加え、ICT[※]等を活用したスマート農業[※]の導入による省力化や生産性の向上等を図るとともに、農村と都市とのつながりによる農村コミュニティの維持・強化を図ることが必要となっています。
- また、県土の保全と活用のため、過疎地域等の農業資源が有している水源のかん養、洪水防止等の多面的機能を維持・発揮していくことも求められています。

イ 林業の振興

《現状・成果》

- 森林面積は県土の約8割に及び、特に過疎地域等は、その面積の9割近くが森林に覆われています。
- 森林は、県土の保全や水源のかん養、木材をはじめとする林産物の供給といった働きをはじめ、保健休養の場や多種多様な生き物の生息・生育する場の提供、さらには地球温暖化の防止といった「多面的機能」を有しており、私たちの暮らしと密接に関わっています。
- 現在、森林資源は着実に増加し、森林を育てる時代から利用する時代への転換期を迎えています。
- 地域住民が主体的に森林の整備・利活用を行う「里山整備利用地域」の認定が100を数え、森林づくり県民税を活用した過疎地域等での循環的・持続的な取組が広がっています。
- 森林や林業に関する教育機関や試験研究機関が比較的近距離で集積している「木曾谷・伊那谷」エリアにおいて、関係機関の連携機関の連携による質の高い学びの提供と知見を活かした産業支援により、人材育成とイノベーション創出が進め

られています。

《課題》

- 長期にわたる木材価格の低下により、森林所有者の意欲の減退や林業労働者数の減少等があり、間伐などの森林施業が進んでいない森林も多くなっています。こうした森林に対し、森林経営管理制度※を導入し、地域における持続可能な林業経営を確立することが不可欠となっています。
- また、施業の行われている森林については、施業の低コスト化を図り、外材や他素材との競争力強化及び需給バランスや木材価格の変動といったリスクへの対応力強化が必要となっています。

ウ 水産業の振興

《現状・成果》

- 過疎地域等における養殖業は、清冽な河川水や湧水を利用して、マス類を中心に生産が行われており、近年では、信州ブランド魚の「信州サーモン※」や「信州大王イワナ※」も養殖されています。
- 河川湖沼は、溪流魚釣りなどレジャーの場として活用されており、漁業協同組合では、産卵床の造成などによる資源増殖の取組や、遊漁者にとって魅力ある漁場づくりが行われているところです。

《課題》

- 「信州サーモン※」及び「信州大王イワナ※」は、県内外の宿泊施設や飲食店等実需者の需要拡大に伴い、生産の拡大が求められています。
- 遊漁者を更に呼び込むため、漁業協同組合等、地域の関係者と連携し、遊漁者にとって魅力ある釣り場の構築や遊漁者の利便性を図る方策の導入など、地域の実情に合わせた取組が求められています。
- 河川湖沼では、違法放流などで生息域を拡大したオオクチバス等の外来魚、カワウ等の魚食性鳥類やアメリカミンクによる魚類の食害が問題となっており、外来魚・魚食生鳥類等による漁業被害防止をする対策が必要です。

エ 地場産業の振興

《現状・成果》

- 地域で培われた技術や材料などの地域資源を活用して商品を製造する地場産業の多くは小規模であるため、後継者や販路の確保など様々な経営課題があり、展示即売会や、PRイベント開催等の支援策を講じています。
- 生活様式や消費者動向が多様化する中、地域資源製品開発支援センター事業において、時代のニーズに合わせた新商品開発・PRを支援しています。（毎年20-30件程度）

《課題》

- 安価な輸入製品や国内の他地域との競合、従事者の高齢化など、取り巻く環境は

依然として厳しい状況にあります。

- 地場産業の振興のためには、経営の安定、産業の維持・発展を図るとともに、引き続き新商品開発や新事業展開などへの取組の後押しに力を入れる必要があります。
- また、社会の加速的なDX^{*}の流れに鑑み、今後デジタル化に向けた取組への支援も必要となります。

オ 企業誘致の促進

《現状・成果》

- 過疎地域等は、山間地であることが多く、まとまった平地の確保が難しいため、工場用地の整備が立ち遅れています。
- 製造業の立地を促すための各種支援により、その地域の特色を活かした企業の誘致が進んでいます。

《課題》

- 製造業の集積が少ないため、特に協力工場や下請工場を必要とする企業の立地については、他の地域に比べて厳しい状況にあります。
- 一方、近年はコロナ禍を経て働き方が多様化し、都市部の情報サービス企業を中心に、自然環境が豊かな地方のオフィスに社員を派遣又は移住させ、業務の一部をテレワーク^{*}で行う動きも見られており、このような動きをとらえ企業立地を促進させていく必要があります。

カ 創業・事業承継の促進

《現状・成果》

- 過疎地域等においては、人口規模が小さいことを要因に小規模企業が多く、新規創業が困難であることや、経営者が高齢化し、後継者不在率が高い状況にあります。
- 多くの県内市町村において創業支援計画が策定され、地域における関係機関と連携した創業支援体制が構築されたほか、事業承継調査による実態把握が進められています。

《課題》

- 地域経済の活性化のためには、既存の企業の経営を支援するとともに、地域の課題をビジネスの手法で解決する創業を促進していく必要があります。
- 廃業により、日常生活に必要なサービスが喪失するおそれがあるため、親族承継に限らない事業承継対策を講じていく必要があります。

キ 商業の振興

《現状・成果》

- 消費者ニーズの多様化、インターネット等を利用した購買方法など、地域商業を取り巻く環境が変化しています。

- 県下一斉に消費者の買物行動を調査・分析し、県及び各市町村、民間企業等の商業施策の基礎資料として活用しています。
- また、小売業者や商店街等が県内で実施している買物環境向上支援事業に関する情報を収集し、市町村等の支援策の参考資料として情報提供しています。

《課題》

- 過疎地域等における商業は、零細規模のものが多く、品揃えや設備等の面で地域の消費者を十分満足させることはできず、消費者が他地域へ流出する要因になっています。
- また、後継者不足などから廃業や空き店舗が増加し、商店街の衰退が進んでいるほか、ＳＳ（サービスステーション）の維持・存続も課題となっています。

ク 情報通信産業の振興

《現状・成果》

- 情報通信技術は、自動運転等による作業負担軽減や遠隔診療の実施、物流・交通における格差解消など、担い手不足が深刻化する過疎地域等での課題解決に貢献するものであり、地域を存続・発展させていくための手法として大いに期待されています。
- ＩＴ人材やＩＴ産業の集積を図るため、「信州ＩＴバレー構想」を策定するとともに、産学官による連携推進体制を構築しました。

《課題》

- 人手不足感の強まる中でのＩＴ人材の確保、特にＡＩ※やビッグデータ※を使いこなし、付加価値の創出や革新的な効率化を通じて生産性向上等に寄与する先端人材の確保や新技術への対応が課題となります。

ケ 観光又はレクリエーション

《現状・成果》

- コロナ禍で停滞していた観光交流は、経済活動の回復に伴いコロナ禍前の水準まで回復してきています。
- 過疎地域等では、美しい自然が豊富に存在しており、貴重な歴史遺産、地域固有の伝統芸能が脈々と受け継がれているなど、個性豊かな地域資源に恵まれています。
- 一方、人口減少や高齢化が急速に進行し、観光業の担い手不足が顕著になっています。
- 過疎地域等の自然や風土、健康長寿等の強みを活かした魅力ある体験・交流プログラムの開発や各ツーリズムの推進、リゾートテレワーク※の環境整備などにより、新たな観光需要の創出や新しいスタイルの観光につながる取組が広がっています。

《課題》

- 人々の行動や価値観が大きく変化する中で、新たな観光需要への対応に加え、観光施設の老朽化対策や通年型観光の推進、観光業の担い手確保などに継続的に

取り組む必要があります。

- また、長期滞在型観光の推進、リピーター獲得に向け、近隣市町村等と連携した広域的な取組が求められています。

（２）取組の方向

《基本的な方針》

- 農業・農村振興に当たっては、地域の基幹産業として、多様な担い手が参画し、農畜産物の生産・販売力を確保するとともに、美しい景観などの地域資源の有効活用と都市住民との交流を含めた様々な方々との連携により集落機能の向上を図ることで、「魅力ある農村」を目指します。
- 林業振興に当たっては、環境と経済の調和した持続可能な社会づくりを目指し、豊かな森林資源をはじめとする森林の多面的機能を最大限活用することにより、地域の持続的発展を図ります。併せて、森林に対する多様な要請に応えるため、適正な森林管理のための合意形成や自立的な組織づくりを推進します。
- 水産業の振興に当たっては、豊かな水資源を活用した養殖魚生産を促進するとともに、地域色豊かな漁場づくりを進めます。
- 伝統的な産地技術や、発酵食品といった地域資源の有効活用等により、自立的な魅力ある地場産業の振興を図ります。
- 企業誘致は地域における雇用の場の創出に直接的な効果を有するものであり、また、特に地域の資源、技術を活用する企業を誘致することは、既存産業の振興にも寄与するものであることから、過疎地域等においても活動が可能な企業を中心に、様々な方法を駆使して積極的に誘致活動を進めていきます。
- 過疎地域等における創業（ソーシャルビジネスを含む）・事業承継のニーズに対応した支援を実施します。
- 地域の商店・商店街は、住民の生活を支える場として、また多くの人が集まる交流の場として大きな役割を果たす、まさに「地域コミュニティのよりどころ」であるとの認識のもと、地域が一丸となった商店街のにぎわい再生を図ります。
- 県が目指す、暮らす人も訪れる人も楽しめる世界水準の山岳高原観光地づくりを推進するため、令和８年度に制度が開始される宿泊税も活用し、人口減少下におけるインバウンド*を意識した世界水準の観光地づくりを推進するとともに、長野県が持つ強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくりに取り組みます。

《施策の展開》

ア 農業の振興

- 集落営農組織等の中核的経営体*の育成や、地域の実情に即した農作業の補完体制の整備による営農の継続、都市住民の受入れなどによる新たな農業の担い手の確保・育成を進めるとともに、ＩＣＴ*等を活用したスマート農業*の導入による省力化・生産性の向上を図ります。

- 地域の農業者の知恵・経験・技術を活かし、伝統野菜など特色ある農畜産物の生産、地域資源を活用した伝統食や農産加工品の販売など農業の6次産業化※などによる地域資源の高付加価値化への取組を推進します。
- 都市住民に対し農業・農村の魅力を発信し、ライフスタイルに応じた農ある暮らしを提案するとともに、農家民宿や農家レストラン等の経営の多角化、体験学習や修学旅行などの受入体制の整備、滞在型市民農園※や体験交流施設等の整備を進めることにより、都市住民とのつながりを深め、多様な人材を農業・農村に呼び込み、農村コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 農業・農村が有している多面的機能※を将来にわたって十分に発揮するため、農地・農業用水路・農道等の地域資源の適切な保全管理や整備、荒廃農地の解消、野生鳥獣被害の防止等の取組を地域ぐるみで実施する体制づくりを進めます。
- 農業水利施設等の長寿命化対策などを着実に進めるとともに、担い手への農地集積につながる農地の条件整備等を推進します。

イ 林業の振興

- 木材生産機能の高度発揮を目指す森林では、持続的に森林資源の供給が可能となるよう、適切な森林整備や獣害対策を実施するとともに、主伐・再造林を進めて、林齢の多様化にも配慮した森林づくりを推進します。
- 森林施業の基盤となる林内路網の充実を図るため、幹線となる林道・林業専用道の整備と併せて、低コストで耐久性のある作業道等に重点を置いた整備を推進します。
- 森林資源を基盤とした持続可能な産業づくりを実現するため、施業の集約化の促進、高性能林業機械の導入による生産性及び収益の向上を図り、林業事業体の経営基盤を強化し、競争力のある林業を構築します。
- 森林経営管理制度※により森林管理を加速し、林業振興施策を通じた地域経済の循環を図り、地域における持続可能な産業として育成します。
- 県産材の利用促進を図るため、生産から加工、流通に至る安定供給体制の整備と木材需要の拡大、多様化に向けた対策を進めるとともに、循環型社会の構築に向け木質バイオマスエネルギー※等の利用を促進します。
- 山村における特用林産物の生産振興を図るため、原木きのこ生産者への資材購入支援や、生産技術向上のための研修会開催等により、特用林産物の産地形成を推進します。
- 林業後継者の育成に必要な研修の実施、林業士等の認定及び林業研究グループ・女性林業グループの活動を支援します。（一財）長野県林業労働財団と協働して林業の担い手の確保・定着を図るとともに、高度な技術を有する人材を養成します。
- 森林・林業に関する教育機関や試験研究機関等が比較的近距離で集積している「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」の強みを活かし、木や森に関心のある人が県内外から訪れる人材育成とイノベーションの拠点地域となるよう、地域ブランドの

確立を目指すとともに、移住・定住の促進や交流人口の創出を図ります。

- 山村地域に新たな収入や雇用機会を創出するとともに、「つながり人口（関係人口）※」を呼び込むため、森林空間を健康、観光など多様な分野で活用する体験プログラムを提供できる人材の育成や創業への支援などにより、森林サービス産業の振興を図ります。
- 公益的機能の高度発揮を目指す森林では、将来の針広混交林化や、災害に強い森林づくり、保安林の指定等による森林の整備・保全に取り組みます。

ウ 水産業の振興

- 信州ブランド魚の「信州サーモン※」や「信州大王イワナ※」をはじめとする地域特産魚の品質向上と安定生産を進めます。実需者等からの需要に応えられるよう、養殖業者への稚魚の安定供給に努めます。
- 漁業協同組合が地域の関係者等と連携して行う、遊漁者の多様なニーズに沿った魅力のある漁場づくりやインターネットを利用した遊漁券の販売システムの導入など遊漁者の利便性を図る取組を推進します。また、外来魚・魚食生鳥類等による魚の食害を防止するため、漁業協同組合が行う駆除活動等の取組を支援します。

エ 地場産業の振興

- 地域に根差し雇用を支えている発酵食品や木工、繊維等の地場産業の振興を図るため、消費者ニーズに対応した商品企画、試作、デザイン、販路開拓等を支援します。
- 時代の変革に対応しながら継承されてきた伝統的工芸品を地域産業として振興するため、新商品開発や販路開拓、後継者育成・確保を支援するとともに、その魅力や価値の情報発信に努めます。
- 農村地域ならではの魅力的な農産物加工食品等のインターネット通販、古民家等を活用した宿泊施設、アウトドアガイドなど農山村等における小さなビジネスの創出を支援します。

オ 企業誘致の促進

- 住民の安定した収入の確保と若者、女性、高齢者が喜んで働けるような就業の場の創出・確保のため、地域の自然的、地理的条件や労働力の実情に適応した企業等の誘致を促進します。
- このため、県は市町村に対し誘致情報の提供を積極的に行うなど、過疎地域等における企業誘致の連携づくりに努めます。
- 誘致に当たっては、地域の特色を活かした製品を生産する企業、広い土地を必要としないが収益性が高い企業、高齢者を労働力として有効に活用する企業、ＩＣＴ※関連など働く場所を選ばない企業等過疎地域等の条件に適応できる企業を対象を絞って誘致を促進します。

- また、地方創生の一環として、県外企業の本社機能や研究所、研修所、サテライトオフィス※の誘致に加え、リゾートテレワーク※の推進にも取り組みます。
- 既存企業の増設・新設等への支援、窓口やサテライトオフィス※等の整備のほか、誘致企業に対する税制上の優遇措置について、引き続き講じていきます。

カ 創業・事業承継の促進

- 過疎地域等においても創業を促進するため、市町村による創業支援計画の策定・更新を支援するとともに、総合的な相談体制の整備、専門家の派遣、創業事例の情報提供等だけでなく、創業後の経営に対しても支援します。
- 事業承継が必要な事業者の業種や地域との関わりに応じ、県だけでなく、市町村等の関係者も役割分担して対策を講ずることが出来るよう、ネットワークづくりを支援します。

キ 商業の振興

- 商工業支援団体等と連携し、商業診断や経営研修等を実施するなど、個店の魅力アップ及び人材育成を行うとともに、空き店舗を活用した取組や、コワーキングスペース※、ゲストハウス※等の運営といった地域内と移住者を含めた域外の人が集うことができるコミュニティの拠点となるような取組を支援することにより、商店街を中心とした過疎地域等のまちづくりを進めます。
- 地域における消費の下支えをするとともに、消費者ニーズに対応した品揃えや、地域の消費者に対するきめ細かなサービスを持続的に提供できる仕組みの構築に取り組むなど、地域住民の日常ニーズに十分に対応できる商業の振興に努めます。
- また、安心・安全な暮らしを支えるため、地域の燃料供給の拠点であるＳＳ（サービスステーション）の維持・存続に向けた市町村による燃料供給体制に係る計画づくりや当該計画に基づく取組を支援します。

ク 情報通信産業の振興

- 地域内でのＩＴ人材の育成と地域外のＩＴ人材の誘致により、多様で優秀なＩＴ人材の集積を促し、情報通信産業の振興を図ります。
- アイデアや情報、技術知識の交換を通じた研究開発やオープンイノベーション※の実践による生産性の向上に取り組みます。

ケ 観光又はレクリエーション

- 観光資源・コンテンツの磨き上げや観光地の受入環境整備、世界水準の山岳高原観光地づくりに向けた地域DMO※・DMC※等の体制強化、観光人材の育成などにより観光地域づくりの推進に取り組みます。
- 長野県の特徴を活かした観光資源のブランド化(アウトドアカルチャー等)や様々な機会を捉え地域や関係者と連携した誘客プロモーションの実施などにより長野

県観光のプロモーションの展開を図ります。

- ハード・ソフト両面からのインバウンド*受入体制強化や海外の高付加価値市場へのプロモーションなどによりインバウンド*の推進に取り組みます。

3 地域における情報化（デジタル社会の推進）

（１）現状と課題

ア DX*の普及による情報通信技術の利用機会の格差是正

《現状・成果》

- 県内では超高速ブロードバンド利用可能人口率は 99.8% (令和 2 年 3 月末時点) に達していますが、個別にみると依然として未整備の箇所が残っています。
- このため、過疎地域でも都市部同様に超高速ブロードバンドが利用できるユニバーサルサービスになるよう制度改正を要請しています。
- 県と市町村を相互に接続する高速情報通信ネットワークとして平成 19 年に運用を開始した「情報ブロードウェイながの」は、安定運用の確保とともに、ICT*利活用の促進につながる整備が求められています。
- また、本県の一部地域で、地域の課題である交通や医療の課題解決に繋がる自動運転や遠隔診療などに活用が期待される 5G*の商用利用が始まりました。

《課題》

- 超高速ブロードバンド利用可能人口率は 99.8% (令和 2 年 3 月末時点) であるものの、利用している世帯は、82.6% (令和元年 9 月末時点) となっており、更なるブロードバンドサービスの利用促進が課題となっています。
- 今後は、ICT*を利活用して様々な社会的課題の解決を図る先駆的な取組や手法、成果等を県全体で共有し、本県の強みや特徴を最大限活かしていくことが求められています。

イ 住民生活の利便性向上

《現状・成果》

- 県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等のオンライン化に取り組んでいます。
- 県内全市町村等が参加する「長野県先端技術活用推進協議会」において、県と市町村による情報システム等の更なる共同調達・利用を進めるとともに、情報システムの標準化・共通化や自治体フロントヤード改革等についても、当協議会の下、県と市町村で連携して取り組んでいます。
- 県においては、県立高校での AI*教材を用いた学びの自立化・個別最適化や教員の働き方改革を図る取組や、ドローン*や航空レーザ計測*を用いて取得した

データとICT※の活用により、森林管理と林業経営の最適化と効率化を図るスマート林業※などの取組を進めています。

- また、県内過疎市町村等においても、国の「地方版IoT※推進ラボ」に選定された伊那市や、世界インテリジェント・コミュニティトップ 21 に選定された塩尻市など、国や民間のリソースなどを利活用して地域課題を解決する先進的な実証実験プロジェクトが数多く実施されています。

《課題》

- これらの先進的な取組の成果等について、過疎市町村等を含む県内全域に社会実装していくためには、デジタル人材の育成・誘致及びICT※の利用側での更なる工夫により、導入や運用に係るコストを低減させ、費用対効果を大きくすることが求められます。

ウ 産業の振興

《現状・成果》

- AI※やIoT※、RPA※等の先端技術の中小企業等における利活用を促進することで、県内産業の生産性向上が期待されますが、県内企業の先端技術の導入は十分には進んでいません。

《課題》

- 先端技術導入が進まない背景としては、効果が具体的にイメージできず、導入を躊躇する企業等が多いことが課題と考えられます。
- また、製造業のみならず多様な分野における先端技術の利活用促進が必要です。

エ 地域公共交通の活性化・再生

《現状・成果》

- 交通事業者の経営悪化や運転手をはじめとする担い手不足により現在の交通体系の維持が困難になっています。
- 一方、高齢化の進行などに伴い地域の足を確保する必要性は増しています。
- 令和6年6月に策定した「長野県地域公共交通計画」に基づき、通院・通学・観光に必要な移動を最低限保証するため、地域ごとに必要なサービスの水準に係る具体的な議論を行っています。

《課題》

- 担い手の確保や持続可能な交通ネットワークの構築に向けて、地域住民を含む多様な関係者が連携・協働して対応し、地域のあらゆる輸送資源を有効活用する必要があります。

オ 物流の確保

《現状・成果》

- 高齢化による後継者不足に加え、過疎化による需要減少により地域の商店の店

舗数が減少しており買物環境の悪化が懸念されます。

- 小売業者や商店街等が県内で実施している買物環境向上支援事業に関する情報を収集し、市町村等の支援策の参考資料として情報提供しています。

《課題》

- 人口の少ない地域での買物環境の維持・向上に向けては、移動販売や宅配、買い物代行、送迎、ネットスーパー等の手法が考えられ、これらの効率的な運用が課題となっています。
- ICT*の利活用により無駄のないロジスティックス*を実現し、高度化された物流機能により産業競争力の向上を図る必要があります。

カ 医療の充実

《現状・成果》

- ネットワークの活用による診療情報等の共有が図られ、専門医がいる高度医療機関からの情報を受けられる仕組みづくりが進んでいます。
- 更なるオンライン診療の普及を見据えて、法制上の位置づけを明確化することとされています。

《課題》

- 過疎地域等において、通院に係る患者負担を軽減するため巡回診療が行われているところですが、更に限られた医療資源を有効活用するため、ICT*の利活用により質の高い医療を効率的に提供する環境を整備する必要があります。

キ 教育の充実

《現状・成果》

- 令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布・施行され、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることのできる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。
- 令和元年12月に示された「GIGAスクール構想*」を受け、令和3年度に県内全ての小学校及び中学校において、整備が進んだ1人1台端末を活用した学習がスタートしました。
- これにより、ICT*環境の地域間格差解消が図られてきています。
- 令和元年度に整備された小中義務教育学校における1人1台端末については、令和6年度から5年間を想定し、国制度の活用による市町村と共同した計画的な端末更新・整備を進めています。また、県内全市町村が参加する「長野県GIGAスクール会議」を開催し、地域の実情に合わせて、1人1台端末の更新や利活用について情報共有しながら進めています。
- 令和7年度の全国学力・学習状況調査では、中学校理科がCBT*で実施されましたが、ネットワーク等の大きな不具合はなく実施されており、さらなるネット

ワークの改善が図られています。

《課題》

- 1人1台端末やOS標準の汎用的なソフトウェア、デジタル教科書の活用等、デジタル学習基盤を前提とした学びに向けて取り組んでいくことが重要となってきました。
- 教員のICT*指導力については、これまでの取組により改善が図られてきているものの、課題も残っています。
- 児童生徒の情報活用能力を育成する必要性はますます高まっており、現行の学習指導要領において各教科や総合的な学習の時間等で体系的に取り組むことが求められています。
- 山間小規模校等において、遠隔教育のニーズが高まっていますが、まだ具体的な取組が十分に進んでいないという課題があります。

ク 電気通信施設の整備

《現状・成果》

- 非常災害時の情報伝達手段として用いられる、県機関と市町村等を結ぶ長野県防災行政無線衛星系設備について、令和4年度から更新工事（第3世代化）に着手し、令和7年度完了を目指して整備しています。また、市町村においても、防災行政無線等の通信手段（消防庁で提示されている防災行政無線ほか9手段）が追加・整備されました。

《課題》

- 過疎地域等は全般的に山間へき地に位置し、急峻な地形や脆弱な地質の地域を多く抱えており、災害発生要因が高いことから、非常災害時の情報伝達手段として、防災行政無線の他様々な通信手段の整備が重要です。

（2）取組の方向

《基本的な方針》

新型コロナウイルス感染症などの前例のない危機にも対応できるように、Society5.0*時代を見据えて、県全域のDX*を行うことで5G*などのインフラ整備を促進し、本県を、県民や地場企業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地域にします。

- 行政手続のオンライン化や、キャッシュレス決済の導入、住んでいる地域にかかわらず、質の高い教育や医療などのサービスを享受できる環境づくり等により、県民にとって魅力的な地域にします。
- IoT*や遠隔操作等によるテレワーク*の促進、AI*等の活用による地域の課題解決とイノベーション*の創出等により、地場企業にとって魅力的な地域にします。
- ICT*とデータの活用による多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくり、デジタル人材の確保・育成等により、県外の人・企業にとって魅力的な地域にします。

《施策の展開》

ア DX*の普及による情報通信技術の利用機会の格差是正

- 過疎地域等の抱える様々な課題に対し、ICT*を活かした施策の展開を図ります。
- また、これらによりICT*利活用のニーズを拡大するとともに、通信事業者と連携しながら国へ要望し、過疎地域でも都市部同様に超高速ブロードバンドが利用できるよう、情報通信インフラの充実と未整備箇所の解消を後押しします。
- 多様な団体等と連携して、全ての県民がデジタル技術の便益を享受できるように支援を行う仕組みを検討します。

イ 住民生活の利便性向上

- 行政のデジタル化に関する基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）との整合やマイナンバー制度の活用に留意しつつ、ニーズが高い行政手続等からオンライン化の取組を実施します。
- 市町村が「スマート窓口」（書かない、迷わない・待たない、行かない窓口の組合せ）を実現できるよう、ロードマップを提示するとともに、デジタル人材を派遣して、取組を牽引します。
- 住民サービスの多くを担う市町村のICT*利活用を促進するため、先端技術活用推進協議会の枠組みを活用しながら、長野県市町村自治振興組合と連携して、県と市町村が共同で事例研究や情報システム等の実証を行い、共同調達・共同利用を促進します。

ウ 産業の振興

- 先端技術に関する相談対応や普及啓発、ITベンダーとのマッチング支援、導入費用の支援等を行うことで、県内産業の先端技術の導入を促進します。

エ 地域公共交通の活性化・再生

- 「長野県地域公共交通計画」に基づく通院・通学・観光の移動保証が図られているか確認するため、地域の交通の状況を定量データで整理し、地域ごとに協議する材料として活用します。
 - リアルタイムで路線バスの運行状況を確認できるバスロケーションシステムの導入や、交通事業者・市町村に対して、経路検索サービスで路線バス情報を検索するために必要な「標準的なバス情報フォーマット（GTF S-J P）」の整備を促進し、バス利用者の利便性向上を目指します。
 - 県下統一地域連携ICカード「KURURU」をはじめとしたキャッシュレス決済の導入を推進し、公共交通利用者の利便性向上を目指します。
- Ma a S*のほか、自動運転やAI*を利活用した実証実験の情報などを様々な業種の関係者と共有・連携することで、利便性・持続可能性・生産性が高まるよう、検討を進めてまいります。

オ 物流の確保

- 移動販売、宅配、買物代行、送迎、ネットスーパー等の取組を支援するとともに、ＩＣＴ※を活用した効率的な運用を促進します。
- ＡＩ※、ＩｏＴ※等の新技術をサプライチェーン上に組み込み、一層の物流生産性の向上を図ります。

カ 医療の充実

- 過疎地域等の診療を支援するため、遠隔診療やネットワークの活用による診療情報共有等のＩＣＴ※活用について推進を図ります。

キ 教育の充実

- 令和３年４月に設置した「長野県ＩＣＴ※教育推進センター」を中心に、県内全市町村が参加する「長野県ＧＩＧＡスクール会議」で本県が向かうビジョンを示し、情報共有をしながら、全県的な学習におけるＩＣＴ※活用の推進を図るとともに、１人１台端末の更新やネットワーク整備を進めていきます。
- 文部科学省の「リーディングＤＸスクール事業」を活用し、先進的な事例を創出し広めていくとともに、県教育委員会において、「クラウド※出前研修」等の地域のニーズに合わせた支援を市町村と連携して進めていきます。
- 令和７年度より、「遠隔授業支援プロジェクト」を実施し、これから遠隔授業を始めたい、今の取組をレベルアップしたいという学校に対し、遠隔教育を実施したい学校同士のマッチングや遠隔授業の開始にあたってのサポート等の伴走支援を行います。「学びの改革リーディング校」の遠隔教育推進校を中心に、遠隔教育の更なる取り組みを推進します。

ク 電気通信施設の整備

- 防災行政無線については、第３世代化への更新により映像等の大量データの送受信が可能となり、降雨特性も向上することから、より安定した通信設備が構築されます。今後も県機関と市町村を結ぶ非常災害時の通信手段として引き続き確保していきます。
- 市町村では、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線の他様々な通信手段を整備していきます。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と課題

ア 道路網の整備

i 国・県道及び市町村道の整備

《現状・成果》

- 過疎地域等は人口減少や厳しい財政状況などにより、他の地域に比べ道路網の整備が遅れています。
- 過疎地域等と都市部等との連絡を強化するための道路や、過疎地域等の活性化に資する道路について整備を進め、着実に進展が図られてきました。

《課題》

- 過疎地域等の生産機能や生活環境の整備等を進展させ、持続的な発展を目指す上で、交通機能の確保及び向上が喫緊の課題となっています。

ii 農道の整備

《現状・成果》

- 過疎地域等は、地形条件が厳しく、農道を含めた農業生産基盤の整備が他地域と比べて遅れています。
- 過疎地域等においては、農作物の集出荷のための道路整備のほか、集落間の連絡道路を整備することにより、生活環境の向上や農村の活性化を図ってきました。

《課題》

- 整備済の農道について、重要構造物の耐震化や長寿命化のための対策を計画的に進め、生活環境基盤の維持を図っていくことが課題となっています。

iii 林道の整備

《現状・成果》

- 「森林づくり指針」に基づく林道・作業道の計画延長は概ね計画通り進捗しています。
- また、「インフラ長寿命化計画」に基づく、トンネル、橋梁等の重要構造物の個別施設計画は全箇所策定済です。

《課題》

- 林道は、林業振興の基盤はもとより、過疎地域において生活道路や災害時のう回路としても利用されており、引き続き、林道の改良・重要構造物の修繕を計画的に進め、森林整備と併せて生活環境の基盤づくりを行っていくことが求められています。

イ 公共交通機関の確保

i バス路線等の確保

《現状・成果》

- 県では、地域交通の最適化に向けた取組を進める市町村を支援するため、交通やＩｏＴ*等多様な分野の専門家を派遣する等、地域の生活交通の維持・存続を図ってきました。

《課題》

- 県内乗合バスの利用者数は、減少傾向にある一方で、コミュニティバス*やデマンド交通*等の運行経費は年々増加し、過疎市町村の財政を圧迫しています。
- 高齢者の運転免許の返納など移動に困難を生ずる人が年々増加する中、その受け皿として移動手段を確保することがますます重要な課題となっており、各地域において、市町村、事業者、住民が連携して地域の実情に応じた交通システムを再構築する取組が引き続き求められています。

ii 鉄道

《現状・成果》

- 県内の鉄道路線は、北陸新幹線のほか、ＪＲ在来線７線、民営鉄道５線が運行されており、過疎地域等住民の重要な交通手段となっています。
- リニア中央新幹線については、平成23年に整備計画が決定され、ＪＲ東海が営業主及び建設主体に指名されました。また、平成26年10月には、工事実施計画（品川－名古屋間）が認可され、令和９年の開業を目指して建設が進められていましたが、東京・名古屋間の開業時期を見通すことができない状況です。なお、ＪＲ東海は、リニア中央新幹線の全線開業時期を示せる段階にないとしています。
- 北陸新幹線は、平成27年３月に長野・金沢間が延伸開業し、令和６年３月には敦賀までの区間が開業しました。延伸前と比べて利用者は大幅に増加しており、過疎地域等と都市との交流拡大に向けて、大きな効果をもたらしました。

《課題》

- 本格的な人口減少時代の到来による利用者数減、またコロナ禍を契機とした働き方、暮らし方の多様化などにより移動に対する需要は大きく変化しており、鉄道を取り巻く経営環境は厳しいものと予想されます。
- リニア中央新幹線の開業が遅れることにより、ＪＲ在来線の活性化を含む地域経済へのリニア開業の経済効果が逸失しており、東京・名古屋間のリニア開業時期の早期公表が求められています。

iii 空港

《現状・成果》

- 信州まつもと空港ではフジドリームエアラインズにより、平成22年6月から福岡線、札幌（新千歳）線の運航が開始されました。また、令和元年10月には神戸線が就航しました。
- 令和7年度冬ダイヤでは福岡線2往復、札幌（新千歳）線1往復、神戸線1往復が毎日運航されています。また、季節便として大阪線及び札幌（丘珠）線が運航されています。

《課題》

- 信州まつもと空港が県内と全国各地を結ぶネットワーク機能を将来にわたって発揮し続けるために、利用者の確保と利便性の向上が求められています。

（２）取組の方向

《基本的な方針》

- 過疎地域等と生活圏の中心都市等を結ぶ道路網の整備を進め、都市との時間距離の短縮を図るとともに、一層の交流促進に努めます。
- 過疎地域等と県内外の各地域との交流の拡大を図るため、高規格道路等の整備を進めます。
- 幹線道路網及び地域内道路網について、優先度、緊急度等を考慮し、計画的・効率的な整備を進めます。
- 地域内の集落間を連絡するなど、住民生活に密着した主要な生活道路について、県道と市町村道の一体的な整備を進めます。
- 過疎地域等においても住民が安全・安心して生活できるよう、県主導により、地域公共交通の最適化に向けた取組を推進するとともに、鉄道の輸送力強化と利便性の向上を促進します。
- 過疎地域等と都市との交流を拡大し、地域振興に資するため、関係団体等との連携により、北陸新幹線及びリニア中央新幹線の建設促進並びに信州まつもと空港の利用促進を図ります。

《施策の展開》

ア 道路網の整備

i 国・県道及び市町村道の整備

- 整備に当たっては、豊かな自然環境に配慮するとともに、地域振興を支援する道路や福祉関係施設へのアクセス道路及びスクールバス・福祉バス路線等の重要性を勘案し、地域の実情に応じた道路網の整備を推進します。
- 過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を進めます。
- 県内の主要都市及び県外との交流を促進するため、中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備促進を関係機関に働きかけるとともに、松本糸魚川連絡道路、伊那木曽連絡道路、上信自動車道等の整備を推進します。

- 基幹的な市町村道については県代行制度等の活用により整備を図ります。
- 山間部の落石等危険箇所等の防災対策を進めるとともに、積雪地域の冬期交通の安全確保に努めます。

ii 農道の整備

- 既設農道について、重要構造物の耐震化や長寿命化のための対策を市町村と連携して進めていきます。
- 集落内の道路については、市町村と連携し、生活環境基盤等の維持を図るための整備を進めていきます。

iii 林道の整備

- 過疎地域等における森林整備で基幹的な林道の開設については、県代行制度の活用を図ります。
- 既設林道の老朽化対策については、林道管理者が策定した個別施設計画に基づき、実施していきます。

イ 公共交通機関の確保

i バス路線等の確保

- 住民生活に最も身近な公共交通機関であるバス路線等については、「長野県地域公共交通計画」に基づき、自家用車に頼ることのできない高齢者・高校生等の日常生活における移動を確保するため、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築します。
- 通院・通学・観光に必要な移動と保証すべきサービスの品質（品質保証）を確保するため、複数市町村を跨いで運行する広域的・幹線的なバス路線を運行するバス事業者等に対して、運行費等を支援します。
- 公共交通等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消を図るため、市町村等に対する伴走支援を行うとともに、新たに自家用有償旅客運送に取り組むNPO法人等を支援します。

ii 鉄道

- 鉄道は、地域の重要な広域的交通手段であることから、安全で安定した運行の確保を図るため、国の支援制度を活用しつつ、市町村とも協力し、設備投資等に対する助成措置を継続します。また、輸送力の強化や利便性の向上等を図るため、沿線市町村、関係団体等と連携して、関係機関に働きかけます。
- 北陸新幹線について、大阪まで早期全線開業を図るよう、沿線都府県等と連携して、関係機関に働きかけます。
- リニア中央新幹線については、国家的プロジェクトとして地域振興に寄与するものと期待されることから、今後も沿線都府県や県内関係市町村等と一体とな

って、リニア中央新幹線の早期開業を働きかけるとともに、経済的効果や利便性がより広範囲にわたるよう、地域とともにリニア中央新幹線を活かした地域振興の取組を推進します。

iii 空港

- 本県唯一の空の玄関口である信州まつもと空港発着の定期便が、将来にわたって安定的に運航していくために、市町村・経済団体と連携して、利用促進に取り組むとともに、安全な空港運営に努めます。

5 生活環境の整備

(1) 現状と課題

ア 水道施設の整備

《現状・成果》

- 地形的に分断されており、山間部に点在する集落ごとに水道事業が展開されてきたことから、小規模水道事業が多数点在しています。
- 水道事業の母体を大きくすることにより効率的な事業の運営を図るため、上水道事業への統合や簡易水道事業同士の統合を進め、簡易水道事業数は平成 27 年度末の 222 事業から令和 6 年度末には 117 事業まで減少しています。

《課題》

- 小規模で経営基盤の脆弱な水道事業が多い中で、給水収益の減少、水道施設の老朽化の進行や耐震化の遅れ、人材不足等、多くの課題に直面しており、将来にわたり安全な水の安定供給を続けていくためには水道事業の基盤強化を図ることが必要です。

イ 下水処理施設の整備

《現状・成果》

- 快適な生活環境と良好な水環境の保全のため、下水処理施設等（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）の整備を積極的に進め、特に過疎地域等で一定の要件を満たす町村については、過疎代行により県でも整備を進めてきました。
- 全県の汚水処理人口普及率は 98.3%（令和 5 年度末）に達し、順調に整備成果が上がっています。

《課題》

- 一部過疎地域を除く過疎市町村における普及率は 95.4%と、全県の値と比較するとやや低い状況です。
- 引き続き未普及地域の整備を進めるとともに、人口減少・技術者不足等に対応し、施設のより効果的な整備、改築等の支援を行う必要があります。

ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、一般廃棄物の最終処分場の整備

《現状・成果》

- 過疎地域等を含む市町村の財政基盤脆弱化等の理由から、廃棄物処理施設の老朽化が進んでいます。
- 「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」等に基づき、地域ブロック間の広域化・集約化に係る見直しを図りました。
- 焼却施設の数については、平成 10 年度の 33 施設から比較すると、令和 6 年度末には 17 施設まで減少しています。

《課題》

- 更なる広域化集約化を図り、処理施設の広域的整備を促す等、過疎地域等を含む市町村の負担を軽減していく必要があります。

エ 消防・救急体制の整備

《現状・成果》

- 過疎地域等においても、消防については全ての市町村が常備化されており、消防救急体制については整備が進められてきました。
- 消防・救急施設については計画的に整備が進められており、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき徐々に整備されてきています。

《課題》

- 依然として消防ポンプなどの消防設備や防火水槽をはじめとする消防水利の整備が遅れている地域も見られます。
- 一方、若年層の流出、少子高齢化、就業構造の変化や住民意識の多様化などにより、地域の消防防災活動の要である消防団員は年々減少しており、新たな団員の確保が難しくなっているなど、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に課題を抱えている状況です。

オ 住環境の整備・景観形成の促進

《現状・成果》

- 過疎地域等においては、社会基盤整備は進みつつあり、住環境の水準は向上してきています。
- 令和 6 年度末において、県内の 29 市町村（うち過疎市町村等 11 市町村）が景観行政団体^{*}に移行し、独自の計画の下で景観形成を進めています。
- 特別豪雪地帯においては、地域住民の暮らしを支えるため、生活困窮者等の雪下ろしの負担軽減を図るとともに、事故防止のための克雪住宅の普及を促進しています。

《課題》

- 高齢者比率が高いことから、高齢者の生活、介護を支える住宅の整備など、安心して生活できる住環境づくりが課題です。

- 若年者比率が低いことから、バランスの取れた人口構成となるような住環境づくりが求められています。
- ふるさとに住みたいなどU I J ターン*者の定住化の傾向が見られつつあり、農村環境、自然環境といった地域の特性を活かした魅力的な住環境の整備が必要です。
- 景観に支障が生じている太陽光発電施設等の建設事例等に対し、適切な指導を行い、良好な景観育成を進めていく必要があります。
- 豪雪地帯では、少子高齢化に伴い除雪作業の担い手が不足してきており、雪下ろし作業が不要となる住宅の克雪化を一層推進するとともに、除雪ボランティアの確保等といった地域の除雪体制を構築していく必要があります。

カ 安全なまちづくりの推進

《現状・成果》

- 電話でお金詐欺等被害に関して、電話対策、街頭啓発活動、金融機関やコンビニエンスストア等に対する水際対策への協力依頼により、被害防止活動を推進しました。
- また、被害防止対策の広報啓発に加え、「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業」等により、地域の自主防犯活動を支援して官民一体の防犯活動を推進することにより、地域全体で犯罪を抑止する意識を醸成しています。
- 過疎地域等には、身近な不安を解消するため安全と安心のよりどころとなる駐在所を配置しています。駐在所の警察官は、パトロールや巡回連絡等を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っています。

《課題》

- 高齢者が対象となるオレオレ詐欺等の電話でお金詐欺被害が依然として発生していることから、有効な電話対策や対策機器の普及を推進する必要があります。
- 地域の防犯ボランティアの高齢化や次世代への継承が困難な状況にあり、地域住民等による防犯ボランティア活動を将来にわたり持続可能なものとするための支援活動を促進する必要があります。
- 高齢者の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数とも減少傾向ですが、死者数全体に占める高齢者の割合が依然高いことや、高齢運転者による重大事故が後を絶たない実態を踏まえ、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育、広報啓発及び運転免許を自主返納しやすい環境の整備が必要です。

キ 災害に強い県土づくりの推進

《現状・成果》

- これまで、住民の安全・安心を確保するための基盤整備など、防災・減災への対策を進めてきました。

《課題》

- 県内は、急峻な地形、もろい地質などの自然条件に加え、数多くの活断層、火山等を有し、風水害、地震、火山災害等による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成を図るため、引き続き、防災・減災対策を推進する必要があります。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けて、コンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンス（防災）の考え方による新たなまち・むらづくりや交通ネットワークの構築、社会インフラの最適化などの観点から、県土のグランドデザインを策定するとともに、具体的な事業にも着手します。
- 快適な生活環境の形成を図るため、水道施設、下水処理施設、ごみ・し尿処理施設、一般廃棄物の最終処分場等の生活環境施設の整備を推進します。
- 水道施設については、小規模水道の整備統合により事業基盤の強化を図るとともに老朽化施設の更新や耐震化を計画的に行うよう支援します。
- 下水処理施設については、小規模下水処理施設、浄化槽等地域の実情に応じた施設の整備・管理を促進します。
- 消防・救急施設については、消防施設の計画的な整備と、救急体制の確立を図るとともに、持続可能な消防体制の構築を推進します。
- さらに、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしている消防団の団員確保を促進します。
- 高齢者の生活に配慮し、バランスの取れたコミュニティの形成や新たな定住化に向け、地域の特性に対応する快適でゆとりのある住宅の供給と、魅力ある良好な住環境の整備を促進します。
- さらに、特別豪雪地帯における住民の暮らしを支えるため、生活困窮者等の雪下ろしの負担軽減をはじめとする総合的な雪対策や除雪体制の構築を推進します。
- 過疎地域等の治安を確保し安全で安心な生活環境を形成するため、地域における自主防犯活動への支援を強化するとともに、警察官によるパトロール活動の強化や巡回連絡等の活動を通じた犯罪・事故等の防止に資する指導・助言及び情報発信活動を強化します。
- 近年発生した大雪、土石流、火山噴火、地震などの災害から得られた教訓を活かし、災害に強い県土づくりを目指して、防災・減災対策を積極的に推進します。

《施策の展開》

ア 水道施設の整備

- 令和5年3月に改定した「長野県水道ビジョン」に基づき、水道事業の基盤強化に有効な方策である広域連携の推進について、圏域ごとに具体的な連携策を検討していきます。

- 水道施設整備に係る国庫補助等の活用について、水道事業者に助言や指導等を行い、老朽化施設の更新や耐震化を計画的に進めます。

イ 下水処理施設の整備

- 公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備をそれぞれの特性を踏まえ、地域の実情に適した方法で計画的、効率的に推進するとともに、下水処理施設や農業集落排水施設への接続を促進します。
- 財政力が十分でないなどの一定要件を満たす市町村については、処理場や幹線管路等の整備に関する県代行制度の活用も検討していきます。
- 全県の汚水処理人口普及率は98.3%（令和5年度末）に達し、「整備促進の時代」から持続可能な「管理経営の時代」への転換を迎えています。このため、令和4年度に策定した「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」の中で、人口減少・高齢化時代に即した下水道処理の広域化・共同化計画を策定し、安定した事業経営及び、より効率的な生活排水処理施設の整備・管理を進めます。

ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、一般廃棄物の最終処分場の整備

- 各地域の実情や特性を踏まえた上で、更に広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図ります。
- 災害対策の強化として、地域の防災拠点とするため、廃棄物処理施設に係る浸水・耐震対策等を推進します。
- 建設・維持管理コストの低減及びエネルギーの効率的な利活用の観点から100トン／日以上全連続燃焼式のごみ焼却施設の設置の可能性の検討を行います。

エ 消防・救急体制の整備

- 消防・救急施設などの整備については、広域市町村圏等の整備計画と整合を図りながら、計画的な整備を促進し消防力を充実強化するとともに、耐震性貯水槽をはじめとする消防水利についても整備を促進します。
- 複雑多様化する災害、高度化する救急業務等への対応力を強化するため、持続可能な消防体制の構築や高規格救急自動車等の導入により消防体制の充実強化を促進するとともに、消防防災ヘリコプターを活用した迅速かつ広域的な消防・救急体制の整備を推進します。
- 消防団については、大規模災害などに対処するための消防施設の整備に加え、消防団への加入促進のための普及啓発活動に取り組むとともに、魅力ある消防団づくりを推進し、消防団員の確保と処遇改善を促進します。

オ 住環境の整備・景観形成の促進

- 過疎地域等における高齢化に対応するため、保健・医療・福祉施設と連携した住環境の整備を促進するほか、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく施策

や住宅のバリアフリー化に対する助成などにより、高齢者が安心して居住できる住まいづくりを推進します。

- 過疎地域等の豊かな自然環境や独自の文化に魅力を感じ、定住を希望して営農や地域産業に従事するU I J ターン*者などを支援するため、既存住宅の活用などにより農山村地域の良好な自然環境と調和した住環境の整備と持家取得を支援します。
- 住生活基本計画などに基づき、市町村との連携を図りながら、公営住宅や子育て世帯向け地域優良賃貸住宅*など、地域の活性化に資する適切な公共賃貸住宅の建設・改善を推進します。
- 地震などの自然災害による住宅等の倒壊から住民の生命及び財産を守るため、既存住宅等の耐震化の強化を図るとともに、がけ崩れや地滑り等のおそれのある危険な場所から安全な土地への住宅移転を促進します。
- 豊かな自然や農山村の営みなどにより形成されている美しく良好な景観を守り育てていくために、住民による自主的な保全・育成活動を支援し、地域の特性を活かした魅力ある景観づくりを促進します。また、景観条例に基づく届出行為について、市町村と連携を図りながら適切な指導を実施します。
- 特別豪雪地帯における生活困窮者等の雪下ろしの負担軽減や、人力によらない屋根の雪下ろしが可能となる住宅の克雪化といった総合的な雪対策を推進するとともに、除雪ボランティアの確保等による除雪体制の確保を目指します。

カ 安全なまちづくりの推進

- 高齢者が被害者となる電話でお金詐欺をはじめとした犯罪被害及び高齢者の関与する交通事故を未然に防止するため、「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業」の更なる推進をはじめ、地域における防犯体制の拡充と持続的な防犯ボランティア活動に対する支援を強化します。
- 長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」により、地域における犯罪等の情報をタイムリーかつ積極的に発信します。
- 駐在所等の警察官によるパトロール活動の強化、高齢者世帯や独居老人宅等に対する巡回連絡等を通じた防犯・交通安全指導及びミニ広報紙等による積極的な情報発信活動を推進します。

キ 災害に強い県土づくりの推進

- 近年発生した大雪、土石流、火山噴火、地震などの災害から得られた教訓を活かし、住民の安全・安心を確保するための基盤整備など、災害に強い県土づくりを目指して、防災・減災対策を積極的に推進します。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進

(1) 現状と課題

ア 子育て環境の確保

《現状・成果》

- 市町村は、幼児教育・保育の実施主体として、5年間ごとの教育・保育の量や質の向上を定めた、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。市町村は、この計画に基づき、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含む全ての家庭及び子どもを対象として、「地域子ども・子育て支援事業」の実施により、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図っています。
- 県はこの計画に基づく市町村の取組を制度面、財政面で支援しています。
- 「地域子ども・子育て支援事業」には子育てに関する悩みや困りごとを解決する利用者支援の他、放課後児童クラブ、延長保育、一時預かり、病児保育等があります。
- 母子保健対策の推進として、令和6年4月改正児童福祉法及び母子保健法施行により「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が統合され、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うため「こども家庭センター」として市町村に設置されることが努力義務となりました。県では、市町村に対して設置・運営に関する支援を行い、令和5年度末までに38市町村(49.4%)が設置しています。
- 市町村では、こども家庭センターを中心に、全ての妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、関係機関との連絡調整のもとに相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行う等のサービスを実施しています。

《課題》

- 過疎地域等では少子化により子どもの数が減少し、定員を大きく下回る保育所や休園している保育所が出ています。しかし、過疎地域等においても女性の就業率の上昇などにより、特に3歳未満児の保育ニーズがあり、未満児保育や延長保育等の保育ニーズに対応する必要があります。
- 一方で、少子高齢化による家族形態の変化や就労形態の多様化などで、子育ての環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てに不安を感じる保護者は増加しており、引き続き相談支援体制の整備が必要です。
- 小規模町村においては相談支援に係る資源とマンパワーが限られ、支援体制の構築、スキルアップが課題となっています。

イ 結婚支援の取組推進

《現状・成果》

- 少子化の背景に未婚化がある一方で、令和 6 年度時点で未婚者の 63.8%は結婚を希望しています。
- 市町村等の公的結婚相談所が実施する婚活イベントやお見合い等の取組により一定の成婚実績が生じていますが、過疎地域等において市町村単独の取組では結婚を希望する若い世代のマッチングが難しい状況にあります。

《課題》

- 過疎地域等における更なる人口減少の連鎖を食い止めるため、更なる出会いの機会を創出するとともに、結婚しやすい環境づくりを推進する必要があります。

ウ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

《現状・成果》

- 本県は、全国有数の健康長寿県となっています。一方、高齢者数・高齢化率は一貫して増加傾向にあり、令和 6 年 10 月時点で高齢者数は 64 万 5 千人に、高齢化率は 33.1%に達しました。今後も高齢化は進行し、令和 22 年（2040 年）頃まで高齢者数の増加、高齢化率の上昇が続く見込みです。
- 高齢者の生活を社会全体で支える介護保険制度は、平成 12 年のスタートから約 25 年が経過し、過疎地域等を含む県内の介護サービス提供基盤の整備が進み、高齢者の安心を支える仕組みの一つとして社会に定着してきました。
- 効果的な介護サービスの提供等により、要介護認定率は全国的には上昇傾向であるのに対して、本県は令和 5 年 3 月時点で 17.1%であり、平成 26 年をピークに概ね横ばいで推移しています。
- 要介護（要支援）認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」以上の認定者は、令和 2 年度は 7.0 万人ですが、令和 22 年度まで増加すると見込まれています。
- 保健補導員や食生活改善推進員等の住民組織による地域保健活動が行われており、市町村とともに健康づくりの普及啓発を進めることにより、県民の健康意識の高揚が図られています。

《課題》

- 過疎地域等を含めて、人口が減少する中での高齢者数の増加を見据え、フレイル※予防・要介護リスク抑制の推進や、生活支援・移動支援の充実、医療・介護の連携強化、認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり、高齢者のニーズに応じた多様な施設・住まいの整備、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上等に向けた取組を進めていく必要があります。
- これからの過疎地域等を活力あるものにしていくためには、高齢者の積極的な社会参加と地域の支え手としての活躍が不可欠です。「人生 100 年時代」において高齢者が培ってきた知識や経験を社会参加や仕事で活かすことができる社会の実現に向けて、高齢者が活躍できる仕組みづくりが必要です。

エ 障がい者の福祉の向上及び増進

《現状・成果》

- 高齢化率が上昇する中で、障がい者の重度化・高齢化等が進んでいます。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、第4期・第5期障害福祉計画において県内10圏域に地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築しました。

《課題》

- 地域コミュニティや地域で活動する実践者等の経験を活かして、障がい者や認知症高齢者等を日常的に見守り、生活支援を行う人材の確保・養成など、過疎地域等においても地域の実情に応じた更なる体制の充実・強化を図る必要があります。
- 障がい者の就労の場を確保するため、障がい者就労施設等で農福連携^{*}の取組などを推進する必要があります。
- 権利擁護が必要な方に対して必要な支援が適切に提供されるよう、総合的な権利擁護体制の構築が求められます。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 保育士の確保により、保育ニーズに対応するとともに、少子化に対応した保育施設の改修等を支援します。
- 市町村が地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を円滑に実施できるように、市町村に対して必要な支援を行います。
- 信州幼児教育支援センターでは、全ての園を幼児教育施設として位置づけ、保育者主導の保育から、「子ども主体の学び」への転換を図ります。
- 子育ての不安や虐待などに対応するため、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 結婚の希望を叶えるため、市町村や公的結婚支援団体と連携し、支援の充実を図ります。
- 高齢者が介護が必要な状態であっても住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア体制」の目指す姿と強化すべき取組を明らかにし、深化・推進を図ります。
- 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、本県の健康課題を中長期的・俯瞰的に把握し、関係機関と共有・検討することで、市町村事業の効果的な取組を支援していきます。
- 多様な介護人材の確保及び介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。
- 全ての市町村においてこども家庭センターの設置を目指します。
- 小規模町村においても質の高い母子保健サービスが提供できるよう、地域の特性に応じて支援します。
- 総合的な権利擁護体制の構築に向け、成年後見制度の中核機関の設置を通して成

年後見制度利用促進に取り組みます。

《施策の展開》

ア 子育て環境の確保

- 保育士の確保については、広域的な情報収集・提供に努め、地域の保育ニーズへの対応を支援します。
- 幼児教育の質の向上を図るために、キャリアステージに合わせた内容の研修を企画・運営します。
- 就学前の児童数の推移を踏まえて、適正規模、適正配置に配慮しながら、地域の実情に応じて計画的に行う保育所等の整備や運営を支援します。
- 多様な保育ニーズに対応するため、乳児保育や延長保育、病児・病後児保育などの機能を充実します。
- 信州やまほいく（信州型自然保育）※等、豊かな自然環境を活かした幼児教育・保育の充実を図ります。
- 家庭の育児や虐待などの相談窓口の開設や電話相談等の実施、児童館・児童センターの整備、児童クラブの活動への支援を行うほか、保育所等が地域と連携し、その専門的機能を活かして育児不安についての相談指導や一時的な保育の実施、子育てサークルの育成などにより地域の子育て支援体制の充実を図ります。
- 小規模町村に対して、こども家庭センターを中心とした支援体制が構築できるよう、設置・運営に関して、課題に応じて個別に支援します。
- こども家庭センター担当者を対象とした情報交換会、研修会によりスキルアップを図り、全ての市町村が妊産婦や乳幼児に質の高い支援が提供できるよう支援します。

イ 結婚支援の取組推進

- 市町村や公的結婚支援団体と連携し、多様な出会いの機会を創出するとともに、結婚しやすい環境づくりを推進します。
- 長野県婚活支援センターの民間委託による支援体制の充実や、市町村等の公的結婚相談所の全県的なネットワークの強化により、公的結婚相談所間の連携促進や支援機能向上を図ります。

ウ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

- 介護が必要な状態であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民同士が支え合い、必要なときには専門職が連携し、包括的なケアができる地域社会を目指した地域包括ケア体制の確立に向けた取組を推進するとともに、生活支援・移動支援の充実及び在宅生活を支援するサービスの充実等を図ります。
- 医療と介護の関係職種が切れ目なく支援できる在宅療養支援体制の整備と、在宅医療・介護専門職の資質向上を強化しながら、多職種連携による有機的なサービス提供を推進し、住み慣れた地域で人生の最終段階まで安心して暮らし続けられる地域

づくりに向けた取組を推進します。

- 認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができ、家族が地域において安心して認知症の人と日常生活を営むことができるよう、正しい知識や正しい理解を深め、認知症の人を含めた全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域共生社会に向けた取組を推進します。
- 高齢者や家族がニーズや心身の状態にあった施設や住まいを主体的に選択し、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険施設をはじめとした多様な高齢者向けの住まいの整備を支援します。
- 介護サービス従事者が、やりがいを持って働き続けることで、高齢者が質の高いサービスを受けられ、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、介護DXの推進等による介護現場の生産性向上及び雇用・労働環境の改善等による介護人材の確保・定着等に向けた取組を推進します。
- フレイル※予防・要介護リスク抑制の取組の強化により、高齢者が健康な状態を維持する期間の延伸を目指します。
- 「人生100年時代」において元気な高齢者が、生きがいをもって住み慣れた地域で充実した生活を送ることができる社会を実現するため、（公財）長野県長寿社会開発センターが行うシニア大学の運営や信州ねんりんピックの開催など高齢者の生きがいや健康づくり事業の支援、シニア活動推進コーディネーターによる高齢者の社会参加の仕組みづくりなどの取組を進めます。また、市町村老人クラブが行う社会奉仕活動を支援します。

エ 障がい者の福祉の向上及び増進

- グループホーム等の整備による生活の場の確保や、就労支援施設等の整備などによる就業機会や日中活動の場の拡大を図るとともに、文化芸術・スポーツなどの活動の場を増やすことにより、障がい者の社会参加を促進します。
- 基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）を中核とした相談支援体制を充実し、地域に根差したきめ細かな相談支援にあたりとともに、ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅サービスの充実、生活の安定を図るための給付など、障がい者が地域で安心していきいきと生活するための支援を推進します。
- 障がい者の就労の場の確保を図るため、農家等と障がい者就労施設による施設外就労のマッチングを支援するコーディネーターの配置等により、農福連携※の取組を推進します。
- 障がい者や高齢者等の居住環境の改善を図るための住宅の改良への助成や、歩道の段差解消、スロープの設置などの生活環境の整備、歩行が困難な方のための信州パーキング・パーミット制度※の普及促進、災害時に障がい者や高齢者の安否確認を地域で行える体制づくりの支援など、誰もが安心して行動し、生活することのできるバリアフリー社会の実現を目指して、福祉のまちづくりを推進します。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護が必要な人の早期発見、早期段階からの相談支援、意思決定や身上保護を重視した権利擁

護支援に取り組みます。

7 医療の確保

(1) 現状と課題

ア 医療従事者の確保

《現状・成果》

- 将来を見据え、地域医療を担う医療従事者の確保・養成・定着に向けて取り組んでいる一方で、診療所等に勤務する医師や看護師等の医療従事者の高齢化や担い手不足が進行し、診療所の休止・閉所に追い込まれる地域が一部存在しています。

《課題》

- 過疎地域等の住民の医療アクセスが損なわれないように、医療従事者の絶対数の確保及び地域偏在の解消が求められています。

イ 医療提供体制の整備

《現状・成果》

- へき地における継続的な医療提供に資するよう、へき地診療所及びへき地医療拠点病院が実施するへき地に対する診療及び診療に必要な設備等の設置を支援しています。
- へき地医療対策の推進、市町村保健師の設置のほか、道路の整備、交通・通信手段の発達等生活環境基盤の向上等により、無医地区、無歯科医地区は、実質的には解消されつつあります。

《課題》

- 今後、へき地における高齢化や人口減少が進む中で、居住する住民が住み慣れた地域で生活を営むのに必要な保健・医療の提供体制を確保するため、引き続き、へき地への保健・医療対策の実施が必要です。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 高齢化が進展している過疎地域等において、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、日常の健康管理の徹底、高齢者に多くみられる慢性疾患に係る医療の確保、救急医療の提供体制の整備等地域医療の確保のための事業を一層推進します。
- 過疎地域等における医療水準の向上のため、へき地診療所における初期診療機能を充実させるとともに、へき地医療拠点病院等による地域医療の支援体制等の確保を図ります。

- 自治医科大学卒業医師等の配置や長野県ドクターバンク※による医師の仲介・あっせん等によりへき地勤務医師の確保を図ります。
- 今後も、保健・医療・福祉分野の連携を進めながら、広域的な観点から、医療資源の効率的な活用を図りつつ、施策を展開します。

《施策の展開》

ア 医療従事者の確保

- 医師については、修学資金被貸与医師及び自治医科大学卒業医師の医師少数区域等に所在する医療機関への優先的な配置や、長野県ドクターバンク※求職者への診療所勤務の紹介等により、人材確保を支援します。
- 地域の拠点となる中核病院から、過疎地域等の医療機関へ医師を派遣する取組を支援します。
- 医師少数区域等において承継等を行う診療所の支援に取り組みます。
- 看護師・保健師等の医療従事者については、看護職員修学資金被貸与者や長野県ナースセンター※登録者への過疎地域等に所在する診療所等勤務の紹介等により、人材確保を支援します。

イ 医療提供体制の整備

- 無医地区等において、地域住民の医療を確保するため、へき地診療所の運営及び施設・設備の整備を支援します。
- へき地診療所に医師を派遣するへき地医療拠点病院の運営に要する経費及びへき地医療拠点病院として必要な施設・設備の整備を支援します。
- 無医地区等の患者の輸送手段の確保のため、患者輸送車の整備等を支援します。
- 過疎地域等の診療を支援するため、遠隔診療やネットワークの活用による診療情報共有等のICT※活用について推進を図ります。

8 教育の振興

(1) 現状と課題

ア 学校施設等の整備・利活用

《現状・成果》

- 地域の実情に応じて、学校の統廃合や義務教育学校の設置など、少子・人口減少社会に対応した学校設置が行われています。
- 過疎地域等においては、適正な規模での配置の観点から、学校の統廃合が進んでいます。（過疎地域等における令和4年度～令和7年度の統合実績：6校）
- また、義務教育学校や特別支援学校の整備等、計画的に対応を行っています。

《課題》

- 更なる人口減少・少子化を見据え、引き続き統廃合による適正な規模での学校配置の検討を行うことが必要です。
- 統廃合が困難な地域においては老朽化した施設の改修や改築、非構造部材の耐震化など安全・安心な学校施設整備や他施設との連携を検討することが必要です。

イ 必要な教員の配置

《現状・成果》

- 山間地小規模校において、児童の思考力・表現力等の十分な伸長を図るため、小規模校の豊かな教育環境づくりを研究する教員配置や、教員数の減少により中学校の音楽・技術などを免許外で担当する教員が生じることを解消するための教員配置を行っています。（令和7年度（過疎地域等への配置）…小規模校の豊かな教育環境づくり研究（旧複式解消）：31校・44人、中学校免許外教科担任解消：常勤6校・6人、非常勤24校・17人）

《課題》

- 引き続き、小規模校における教育の充実を図るための環境づくりを推進するとともに、免許外教科担任の解消に必要な教員配置を継続する必要があります。

ウ 体育施設、社会教育施設等の利活用・機能向上

《現状・成果》

- 公立図書館、公民館共に、デジタル社会に対応した住民の学びに対応できる環境が未整備の施設が多く存在しています。
- 厳しい財政状況の中、老朽化した体育施設が多く存在しています。
- 公立図書館は、複数自治体で商用データベースを共同導入するなど、広域単位での情報基盤整備の推進を図っています。
- 老朽化した体育施設は、今後の施設の方向性が定まり、財源が確保できたものについて、改修などを実施しています。

《課題》

- 知識基盤社会における住民の学びの機会を充実させるため、図書館や公民館などの社会教育施設においてもWi-Fiの整備や住民が自由に使える各種デバイスの導入など、デジタル社会に対応した学びの環境整備を推進していく必要があるほか、施設の老朽化や人口構成の変化等への計画的な対応が必要です。
- 安全で多様なスポーツ環境を確保するため、施設の老朽化や人口構成の変化等への計画的な対応等の取組と併せ、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりが必要です。

エ 多様な学習機会の提供

《現状・成果》

- 公立図書館の設置が都市部に比べて少なく、住民の多様な学習要求に応えることが難しい状況です。また、公民館等の学習講座をはじめとした、地域課題を学び、解決に向けて取り組むための住民の学びの機会が少ないです。
- 県立長野図書館の「信州・学び創造ラボ」において、住民が自立的に多様なコミュニティを形成し、自由な知的創造を行える開かれた学びの場としてのこれからの公共図書館の在り方を実践・提案しています。
- 県生涯学習推進センターの講座において、公民館・社会教育に係る指導者や地域づくりの担い手の資質向上を支援しています。

《課題》

- 地域課題を学び課題解決に向けた住民主体の活動を通して地域力を高めるため、地域コミュニティの活動拠点である図書館、公民館などの活動を活性化させていく必要があります。

オ 地域とともにある学校づくり

《現状・成果》

- 子どもたちが自分の住む地域に対する愛着や誇りをもって成長していくためには、子どもたちと地域社会の様々な関わりが重要です。
- このため、学校と地域との連携・協働により、子どもたちの成長や地域の活性化を図るコミュニティスクール^{*}の充実に取り組んでいます。

《課題》

- 保護者や地域住民などが学校と連携・協働し、それぞれがもつ特性を活かして子どもたちの学びや成長を支援する取組の充実に取り組む必要があります。

カ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

《現状・成果》

- まanus変化が激しく予測が困難で唯一の正解が無くなっていくこれからの時代においては、一人ひとりが、他の誰でもない自分の個性や可能性を認識するとともに、多様な他者を尊重し、協働しながら持続可能な社会を創っていくことが求められています。

《課題》

- これまでの知識やスキルの習得に偏重した画一的な教育から「個別最適な学び」への転換と、多様な他者との対話や協働等による「協働的な学び」を一体的に推進していく必要があります。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 過疎地域等が有する優れた環境の中で、心豊かな人間性の育成を図る教育を推進します。また、連帯と協調による活力ある地域づくりを推進するため、地域の人々が協力して守り育ててきた文化や伝統を尊重し、郷土を愛する心の育成を図ります。
- 教員の確保、通学環境の整備とともに、老朽化した施設の改修及び改築や非構造部材の耐震対策など安全・安心な学校施設整備を支援し、教育の充実を図ります。
- 障がいのある児童・生徒の教育環境を充実するため、特別支援学校、小・中学校、高校における児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実や、障がいのある子どもを地域で支える体制の整備を推進します。
- 学校給食において地場産物を積極的に活用し、生産者や地域の方々との交流を通して地域の食に係る産業や食文化、自然の恵沢に対する理解を深め、生産者などへの感謝の心を育みながら児童・生徒に対する食育※を推進します。
- 保護者や地域住民などが学校と連携・協働し、それぞれがもつ特性を活かして子どもたちの学びや成長を支援する取組の充実を図ります。
- 住民が主体的に自らの暮らしや地域課題に向き合い、その解決を図る力をかん養するため、図書館や公民館を中心とした社会教育施設における生涯学習環境の充実を支援します。
- 体育施設の計画的な改修を図りつつ、地域住民の健康で活力ある生活を維持していくために、ライフステージに応じたスポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようスポーツ指導者の養成や総合型地域スポーツクラブの育成等スポーツ環境の充実を通じて、施設の有効活用を図ります。
- 児童生徒一人ひとりが自らの興味関心を追求でき、学校に行くのが楽しいと思える環境が実現されるよう、「これまでの当たり前」を問い直し、学びの「新しい当たり前」を創っていきます。
- 学びを通して子どもやそれを支える教員を含めた関係者が「ウェルビーイングの実現」を体感できるよう、地域とのより一層の関わりや教員の働き方改革の推進に取り組みます。

《施策の展開》

ア 学校施設等の整備・利活用

- 市町村及び地域住民の意向に沿って進められる小規模な小・中学校の統合整備について、国庫補助制度の助言などにより、市町村による校舎等施設の円滑な整備や老朽化した施設の改修及び改築の計画的な整備を支援します。
- 地域の実情を考慮しながら、市町村への他県の好事例の周知などにより、統廃合等により生じた余裕教室や校地等の有効活用を支援します。
- 障がいのある児童・生徒の教育環境を充実するため、特別支援学校において老朽校舎の改修やスクールバス等の整備を推進します。

- 学校調理場及び学校食堂を整備し、学校給食の充実を図ります。
- 幅広い学習や積極的な学校開放を推進するため、学校環境の整備を図ります。

イ 必要な教員の配置

- 地域の実情を考慮しながら、適切な教員配置を行い、引き続き免許外教科担任の解消に努めます。

ウ 体育施設、社会教育施設等の利活用・機能向上

- スポーツ活動指導者の養成を図るとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントを通じたスポーツ文化の交流の促進や、地域の体育施設を活用した住民の自主的・主体的な運営による総合型地域スポーツクラブの育成を推進する等、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図っていきます。
- 体育施設の整備については、安全で多様なスポーツ環境を確保するため、施設の老朽化や人口構成の変化等への計画的な対応をするとともに、働く子育て世代に対応した優良な取組事例について情報提供を行うなど、市町村や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子育て世代が施設を利用しやすい環境づくりを促進していきます。
- 公立図書館未設置の町村に対しては、公民館図書室の運営支援などを行うほか、図書館新設を検討する町村への助言を行います。また、既存の公立図書館の運営に関しても情報提供や相談対応、専門職員の人材育成などを通じ、地域住民の主体的な学びを支える公立図書館の環境整備・充実を支援します。
- 知識基盤社会における住民の学びの機会を充実させるため、図書館や公民館などの社会教育施設においてもWi-Fiの整備や住民が自由に使える各種デバイスの導入など、デジタル社会に対応した学びの環境整備につながる啓発・取組を進めるとともに、知のポータル「信州ナレッジスクエア※」をはじめとしたデジタル情報資源の充実・活用を図っていきます。

エ 多様な学習機会の提供

- 地域課題を学び課題解決に向けた住民主体の活動を通して地域力を高めるため、身近な地域コミュニティ活動の拠点である公民館等の関係職員の資質向上を支援し、地域の実情に応じた身近な社会教育施設の利活用・機能向上を図ります。
- 信州やまほいく（信州型自然保育）※等、豊かな自然環境を活かした幼児教育・保育の充実を図ります。
- 豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場の提供を通じ、都会の児童生徒・保護者と地域住民との交流による地域活性化等を図るため、信州自然留学（山村留学）※の取組を推進します。

オ 地域とともにある学校づくり

- コミュニティスクール※の仕組みを活かし、引き続き学校と地域との協働活動の充

実を図ります。

カ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- すべての子どもが、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できる学校づくりに向けて学校改革に取り組む学校を「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON」として指定し、教員の配置や県教委に設置する「学校改革支援センター」の伴走支援等により、これらの学校・市町村を支援していきます。

9 集落の整備

(1) 現状と課題

ア 持続可能な集落の整備

《現状・成果》

- 過疎地域等に存在する集落は、地域住民の居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、伝統文化を維持しつつ、都市では失われつつある豊かな自然や貴重な伝統文化を脈々と引き継いでいる地域です。また、食料・水資源・エネルギーの供給や下流域における土砂災害の防止等に大きな公益的な役割を担っています。
- これまでも、住民が安全安心に暮らし続けられるよう、空き家の利活用や移住・定住促進の取組、集落機能の統合再編や広域連携（ネットワーク化）など、集落の維持に向けた取組が行われてきました。

《課題》

- 急速に進行する少子高齢化や人口減少により、小規模・高齢者割合の高い集落は増えていく傾向にあり、地域社会の維持の基盤となる集落機能が低下し、集落そのものの維持が危惧されるなど、厳しい状況におかれています。
- 今後も、集落の価値を改めて見つめ直し、そこに住み続ける住民が安全安心に暮らせる地域として健全に維持されるための取組を推進していく必要があります。

イ 集落を支える人材の確保や組織の形成、連携

《現状・成果》

- これまで集落の課題解決に向けて、自治会・町内会の活動に加え、集落の点検・話し合いを行う集落支援員*や担い手となる地域おこし協力隊*の配置、課題解決に取り組む「地域運営組織*」の形成などが進められてきました。

《課題》

- 小規模・高齢者割合の高い集落の増加に伴い、高齢者福祉の向上や買い物環境とい

った生活サービスの確保などが大きな課題となっています。

- また、空き家対策や子育て教育環境の整備などをはじめ多様化・複雑化している課題に対応していくためには、行政だけではなく地域住民や様々な主体が自主的・主体的に連携して課題解決に取り組む必要があります。
- 今後も集落を支える様々な人材の確保や主体の形成が促進され、それぞれが連携して力を結集し更なる取組を推進していくことが必要です。
- 県内に暮らす外国人は、過疎地域を含めて年々増加しており、今後は集落の支え手としての活躍が一層見込まれることから、外国人を含むすべての県民が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を構築するための取組を推進していく必要があります。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 集落を安全安心に暮らせる地域として維持していくため、移住・定住の促進、空き家や遊休施設の利活用、集落機能の見直しや広域連携を促進するとともに、身近な生活サービスの場などを集約した小さな拠点と周辺集落とが一体となった持続可能な小規模な生活圏の形成についても検討します。
なお、集落の状況に応じて、これらの取組や集落の統合・新行政区の設定などの集落整備を行うことが考えられますが、地域住民の意向や移住・定住者の動向等に配慮しながら取り組む必要があります。
- 集落の維持・活性化に向けて、住民が集落の問題を自らの課題として捉え活動に取り組むことをはじめ、行政だけではなく地域住民を含む様々な人材や主体が連携し、自主的・主体的に集落の元気を生み出す取組を促進します。
- 将来にわたって持続可能な地域となるために、地域の課題や条件不利性を克服するだけでなく、地域に今ある資源を磨き上げ、魅力を最大限に活用し、複合的に価値を生み出していく取組を支援します。

《施策の展開》

ア 持続可能な集落の整備

- 大都市圏での信州暮らしの魅力発信や仕事と暮らしをセットにした呼び込みを実施するとともに、地域や住民との多様な「つながり」を築く人材を増やすことで、地域（集落）活力の創出を促進します。
- 県内の空き家や住宅支援制度等の情報提供をし、移住検討者とのマッチングを促進します。
- 集落の現状の把握・分析を通じて、住民が暮らし続けられる集落機能を確保していくため、集落ネットワーク圏（小さな拠点）の形成等による集落機能の見直しや広域連携を促進します。
- オンリーワンの「輝く農山村地域」（地域の際立った特色のある資源を最大限に活用し、もって複合的に生み出される新しい価値の獲得を目指す地域）を創造するた

め、地域ぐるみの意欲的な活動で成果を挙げている地域を厳選し、時代の最先端エリアにすべく、様々な政策を集中投下するなど広範な支援を実施します。

イ 集落を支える人材の確保や組織の形成、連携

- 住民が集落の価値を捉え直し、協働して活動に取り組むことを後押しする中間支援人材の活用を促進します。
- 集落の点検や住民と行政の話し合いの促進、地域活性化など集落を支える取組を行う集落支援員*や地域おこし協力隊*などサポート人材の活用を促進します。
- 集落の将来像を策定し、課題解決に向けた様々な取組を持続的に行う住民主体の地域運営組織*の形成を促進します。
- 市町村や集落を支える主体が、集落の課題解決や活性化に向けた取組を行い、自主的・主体的に集落の存続や元気を生み出していく取組を支援します。
- 日本人と外国人が共に協力し、安心して生活することができる地域づくりを推進するため、外国人県民が日本語や日本文化・生活習慣を学び、地域住民と交流することができる環境の整備を促進します。

10 地域文化の振興等

(1) 現状と課題

ア 文化芸術の振興

《現状・成果》

- 本県では、大鹿歌舞伎などの農村歌舞伎や霜月祭り・諏訪大社御柱祭・道祖神祭りなど地域に根差した民俗芸能や伝統行事が大切に守り伝えられています。
- 人口減少の進行や地方分散の動き、持続可能な社会へ向けた対応など社会の変化が進む中、教育・福祉・観光・まちづくりや、地域課題の解決、世代や文化の違いを超えた交流など、様々な領域に文化芸術の力を生かしていく必要があります。
- 令和3年に新築オープンした「長野県立美術館」は、善光寺や城山公園など周辺の風景に溶け込む「ランドスケープ・ミュージアム」として整備され、開館以降、開かれた美術館として、県内外の多くの方々に利用されています。
- 令和4年度には、地域が主体となった文化芸術活動を持続的に発展させていくため、文化芸術の振興や活用に専門的知見を持つスタッフを配置し、行政から一定の距離を置く中間支援組織として、「信州アーツカウンシル」を設立しました。様々な主体と連携・協働し、幅広い知見やノウハウを生かしながら事業を推進する体制としています。

《課題》

- 本県の文化芸術の創造性や発信力を高めていくためには、ハード・ソフトの両面において、県内にある人的・物的資源を最大限有効に活用するとともに、地域や文化

芸術団体、企業など多様な主体との連携・協働が求められます。

- 民俗芸能、伝統行事等については、保存や継承が課題となっており、後世に受け継ぐ手法の確立や後継者の育成が必要です。

イ 文化財の保護・継承と活用

《現状・成果》

- 地域特有の自然や歴史の中で育まれた文化財や伝統文化は、地域住民の貴重な財産となっています。

《課題》

- 文化財や伝統文化を保存継承しつつ、歴史と伝統の中に新しい価値を見出し、住民が誇ることのできる個性ある地域の宝として、保護・継承に取り組みつつ、積極的に活用していくことが必要となっています。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 県民が生活の様々な場面で文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすとともに、文化芸術の力が様々な分野に活用される取組を推進します。地域の人々が先人から受け継ぎ協力して守り育ててきた文化財を保護・継承するとともに、文化財を活用した個性的で魅力的な地域づくりを推進します。

《施策の展開》

ア 文化芸術の振興

- 信州アーツカウンシルによる文化芸術活動への支援の強化や連携・協働団体の拡大により、地域の文化芸術活動の発展を推進します。
- 県立美術館においてスクールプログラムや子ども・親子を対象にしたプログラムを充実させ、美術作品等を介して感性を養う機会の拡大に取り組むとともに、交流展の開催等を通じて県内の各地域・美術館との連携を推進します。
- 本県ゆかりのアーティストを発信し文化施設等での発表の場を提供するとともに、学校や福祉施設等へのアウトリーチ*の支援により、活動の機会を創出します。
- 多様な主体・地域とつながる機会や場づくりを検討することで、高齢化が進む県内の文化芸術団体の活動の継続を支援します。
- 世界最高水準の作品から本県にゆかりの深い作家の作品まで、県民が気軽に足を運んで美術作品を鑑賞できるよう、県立美術館の展覧会の充実を図ります。
- 3文化会館（長野、伊那、松本）のアウトリーチ*事業や自主事業を充実させ、多くの県民が文化芸術に親しみ、様々な活動に参加できる機会を確保します。
- セイジ・オザワ 松本フェスティバルの共催等により、県民や子どもたちが世界水準の芸術に触れる機会を提供します。
- 地域の伝統文化や文化財を、その背景にある風土や歴史を含め総合的にとらえながら、社会全体で地域文化の保存と活用に取り組み、新たな文化の創造に活かします。

イ 文化財の保護・継承と活用

- 文化財に関する所在状況、保存状況等の調査を実施し、保存状況の把握、体系的な分類を行い、文化財保護の推進に努めます。
- 国・県が指定した文化財の保存修理、防災設備の設置、環境整備等を支援するとともに、情報発信や活用も支援し、文化財の保護・継承と活用を図ります。
- 重要伝統的建造物群保存地区等の歴史的な町並みや、重要文化的景観の保存・活用を図ります。
- 文化財パトロール、文化財保護研修会の実施、記録の作成等を通じて、文化財の保護管理と普及公開を図ります。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と課題

《現状・成果》

- 本県は、冷涼な気候に加え、日射量が多いため太陽光発電の適地であるほか、過疎地域等が有する急峻な地形や広大な森林により、小水力発電や木質バイオマス*等の再生可能エネルギーの高いポテンシャルがあります。
- 再生可能エネルギー普及総合支援事業によって、これまで全県で98件（令和6年度末時点）の地域における取組を支援してきました。
- また、1村1自然エネルギープロジェクト*にこれまで全県で295件（令和6年度末時点）の取組の登録があり、エネルギー自立地域に向けた活動が広がっています。

《課題》

- 地域の資源を有効に活用しながらエネルギーの地域循環に向けて取組を進めていく必要があります。
- 各地域間において取組の広がりには差が見られ、過疎地域等を含め今後も普及促進を図っていく必要があります。

(2) 取組の方向

《基本的な方針》

- 過疎地域等が有する資源の積極的な活用により、収益を地域に還元する地域主導型の再生可能エネルギーの普及を推進し、再生可能エネルギーで暮らしが営まれる持続可能な脱炭素（ゼロカーボン）*地域の実現を目指します。

《施策の展開》

- 「長野県ゼロカーボン基金」の活用により、市町村や地域のNPO、中小企業等が行う太陽光発電や小水力発電等の設備導入を支援するとともに、地域金融機関と連携して初期投資の軽減を図ることにより、円滑な事業化を促進します。
- 地域の関係者が連携・協働して行う熱供給・熱利用事業を支援するとともに、地域の

特性に応じた再生可能エネルギーの普及、支障事例の解消及び地域新電力の設立などに取り組む活動を支援します。

- 全ての過疎市町村等において、地域づくりに資する再生可能エネルギープロジェクトが創出されるよう支援します。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と課題

ア 地域コミュニティの活性化

《現状・成果》

- 過疎地域等では、著しい人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足、社会経済情勢の変化や価値観の多様化などに伴う住民のニーズや地域の課題の多様化・複雑化に直面しています。
- このように多様化・複雑化しているニーズや課題に対応していくためには、行政だけではなく、地域住民はもとより、自治会・町内会やNPOといった地域コミュニティを支える団体など様々な主体が、それぞれの自主性に基づき、地域社会の担い手として重要な役割を果たすことが期待され、活動が活発な地域も見られます。

《課題》

- 地域コミュニティを支える団体をはじめとする様々な主体が、自らの課題として地域の課題を発見・解決していく取組や、行政を含めた多様な主体との協働連携による取組の更なる促進を図る必要があります。

イ NPO活動等の促進

《現状・成果》

- NPO等の活動は、価値観や生活の質の変化による住民ニーズの多様化、地域コミュニティ機能の低下、少子高齢社会に伴う社会状況の変化などにより、行政のみでは対応しきれない地域課題に対し、保健・医療・福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野で貢献しています。
- 過疎地域等においては、地域を支える担い手の減少が続いており、地域の課題解決や活性化などのためのNPO等の活動の重要度が増しています。

《課題》

- 行政は、NPO等の自主性に配慮しつつ、地域づくりのパートナーとしての意識を常に持つとともに、活動しやすい環境の整備を進める必要があります。
- また、NPO等では、会員の高齢化による活動への影響などの課題も生じていることから、活動の在り方を、持続性を意識しつつ常に見直していく必要があります。

ウ 自治体間連携の推進

《現状・成果》

- 市町村数が多い（77 市町村、全国 2 位）本県においては、10 の全ての広域行政圏で広域連合が設置され、全国で唯一、全ての市町村が加入している等、従来から自治体間の連携の基盤が構築されており、効率的・効果的な行政運営の推進が図られてきました。

《課題》

- 人口減少・少子高齢化の更なる進展に伴い、特に組織体制や財政力が脆弱な小規模自治体が多い過疎地域等において、今後も持続可能な形で行政サービスを提供するためには、市町村間、県・市町村間の連携を一層推進する必要があります。

エ その他

《課題》

- 過疎地域の指定対象外となった特定市町村に対しては、令和 3 年度から 6 年間の経過措置期間が設けられ、その間、各種支援策の活用が可能とされましたが、当該地域においても、過疎地域と同様に依然として急激な人口減少が進んでいることから、経過措置期間終了後の当該地域の振興に向けた取組が課題です。

（２）取組の方向

《基本的な方針》

- 地域住民や地域コミュニティを支える団体をはじめとした多様な担い手と行政との協働を通じ、学びと自治の力による地域の新たな魅力・価値の創造や、県・市町村間、市町村間の連携の推進等により、過疎地域等の持続的発展を目指します。

《施策の展開》

ア 地域コミュニティの活性化

- 生涯学習（公民館活動）の充実や、住民同士や住民と行政の間で地域の現状や課題、あるべき姿等についての「話し合い」の促進などを通じて、住民が自主的・主体的に地域づくりに取り組む意識の醸成を図ります。
- 集落支援員[※]や地域おこし協力隊[※]など、地域社会の担い手の確保・育成に向けた人材活用制度の推進を支援します。
- 集落の将来像を策定し、課題解決に向けた様々な取組を持続的に行う住民主体の地域運営組織[※]の形成を促進します。
- 地域コミュニティ活動に取り組む団体等のネットワークづくりを促進します。
- 市町村や地域コミュニティ活動に取り組む団体等が住民と協働して、地域の課題解決や活性化に向けた取組を行い、自主的・主体的に地域の元気を生み出す取組を支援します。

イ NPO活動等の促進

- 地域社会の多様なニーズに応え、より多くの人たちが安心して暮らせる社会を実現するため、地域の実情を把握し専門的な公益サービスを行っているNPO等や企業など多様な主体と行政との協働・共創を推進します。
- NPO等の活動基盤強化のためのセミナーの開催や活動継続につながる人材育成支援など、NPO等が活動しやすい環境整備を進めていきます。

ウ 自治体間連携の促進

- 市町村とともに、効果的な連携の在り方の検討を進めます。
- 自治体間の連携に対する国の支援措置が適用されない地域において、県独自の支援により連携による取組を促進します。

エ その他

- 特定市町村における経過措置期間終了後の対応について、特定市町村の意向を十分踏まえながら、共に検討します。

第4 地域ごとの方針

1 佐久地域

【過疎市町村：5市町村（うち一部過疎市町村：1市）、特定市町村：1村】

（1）現状と課題

《現状・成果》

- 緑あふれる豊かな自然を有する上、上信越自動車道や中部横断自動車道、北陸新幹線などの高速交通網も整備されているという地域特性があります。
- それらを活かして全国を代表する観光・リゾート地、高原野菜産地、さらには電子部品や工作機械等の技術開発型企業の工業集積地として産業基盤の充実が図られています。
- 近年ではテレワーク※の推進により、首都圏からの交通の利便性の良い地域では移住・二地域居住希望者の注目も高くなっています。
- 過疎市町村においては、佐久穂町にある「学校法人茂来学園」や「認定こども園ちろばの杜」、南相木村や北相木村の信州自然留学（山村留学）※等、特色ある教育を行う機関があり、移住・交流人口の増加に寄与しています。
- また、佐久市の望月馬事公苑、小海町にある宿泊・温泉施設等において、周囲の自然環境やスキー場と併せて誘客に一定の効果が見られます。
- 女神湖・白樺湖や複数のスキー場を有するリゾート地でもある立科町では、「社会福祉型テレワーク」の実装をめざして多様な住民が働ける機会を創る「雇用創出型テレワーク」と自然豊かな環境に来ていただいて新しい働き方を実現する「企業進出型テレワーク」に取り組み、中山間地の新しい働き方を提案しています。
- これまでの過疎対策により住宅の建設、高齢者福祉施設や観光施設の修繕など、社会・生活基盤の整備が進み、住民の生活環境の向上に繋がっています。

《課題》

- 緑豊かな環境が故に山間部の割合が多く、産業や雇用、移住に伴う住宅確保等に制約が出てしまうこともあります。
- 特に過疎地域等においてはその傾向が顕著で、少子高齢化や人口減少が止まらない状況が続いています。依然として、移住・定住の促進、雇用の受け皿となる場の確保が重要な課題となっています。
- 自然環境や特産品などの観光資源を最大限活用し、インバウンド※などの観光客を通年で呼び込むための取組が求められています。

（2）取組の方向

- 空き家の活用や移住者用住宅の建設などの住居づくりを進めるとともに、他に誇れる地域づくりに取り組むことで移住・定住を促進し、人口減少の緩和に結び付けます。
- 地域特性と地域資源を活かした地場産業の振興を通じた就業場所の確保をすると

- ともに、快適な生活環境や道路網の整備を進めます。
- 夏期の冷涼な気象条件を活かして生産される高原野菜、果樹や花き、畜産物、カラマツ材といった農林産物等のブランド化と販路拡大を図るとともに、それらを有効に活用した特産品開発等を行うことで、地域に密着した産業の振興を推進します。
 - 自然環境とアクセスの良さを活かし、広域的な観光ルートづくりや都市との交流を進めるとともに、千曲川上流域をはじめとする既存の観光資源を再確認し効果的な活用方法を検討するなど、観光の振興を図ります。
 - 高齢者が地域に安心して暮らすための医療と介護の連携強化や地域包括ケア体制の構築に向けた取組のほか、障がい者が安心して生きがいを持ちながら暮らせるための地域づくりを進めます。そのため在宅福祉の充実、市町村の枠を超えた広域的な事業展開を図ります。

2 上田地域

【過疎市町村：2市町（うち一部過疎市町村：1市）】

（１）現状と課題

《現状・成果》

- 長野県のほぼ中央、上田地域の南部に位置し、東は蓼科山、南は霧ヶ峰、西は美ヶ原高原に囲まれ、豊かな森林や水資源に恵まれた地域です。長野・松本・佐久・諏訪地域など県内各地域とも幹線道路で結ばれる交通の結節点であり、本州最大規模の黒耀石原産地と関連する集落遺跡が密集し、旧中山道の重要な宿場町として栄えた長久保宿・和田宿などの名所・旧跡、美ヶ原高原をはじめ、長門牧場、スキー場、別荘地、ペンション村、各温泉施設などの観光資源を有するほか、県宝仏岩の石造「宝篋印塔」などの有形文化財、「おたや祭り」「立岩和紙の紙漉き」等の無形文化財が数多く残っています。
- 日本一高所の道の駅「美ヶ原高原」をはじめ、余里一里花桃の里、武石番所ヶ原スキー場、景勝地「巢栗溪谷」、温泉などの多彩な観光資源を有するほか、「日吉社の社殿」「妙見寺 鳴龍」などの有形文化財、「武石御柱おねり行列」等の無形文化財とともに、カジカの棲む清流、松茸の宝庫の山々など自然の恵みが豊かで、心安らぐ里山風景が残っています。
- これまでの過疎対策により、過疎地域住民の生活に直結する道路や上下水道等の生活基盤の整備や町内巡回バス・デマンドバス^{*}の運行による交通弱者に対する移動手段の確保、「高齢者生活福祉センター（ほほえみ）」等の高齢者向け保健・福祉施設の整備、公営住宅の建設など子育て世代の住環境整備が進んでいます。
- また、「マルシェ黒耀」など農産物直売所の整備による水稻、野菜、花き等の地元農産品の地消地産^{*}・販路拡大の取組や、「長門温泉やすらぎの湯」「和田宿温泉ふれあいの湯」「武石温泉うつくしの湯」「信州立岩和紙の里」「黒耀石体験ミュ

ージアム」「練馬区立武石少年自然の家ベルデ武石」等の温泉・体験施設等の整備により滞在型観光の誘客や交流人口の増加が図られています。

《課題》

- 過疎地域等においては、人口減少に歯止めがかからず、出産・子育て世代への支援や住環境・教育環境の整備などによる若者等の移住・定住の促進等、人口減少対策に力を入れていくとともに、隣接する地域との交通の結節点を活かした交流人口の増加につながる対策が引き続き必要です。
- 上下水道施設等の生活基盤施設・設備の老朽化に伴う維持管理や長寿命化が課題となっており、農林業では野生鳥獣被害や担い手不足による遊休農地等の拡大に対する対策が引き続き必要です。
- 高度情報化に対応する情報通信基盤整備や、再生可能エネルギーの導入が課題となっています。
- 過疎化による利用者数の減少に直面する地域公共交通は、利用者のニーズに合わせた運行形態の充実や、地域間連携等の対応が求められています。
- 地域で医療を担う医師・看護師等の医療従事者の確保や、高齢者等の多様な診療ニーズに応じた在宅医療の提供など、地域医療体制の再構築が課題となっています。

（２）取組の方向

- 美ヶ原高原、長門牧場、黒耀石原産地遺跡群及び旧中山道長久保宿・和田宿などの観光資源や豊かな水資源など自然環境に恵まれた住環境という特長を活かし、体験型施設等を活用した都市や地域間交流の拡大、「田舎暮らし体験住宅」等を活用して多様な人材の移住・定住を増やすとともに、集落の担い手確保と育成に取り組みます。
- 豊富な水資源の活用により、イワナ、ヤマメ、ニジマス、信州サーモン※、チョウザメ等を養殖・加工し、特産品としてPRするほか、地元農産物を使用した特産品開発や、「マルシェ黒耀」などの農産物直売所を活用した地消地産※による販路拡大、6次産業化※の推進により付加価値の高い農業への転換を進めるとともに、認定農業者や農作業受託組織等への農地集積、農業施設の維持改修による営農環境の整備、農村環境保全活動による遊休荒廃地の解消、スマート農業※の推進等により、地域農業の後継者育成と担い手確保に取り組みます。
- 地域面積の多くを占める森林資源の有効活用のため、計画的な森林整備とともに、県産材の利用促進等による林業の活性化を図ります。
- 商工業については、地元商工会と連携して事業者への経営支援や資金面の援助等を行い、地場産業の振興に取り組みます。併せて、企業誘致や起業・創業支援を行い、若者等の就業場所の確保と定住促進に取り組みます。
- 既存の観光資源に加え、新たな観光資源の掘り起しによる観光誘客等を推進します。また、隣接地域とも連携し、インバウンド※を含めた多様な観光誘客の効果を高めるため、八ヶ岳中信高原国定公園の自然を生かした分水嶺トレッキングや焼山登山道を利用した登山などのイベントと「信州立岩和紙の里」「ともしび博物館」等の

体験型施設を活用した滞在型・体験型の観光事業の更なる推進に取り組みます。併せて、老朽化した観光施設の維持改修や、既存の観光資源の魅力を高める整備に取り組みます。

- 情報通信基盤整備、地域公共交通の確保、道路、上下水道施設及び公営住宅等の生活環境の整備及び維持管理に引き続き取り組みます。
- 人口減少の抑制を目指し、移住・定住者の増加に繋がる施策や子育て世代の支援、住環境・教育環境の整備等に取り組むほか、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくりに取り組みます。また、地域の人々が安心して集い、持続的に学び・楽しみ・集える機会の創出に取り組みます。
- 地域に根差した医療体制を再構築し、若者から高齢者まで安心して暮らせるよう医療・福祉の充実に取り組みます。
- 地域の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用と導入に取り組みます。
- 情報通信技術（ICT※）などの先端技術の活用により、様々な地域課題の解決に向けた取組を推進します。

3 上伊那地域

【過疎市町村：2市村（うち一部過疎市町村：1市）】

（１）現状と課題

《現状・成果》

- 2つのアルプスと天竜川、農地、里山などが織りなす雄大で美しい景観を有しています。
- 電子・電機など加工組立型の工業が集積し、地域の特性を活かした農林業など、多彩な産業が発展しています。過疎地域では、水稻やリンゴをはじめとした果樹栽培が主体となっています。
- 地域の未来を支える人材を育成するキャリア教育を産学官で推進し、新産業技術の開発、利用にも先駆的に取り組んでいます。

《課題》

- 過疎地域等では、農林業や観光が主な産業となっていますが、農林業就業者の高齢化・担い手不足、野生鳥獣被害などにより、遊休農地の増加、森林整備の遅れが顕著となっています。
- 観光は、コロナ禍以降、観光客数、観光地消費額ともに前年度を上回り回復の兆しを見せていますが、県全体に占める割合は非常に低い数字となっています。
- 生活基盤としては、上下水道施設の老朽化対策、生活道路の安全対策や除雪、空き家対策など環境改善のほか、多発する自然災害への防災・減災対策の必要性が増しています。
- 高齢化率が高水準にあり、少子化の加速が懸念されることから、地域で高齢者を支

える体制や、若者が安心して子どもを生み育てられる環境を整備するとともに、つながり人口（関係人口）※の拡大等による活性化が必要です。

（２）取組の方向

- リニア中央新幹線、三遠南信自動車道、国道 152 号、国道 153 号や国道 361 号をはじめとする交通ネットワーク整備の進展を踏まえ、地域の魅力や発展性を情報発信し、交流の拡大による活性化を目指します。
- 農業振興については、スマート農業※を推進し、集落営農体制の強化を図るとともに、農家民泊や農作業体験、有害鳥獣のジビエ活用など、農業と観光、林業等、他分野との連携を拡大し、6次産業化※を目指します。
- 企業誘致やサテライトオフィス※の整備を推進するとともに、南信工科短期大学校等の地元の高等教育機関※を活用し、産学官連携によるキャリア教育と若者の地元就職を促進し、産業の振興と定住人口の増加を図ります。
- 南北の交通軸を活かし、南信州地域や木曽地域と連携した広域観光を推進します。また、2つのアルプスの雄大な自然や美しい農村景観、歴史文化遺産や産業、食などの豊かな地域資源を活かした体験型のプログラムを増やし、通年・滞在型観光を促進します。
- 社会基盤の整備のため、山間部を中心とした道路改良や情報通信環境の整備、交通・移動手段の確保、公共施設の長寿命化、空き家の管理・活用等に取り組みます。
- 消防団員の確保をはじめとする防災・減災対策や、伝統文化の保存・継承等を通して、地域の自主的、主体的な取組を促進し、コミュニティ機能の維持を図ります。
- 少子高齢化が進む中、医療提供体制を確保するとともに、地域包括ケアシステムの構築、若者の働く場の創出、子育て・教育環境の整備、障がい者福祉サービスの充実等、住民が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。
- 豊富な自然資源を活用し、森林整備を進め、「経木」などのプラスチック代替製品の普及を促進するとともに、小水力発電や木質バイオマス※等の再生可能エネルギーの生産を拡大し、脱炭素（ゼロカーボン）※社会の推進と雇用促進を図ります。
- 「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」の関係機関と連携し、木や森に関する様々な学びの機会の提供や、森林資源を活かした豊かな暮らしの実践等を通じて、新たな人材の育成とイノベーションの創出に取り組みます。
- 上記の課題解決に、新産業技術やICT※を積極的に活用して取り組みます。

4 南信州地域

【過疎市町村：9市町村（うち一部過疎市町村：2市村）】

（１）現状と課題

《現状・成果》

- 南アルプスなどの雄大な山々と、天竜川や大小様々な清流が豊かな自然を育み、日本有数の段丘地形が自然景観に独特の魅力を添えています。
- 一方、山間地域で平坦地が少ない等、地形的な制約が大きく、また小規模で行財政基盤が脆弱な町村が多く存在しています。
- 特色ある伝統文化が育まれ、遠山の霜月祭り、新野の雪祭り、大鹿歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が数多く点在し、「民俗芸能の宝庫」と呼ばれています。
- これまでの過疎対策により、社会、生活基盤の整備が一定程度進み、住民の生活環境の向上に繋がっています。

《課題》

- 就労場所の不足や子どもの教育環境など実生活での不便さが依然として残り、人口の流出が続く中で、Uターン者も少ない状況となっています。また、少子高齢化と人口減少が相まって地域社会の担い手が不足し、地域によっては集落の維持が困難となっています。
- 生活基盤である市町村道はもとより、都市部へのアクセスや観光の動脈であり緊急時の輸送路となる国県道においても、車のすれ違いが困難な区間や落石の危険のある箇所が残されているなど、引き続き整備が必要です。
- 一方、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの高速交通網の整備が進むことで、ヒト・モノ・コトの交流が飛躍的に増大することが予想され、地域が発展する大きな要因になると期待されています。その効果を最大限活用するため、地域を挙げた特色ある取組が求められています。

（２）取組の方向

- 豊かな自然や景観、多様な農畜産物、特色ある伝統文化、都市圏とのつながりを生み出し、いきいきと暮らす人々の存在など、南信州地域の「財産」を活かした地域づくりを推進するとともに、積極的な情報発信や、体験型観光商品の更なる開発などにより、移住者や交流人口の増加を図ります。
- 高速交通網の整備の進展を見据え、関係団体と連携し、ヒト・モノ・コトの交流の促進、地域資源を活用した新商品開発や農商工連携の促進などにより、商工業の活性化を図ります。
- 後継者、県内外からの新規参入者など多様な農業の担い手の確保・育成に努め、ゆず等の加工販売といった６次産業化※の促進により、農業の高付加価値化を図ります。さらに、グリーン・ツーリズム※に代表される都市住民との交流活動や、伝統野菜を含めた、地元農畜産物の更なる認知度の向上と安定的な生産体制の構築に取り組みます。
- 森林の持つ公益的機能の維持のため、間伐等森林整備により豊かな森林の維持育成を図ります。併せて、主伐で生産した地域材の建築物等への利用拡大や、低質材を原料とした木質ペレットやチップの焼却熱の利用を推進するとともに、伐採後の植栽を進めて地域循環型林業・木材産業の構築を目指します。
- 農林業被害軽減のため、新規狩猟者向け研修などの狩猟者確保・育成事業を通

- じ、シカ等の捕獲数を増やします。また、放置竹林の減少を目指し、地域資源として竹の活用を推進します。
- 市町村や関係団体と連携し、農林業や伝統工芸等の体験型観光や地域資源を有機的につないだ周遊・滞在型観光プランづくりに取り組むなど、観光地としての魅力アップを図るとともに、積極的な情報発信を行います。
 - Society5.0※時代に対応した新たなライフスタイルの実現や次世代産業の育成に向け、DX※人材の育成・確保を含めた地域社会全体のデジタル化及びそれらを支える情報通信基盤整備を市町村や民間と連携し促進します。
 - 住民の安全安心の確保、交流人口拡大のために、生活道路、基幹道路の整備を進めるとともに、リニア中央新幹線の開業を見据え、引き続き三遠南信自動車道や関連するアクセス道路の整備を促進し、県南の玄関口として近隣各県や大都市圏との交流・連携強化を図ります。また、地域公共交通の維持・確保に取り組みます。
 - 急傾斜地が多く、土砂災害等が発生しやすい複雑な地形であるため、豪雨災害や大規模地震などにも対応できるようハード・ソフトの両面から地域防災力の向上に取り組みます。
 - 子育て・教育環境の向上や、診療所のサテライト化やオンライン診療等、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。
 - 地域おこし協力隊※などの様々な人材の活用等により、集落の維持・活性化を促進するとともに、雇用の維持・創出により、持続可能な地域づくりを推進します。
 - 太陽光や小水力発電、木質バイオマス※等の再生可能エネルギーの資源に恵まれた地域特性を活かすとともに、グリーン水素活用研究拠点と連携して、脱炭素（ゼロカーボン）※社会づくりを推進します。

5 木曽地域

【過疎市町村 6町村】

（１）現状と課題

《現状・成果》

- 木曽川、御嶽山等の豊かな自然、日本遺産に認定されている「木曽路」としての歴史、特色ある食や文化等の地域資源を背景に、「木曽らしさ」に根付いた豊かな暮らしが営まれています。
- 一方、人口減少、高齢化が顕著な地域であり、管内6町村全てが過疎地域に指定されています。
- これまでの過疎対策により、住民の生活基盤の確保や、眺望景観の整備に一定の成果が見られます。

《課題》

- 人口減少、高齢化率、独居老人世帯の割合が高いことから、医療・福祉等の維持確保策及び移動手段の確保が求められています。
- 生産年齢人口の割合が県全体に比して低い等、若者の減少が顕著であることから、地域活性化のために、交流人口の拡大、若者の定住、U I J ターン※の促進が求められています。
- 産業面については、地域の製造品出荷額に占める割合が大きい機械金属・電子関連産業において、技術の高度化に伴う人材確保が課題となっています。
- 農業については、農家の高齢化、後継者不足による担い手の減少、出荷額の減少及び遊休荒廃地の増加が続いています。林業については、森林経営への関心の薄れから、所有者不明森林等の管理が適切に行われていない森林の増加が懸念されています。
- 観光産業については、御嶽山、寝覚の床、阿寺溪谷、田立の滝などの自然の名所や、妻籠宿など歴史の面影を残す宿場町といった豊富な観光資源を有しているものの、コロナ禍後も観光客数の回復が出遅れており、日帰り客が多く、通過型で観光消費額が小さい傾向となっています。
- 国道 19 号が基幹道路として地域の生活を支えています。交通事故等による通行止への対処、災害時の物資輸送力強化等のため、木曽川右岸道路、国道 361 号、国道 256 号等の整備も求められています。また、生活基盤である町村道はもとより、地域間を結ぶ国県道においても、すれ違いが困難な区間や落石危険箇所があるなど住民の生活に支障をきたしているとともに、橋梁等既存インフラの長寿命化対策も課題となっています。また、水道、下水道等の社会基盤についても、引き続き整備が必要です。
- 公共交通については、J R 中央本線が地域の北東から南西に向けて運行されていますが、特急列車の停車駅が限られていることや普通列車の日中の運行は 2 時間空く時間帯があるなど、通院や買い物などの生活利用に支障があります。また、町村が木曽福島市街地へ独自に路線バスを運行しており、重複路線が見られるなど非効率な運行となっています。
- リニア中央新幹線開業に向け、地域資源の活用等による新たなヒト・モノの流れの創出が必要です。

(2) 取組の方向

- 歴史や特色ある食、伝統文化、緑あふれる森林などの豊かな地域資源を維持・継承し、「木曽らしさ」を活かした地域づくりを推進します。
- 木曽川を通じた中京地域との交流など、上下流が一体となった森林整備等の広域交流事業の積極的・継続的な展開による他地域との交流の活性化を図るため、交流人口を拡大し、木曽地域の魅力を県内外へ情報発信します。
- 豊かな自然、伝統技術、中京圏に近接する地理的条件などの地域が持つ高い可能性を活かし、農林商工連携による総合的な産業振興を推進するとともに、担い手の確

保・育成を促進します。

- 農業については、「御嶽はくさい」、「木曽牛」、「すんき」、「そば」、「雑穀」等の特産品の高付加価値化やブランド化を図ります。また、地域住民が協力して都市住民と交流ができる体制を整備し、観光と連携した農業の推進を図ります。
- 林業・木材産業は、小規模製材工場の連携体制を構築し、生産体制の強化を図るとともに、新商品の開発等による森林資源の高付加価値化を図ります。また、木工品等の地場産業は、中京圏に向けたイベントや体験型交流等を通じたPRを行うなど、観光と連携した林業・木材産業の振興を図ります。
- 木曽谷・伊那谷フォレストバレーの中核的機関である林業大学校、上松技術専門校及び木曽青峰高等学校が相互に連携し、木や森に関する体系的で質の高い学びを提供します。また、これらの機関で学ぶ若者が地域の魅力を発信することや、地域資源を活かした新たなビジネスの創出にチャレンジすることを後押しする仕組みを構築します。
- 機械金属・電子関連産業については、優れた技術を持つ企業を中心に技術の高度化を促進します。
- 観光については、滞在型観光に向け、宿泊収容力の強化やロングトレイルなど、インバウンド※を含めた受入体制の整備を促進します。新たな観光資源の発掘をはじめ多様なニーズに対応できる観光プログラムの磨き上げを行うことにより、自然・歴史・農林産物・伝統食等の地域資源を活用した質の高い観光地域づくりによる産業振興を図ります。また、登山道整備等により登山者の安全を確保しながら、山岳観光の振興を図ります。
- 高速大容量通信網の活用、災害に強い地域づくり、基幹病院を中心とした医療提供体制の整備及び福祉・介護の確保等により、充実した暮らしの実現に努めます。
- 公共交通については、6町村が共同して、令和6年3月に「木曽地域公共交通計画」を、令和7年3月に「木曽地域利便増進実施計画」を策定しました。この計画に基づき、重複路線の解消や利便性の高いダイヤ設定などにより、通院・通学・買物・観光の移動が保証されるよう取組を推進します。
- 公共交通分野及びリニア開通を見据えた観光交流分野における町村間の広域連携を推進します。

6 松本地域

【過疎市町村：5市村（うち一部過疎市町村：2市）、特定市町村：1市】

（1）現状と課題

《現状・成果》

- 上高地や乗鞍高原、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの豊かな自然環境や地域資源に恵まれ、製造業、観光関連産業、農林業など、多彩な産業や高等教育機関※

が集積するとともに、コンベンション等を通じた国際交流が進むなど、県の中核的な地域として発展してきました。

- 長野自動車道や中部縦貫自動車道、信州まつもと空港など、高速交通網の活用による経済の活性化や他地域との活発な交流が期待される地域です。
- これまでの過疎対策により、交通網、下水処理施設、コミュニティ施設等の社会基盤の整備が行われるなど、一定の成果が見られます。
- 松本地域の村部では、移住定住対策として若者定住促進住宅の整備や空き家の利活用が進められ、移住者は増加傾向にあります。また、積極的な地域おこし協力隊※制度の導入等を行っており、農村文化の復興・継承に向けた取組が行われています。
- 農業の盛んな地域では、新規就農者定着に向けた、財団法人やNPO法人と連携した研修等の支援が行われています。
- スマート I C の整備や、脱炭素※に向けた取組など地域独自の特色を生かした地域活性化への取組が行われています。

《課題》

- 過疎地域等においては、65 歳以上人口の割合が 4 割を超える地域があるなど少子高齢化の進展や若年層の都市部への流出等により、人口の減少が顕著となっています。
- 農林業においては、就業人口の減少や高齢化の進行、集落機能の低下、野生鳥獣による農作物被害の深刻化により、遊休農地の増加が顕在化しているほか、手入れが十分でない森林が多く見られます。また、松くい虫による松枯れ被害が管内各地で発生しており、ライフライン沿いでの倒木の危険及び景観への悪影響などからも対策が求められています。
- 観光面においては、観光旅行者のうち県外からの観光旅行者の割合は全体の約 6 割と高いものの宿泊旅行者の割合は全体の 2 割台と低いことから、滞在時間を増やす魅力ある観光地づくりが求められています。

（２）取組の方向

- 地域内の中核都市との交流・連携を図りながら、地域の豊かな自然環境、文化的資源、歴史的遺産などと調和した快適な生活環境づくりを推進するとともに、交通網や情報通信基盤を整備し、地域の自立を図っていきます。
- 農林業の基盤整備を引き続き推進するとともに、地域の農林業を支える担い手の確保・育成、土地利用型作物などの栽培への支援等による優良農地の維持・保全及び森林の適正な管理・保全を推進します。併せて、マルチローターやラジコン草刈機の導入等による A I ※・ I C T ※等先端技術を活用したスマート農林業の実現により、労働力の大幅な軽減や生産性の向上・低コスト化に取り組めます。
- 公共施設や民間施設での木造・木質化や、身の回りの生活用品を木製品に転換する「ウッドチェンジ」等の普及により県産材の利活用を促進するとともに、松くい虫被害材等を周辺の木質バイオマス※発電施設等へ活用するなど、脱炭素（ゼロカー

ボン) *社会構築の取組を加速させます。

- 中山間地域の自然、地形、伝統文化等を活かし、地域固有の農産物を活用した商品化等、より付加価値の高い地域特産物の開発・加工・販売を支援するとともに、集落営農組織などの地域社会や農村環境の守り手の育成や野生鳥獣による農作物被害の防止を進めます。
- 社会全体の共通財産である森林資源や地域インフラである用水路・ため池等の維持及びクライנגルテン等の滞在型市民農園*を活用した都市農村交流事業の推進など、観光・健康・教育等の様々な分野において多面的に利活用していくことで、地域住民への直接的な恩恵につなげるだけでなく、都市農村交流人口の増加による地域の活性化を図ります。
- 観光面では、上高地などの山岳観光地、安曇野わさび田湧水群などの自然豊かな田園風景、松本城や中山道奈良井宿などの歴史遺産といった観光資源を、自転車を活用して周遊可能とする広域観光ルートの整備等と観光情報を内外に発信することで、交流人口の増大を図ります。
- 若い世代の定住促進や子育て環境の整備、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に努めるとともに、地域医療体制の整備強化に取り組みます。また、移住相談会、移住体験ツアーなど地域内の市村が一体となって行う広域的な移住対策を支援するなど、多様な人材が地域に移り住むための取組を行います。
- 地域内の市村が取り組む豊富な日射量、森林、水量などの地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入による脱炭素化に向けた事業等に対して協力や支援を行い、持続可能なコミュニティの構築と 2050 ゼロカーボンの実現を推進します。

7 北アルプス地域

【過疎市町村：2市村】

(1) 現状と課題

《現状・成果》

- 北アルプスの山並みや仁科三湖、梅池自然園などの美しい自然環境と、大町温泉郷をはじめとする温泉や北アルプスから湧き出る豊富な水資源など多くの地域資源に恵まれています。また、仁科神明宮など数多くの文化財や歴史ある「塩の道」、各地の祭りなど、古来の伝統文化が受け継がれている地域です。
- 大町市、小谷村ほか1村が民間事業者と連携して広域型DMO*である「HAKU BAVALLEY TOURISM」を立ち上げ、安全・安心な観光地づくりやインバウンド*の受入環境の整備を通じて世界に選ばれる観光地域づくりを推進しています。
- 「北アルプス山麓ブランド」に北アルプス地域を挙げて取り組む中で、大町市八坂地区では「雪下にんじん」、小谷村では特産品の「雪中キャベツ」に加え、「にんにく」の生産・消費拡大の取組が行われています。

- 大町市八坂・美麻地域においては、定住促進住宅や空き家活用などの移住・定住促進施策により、小学校の児童数などに一定の効果が見られます。
- 地域おこし協力隊[※]が任期終了後も地域に定住し、豊かな自然を活かして新たな観光振興にチャレンジする「おたり自然学校」などの活動が行われています。

《課題》

- 県平均を上回る速度で少子高齢化が進んでいます。地域を持続可能なものにしていくために、移住・定住の促進やつながり人口（関係人口）[※]の増加、住民主体の地域づくりの取組の促進などを図る必要があります。
- 主要産業である観光業は、スキー場においては一部を除き利用客数が堅調に回復している一方、グリーンシーズンの観光客数は増加傾向にあるものの冬季に比べると依然として少なく、季節変動が大きい状況です。通年で国内外の観光客を呼び込み、長期滞在につなげるための取組が求められています。
- 農林業は、従事者の高齢化や担い手不足が顕著であり、生産基盤の強化や生産物の高付加価値化、さらには野生鳥獣被害対策などが必要です。
- 地域のくらしや産業を支えるインフラとしての松本糸魚川連絡道路の整備、防災体制の整備、医療や生活の足としての地域公共交通の確保、上下水道の適切な維持管理、診療所や保育園の存続などが求められています。また、高度情報化社会において教育を含めた情報格差をなくすための情報通信基盤整備や専門人材の確保が必要です。
- 豊富な水資源を活かした水力発電や木質バイオマス[※]発電などの再生可能エネルギー活用を一層促進するために、官民が連携してエネルギーの地消地産[※]の仕組みをつくる必要があります。

（２）取組の方向

- 北アルプスの優れた景観や清冽な水と豊かな自然、長野オリンピック・パラリンピックの開催地としての知名度、さらには「北アルプス国際芸術祭」など地域の芸術・文化による取組も活かしながら、地域おこし協力隊[※]や移住者とも連携し、新たな移住・定住の促進やつながり人口（関係人口）[※]の拡大を図ります。また、小谷村の「複合拠点施設」における取組など住民主体による様々な地域づくりの活動を支援します。
- 「北アルプス山麓ブランド」を核とした競争力の高い農畜産物の生産や加工品の開発を推進し、観光産業とも連携しながら台湾など海外への販路拡大を強化するなどにより、農業の一層の振興を図ります。
- 地域面積の８割以上を占める森林資源の有効活用に向け、樹種ごとの利用特性に応じた木材供給側と需要側のマッチングを進めるとともに、木質バイオマス[※]の利用を促進するなど、特色ある林業の確立を図ります。
- 広域型DMO[※]「HAKUBA VALLEY TOURISM」の「世界に選ばれる観光地域づくり」の取組を支援し、グリーンシーズンも含めた通年型の国内外観光客の誘客を促進するとともに、その取組を担う人材育成や積極的な情報発信により、

観光産業の活性化を図ります。

- 松本糸魚川連絡道路の整備を進めるほか、防災体制の整備や公共交通の確保、上下水道の維持管理、診療所・保育園の存続、情報通信基盤整備や専門人材の確保等の支援に取り組みます。また、ゼロカーボン※の実現に向け、再生可能エネルギーの一層の活用促進に取り組みます。

8 長野地域

【過疎市町村：3町村、特定市町村：1市】

（１）現状と課題

《現状・成果》

- 本県の人口の約４分の１を占め、中核市である長野市を中心に主要な官公庁や民間事業所、高度医療機関、教育文化施設などの高次都市機能が集積するほか、多様な産業や観光資源も存在し、本県の政治、経済、教育、文化芸術などの面で中心的な役割を果たしています。
- 一方で、人口減少・少子高齢化が続いており、それに伴う消費需要や公共交通利用者の減、空き家や耕作放棄地の増、人手不足による集落機能の低下などによって地域の活力が損なわれる状況にあります。
- これまでの過疎対策により、市道鬼無里財又塔ノ越線をはじめとした市町村道の整備、橋梁の点検、下水処理施設等の設備更新、定住促進住宅や地域医療を担う「信越病院」の建替等のインフラ整備が進められるなど、一定の成果が見られます。
- 「しなの鉄道」をはじめとした地域住民の移動手段に重要な役割を果たしている公共交通の確保に向けた取組が進められています。
- 地域の特徴を活かした「おやき」、「西山大豆」、「そば」、「とうもろこし」、「ジビエ」、「りんご」、「ワイン用ブドウ」などの特産品の生産性向上や消費拡大が進められています。

《課題》

- 高齢化の進行や人口の減少は、地域経済の縮小を招き、その結果高齢化や人口減少が加速するという負の連鎖が発生し、地域社会を維持することが困難な状況となっています。
- 農林業者の高齢化・減少に伴う生産力・販売力の減少に歯止めをかける対策が必要となっています。
- 多様化する観光ニーズへの対応、外国人観光客の誘致や受入体制の整備等の取組を進めるとともに、環境負荷の少ない持続可能な観光地域づくりが求められています。
- 過疎地域等においては集落が点在している上に舗装等の損傷が激しく、効率的・効

果的な道路網の整備が求められています。また、住民の交通手段として公共交通機関の維持・確保に向けた取組が必要となっています。

- 中山間地が多くを占めており、地すべりなどの自然災害が起こりやすい地形となっています。

（２）取組の方向

- 多様な産業や歴史的遺産、伝統文化、豊かな自然などの地域の特徴を活かし、都市部との共存を図りながら地域活性化に向けた取組を推進します。
- 移住希望者の相談窓口の充実や、移住者との交流機会の確保、情報発信体制の整備を図るとともに、空き家等の物件を有効活用できる仕組みづくりにより、定住促進に向けた取組を進めます。
- ICT*産業などの企業誘致を促進するとともに、新規創業の支援、人材の確保等の取組を進め、地域への移住・関係人口の増加を図ります。
- 地域おこし協力隊*や地域づくり団体の活動を支援することにより、集落の活性化や住民主体による活力あふれる地域協働を推進します。
- 地域の主要産業である農林業の多様な担い手の確保・育成や技術・経営力の向上に取り組むとともに、スマート農林業の導入や、DX技術を活用した多様な販売ツールを通じた個性ある農産物・地域産品の販路開拓・ブランド化を広域的に推進します。
- 森林資源の循環利用を進め地域産業の振興を図るため、適正な主伐と計画的な再造林による森林・林業の活性化に取り組みます。また、地域資源を有効活用し、新たな産業を創出することで雇用を確保するため、木質バイオマス*発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの活用を進めます。
- E-Bike 等を活用したサイクルツーリズムの環境整備、アクティビティ等の「体験」や「食」といった地域の特徴ある観光資源の情報発信を実施します。
- 生活基盤の整備とともに、地域の生活や農林業生産を支える農道・林道並びに基幹的な市町村道の整備を推進します。
- 持続可能な地域公共交通の在り方について検討を進めるとともに、緊急輸送路の信頼性向上や交通渋滞の解消など、地域の生活と経済を支える安全・快適なまちづくり・みちづくりを進めます。
- 近年多発する局地的な集中豪雨や、地質の軟弱な地域等の状況を踏まえ、住民を山地災害から守り、安心・安全な生活を確保するため、治山事業等を実施し、防災対策を推進します。

9 北信地域

【過疎市町村：6市町村（うち一部過疎市町村：1市）】

(1) 現状と課題

《現状・成果》

- 県の最北端に位置し、中央を千曲川が流下し、志賀高原や斑尾高原など雄大な自然環境、湯田中渋温泉郷や野沢温泉など豊富な観光資源に恵まれた北信地域は、観光と農業を主要な産業としています。
- 観光では、恵まれた自然環境を活かしたスキーや温泉に加え、北陸新幹線を利用した観光需要の取込みで成果を上げています。また、県境である特色を活かし「信越自然郷」など広域連携による事業を展開しています。
- 農業では、ぶどうやりんご等の果樹のほか、米や野菜の栽培が盛んで、全国に誇れる産地となっています。このほか、生産組織や加工組織による、野沢菜やぼたんこしょう、坂井芋等の伝統野菜の栽培や、直売所での地域伝統食の販売など、特色ある活動が展開されています。
- ほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されている全国有数の豪雪地帯であり、消雪設備の整備や除雪体制の構築が進められてきました。
- 高齢化が進む中、コミュニティバス^{*}やデマンド交通^{*}の運行など、免許返納などにより自動車を運転できない人等の移動手段を確保する取組が行われています。
- 県内でも人口減少の進展が顕著であり、集落機能の維持が大きな課題となる中、移住・交流人口の増加に向け、地域おこし協力隊^{*}の配置や地域の情報発信、セミナーの開催、空き家バンク制度の活用などが積極的に行われています。

《課題》

- スキーをはじめとする冬期間の観光需要に大きく依存しており、グリーンシーズンの観光誘客による通年型の観光地づくりが必要です。また、観光ニーズの多様化、少子化による合宿・修学旅行の減少などに対応した新たな観光資源の掘り起こしや、インバウンド^{*}急増に伴う受入環境整備が課題となっています。
- 農業従事者の高齢化と減少が進行しており、地域農業を次代へ繋ぐ人材の確保・育成が急務となっています。また、地球温暖化に対応した環境にやさしい農業の取組を加速的に進める必要があります。このほか、昭和 30～50 年代に整備された用排水路等の農業用施設の老朽化などが課題となっています。
- 冬季の高齢者等の生活を守るため、道路除雪に加え生活エリアの除雪が必要になっています。また、除雪作業中の安全確保が課題となっています。
- 高齢者の移動手段として公共交通の必要性は高くなっているものの、過疎化による輸送人員の減少による公共交通の維持・確保が課題となっているほか、通院・通学・観光におけるダイヤ・便数等サービスの確保が求められています。
- 40 歳未満の転出入が社会増減の半数を占め、転出超過が続いており、若者や子育て世代の人口定着のための取組を図る必要があります。また、移住や二地域居住等による都市圏との交流を一層進めるためには、雇用や住居等の確保とテレワーク^{*}の場の提供などの環境整備が求められています。

(2) 取組の方向

- 恵まれた観光資源等を最大限活用して、世界に誇れる、国際競争力の高いスノーリゾートの形成等に加え、グリーンシーズンのサイクリングやトレッキング、カヌー等のアウトドア観光の充実、農業と連携したメニュー開発や体験事業など、「信越自然郷」として北陸新幹線飯山駅を核とする地域が一体となって観光資源の魅力を磨き上げ、顧客満足度の高い通年型広域観光を目指します。
- 外国人観光客の円滑な観光や消費活動のため、案内表示やパンフレット、スタッフ対応などの多言語化を図り、満足度向上を図ります。
- 関係機関・団体と連携して地域農業を担う人材の確保・育成を目指す「北信州農業道場」の取組を中心にしつつ、定年帰農者や農ある暮らしを求める者など地域農業を補完する多様な人材との関係性を深め、人と環境に優しい持続可能型の農業を推進し、産地の維持・発展を図ります。
- 機能が失われると営農に支障をきたす水利施設については、機能診断等に基づき、計画的に補修・更新を行います。
- 地域の高齢者等が安心して暮らすことができるよう、きめ細かな除雪を行う体制を整備するとともに、住民の除雪作業時における事故防止のための啓発や支援を行います。
- 長野県地域公共交通計画に基づく取組により、通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動の公共交通による確保を目指します。
- 就労の場の拡大や、子育て世代が安心して働ける環境づくり、起業・創業に向けた支援等、若者の定住促進を図ります。
- ふるさとの原風景が広がる北信州ならではの暮らしや働き方など、地域の魅力の積極的な情報発信とともに、雇用や住居等の移住者の受け皿の確保、地域おこし協力隊^{*}の定着支援に取り組みます。
- 急速に普及が進むICT^{*}の活用、道路網の整備や生活交通の確保、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる医療・介護サービスの充実など安心して地域で暮らせる環境づくりをハード・ソフトの両面から進めます。

用語解説

【あ】	
アウトリーチ	手を伸ばすという意味の英語から派生した言葉で、芸術家や公的文化施設などが、通常の活動の場で接する機会の少ない人々に対して、出張コンサートやイベントなどを催すこと
イノベーション	これまでのモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと
インバウンド	外国人の訪日旅行
オープンイノベーション	技術など不足する資源を他の企業等から補い、新たな製品やサービスを生み出すこと

【か】	
クラウド	インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンタに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの
グリーン・ツーリズム	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動
景観行政団体	地域における景観行政を担う主体として景観法で規定される市町村（政令指定都市、中核市、知事と協議しその同意を得た市町村）及び都道府県
ゲストハウス	比較的安価な料金で利用出来る宿泊施設
航空レーザ測量	航空機に搭載したレーザスキャナを用いて地上の標高や地形の形状、樹木の高さを調べる測量方法
高等教育機関	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）の総称で、高等学校卒業相当者を入学対象者とする学校
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅	地方自治体が国からの支援を受けて供給する施策住宅のうち、子育て世帯向けのもの
コミュニティスクール	学校運営参画・協働活動・学校評価を一体的・持続的に実施する仕組みを備え、地域の特色を生かしながら学校職員と地域住民が協働して子どもたちの豊かな育ちを支える学校
コミュニティバス	地域の交通空白地域において地方公共団体が主体となって、小型バスや定額運賃で運行するバス
コワーキングスペース	事務所、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、起業・創業をめざす人やフリーランス（個人事業者）が仕事をする交流型オフィス

【さ】	
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと
信州自然留学（山村留学）	都市部の子どもたちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら、自然体験や生活体験をする取組
シェアハウス	一つの住居に複数人が共同で暮らす賃貸物件
集落支援員	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する取組
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
信州サーモン	長野県の水産試験場でニジマスの雌とブラウントラウトの雄を交配させて作り出した養殖魚（サーモンを思わせる銀色の身体と紅色の身が特徴）
信州大王イワナ	受精卵に温度刺激を加えることにより、通常２対の染色体群を３対持つようにした全雌３倍体イワナ。成熟しないため、一年中おいしく食べられる
信州ナレッジスクエア	信州に関わる様々な情報・画像・デジタルアーカイブなどを広く探し、活用することができる「知の広場」としての地域情報資源ポータルサイト
信州パーキング・パーミット制度	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度
信州やまほいく（信州型自然保育）	信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用し、様々な体験活動を積極的に取り入れた保育・幼児教育として県が認定したもの
森林経営管理制度	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者等の意向を調査して、森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する制度
スマート農業	ロボット技術やＩＣＴなど先端技術を農業に活用して、作業の省力化、低コスト化、高品質化などを図ること
スマート林業	ＩＣＴなど先端技術を林業に活用して、作業の安全性向上、低コスト化、効率化、品質の向上などを図ること

【た】	
脱炭素（ゼロカーボン）	徹底した省エネルギーと最大限の再生可能エネルギーの導入により、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。必要なエネルギーに地域の再生可能資源を活用し、その収益やエネルギーが地域内で循環する持続可能な地域づくりに繋げる。
滞在型市民農園（クラインガルテン）	菜園に宿泊可能な小さな家が付いた滞在型施設のある市民農園
地域運営組織	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市住民など地域外の人材を地域社会の担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした取組
地消地産	地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産する取組
中核的経営体	次代を担い本県農業の中核となる経営体。認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織の総称
つながり人口（関係人口）	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々
デマンド交通（タクシー・バス）	電話やインターネットなどによる予約に基づき、利用者の要求（デマンド）に応じてバス・タクシーを運行するサービス
テレワーク	ＩＣＴを活用し、サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務等、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方
ドローン	小型無人飛行機

【な】	
長野県ドクターバンク	県の医師確保対策の一環として、県内での就業を希望する医師と医師を募集している県内の医療機関の仲介・あっせんを行う無料職業紹介事業
長野県ナースセンター	看護師等の人材確保の推進に関する法律に基づき設置された、看護職の確保・定着・離職防止等に関する各種事業を行う機関。長野県においては、県から委託を受けた長野県看護協会が運営している。
農村の多面的機能	農業生産活動に加え、水源のかん養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村が有している多様な機能
農福連携	農業分野での障がい者等の就労を推進し、障がい者等の自立と農業の担い手確保等をめざす取組

【は】	
ビッグデータ	巨大・複雑なデータの集合
フレイル	健康と要介護状態の中間の状態にあることを指し、運動器の障害、口腔機能の低下、低栄養などの「身体フレイル」、認知症機能の低下やうつなどの「精神的フレイル」、引きこもりや孤食などによる「社会的フレイル」の3つの多面的な要素がある

【ま】	
木質バイオマス	バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、木質チップ、木質ペレット、薪など木質資源からなるバイオマスのことを木質バイオマスという

【ら】	
リゾートテレワーク	テレワークを活用し、職場や居住地から離れ、リゾート地・温泉地等で余暇を楽しみつつ、仕事や地域活動を行うこと
ロジスティックス	原材料調達から生産・販売に至るまでの物流、またはそれを管理する過程

【その他】	
1村1自然エネルギープロジェクト	市町村や特定のコミュニティのエリアにおいて1種類以上の再生可能エネルギーを活用して、特産品開発などの地域おこしや再生可能エネルギー事業の創出などを行うもので、コミュニティでのエネルギー自給率の向上や地域社会経済の活性化を図る長野県独自の取組
5G（第5世代移動通信システム）	「超高速」だけでなく、「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴を持つ次世代移動通信システム
6次産業化	農林水産物及び農山漁村にある土地や水、その他の資源を有効に活用して、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業、サービス業等の事業との融合を図る取組であって、農山漁村の活性化に寄与するもの
AI（Artificial Intelligence）	人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど
CBT（Computer Based Testing）	コンピュータ等を使用した調査や試験方式のこと
DMC（Destination Management Company）	地方や地域の観光資源の活用を促進するため、各関係機関と連携し、旅行者にとっての目的地を顧客視点で満足実現に向けて、経営・資源開発を行う地域に特化した旅行会社

DMO (Destination Management/Marketing Organization)	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立って、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施するための調整機能を果たす法人
D X (デジタルトランスフォーメーション)	「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の改変を行い新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること
G I G Aスクール構想	1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society5.0の時代を生きる子供たちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策
I C T	情報通信技術。情報技術の「I T (Information Technology)」に通信の「C (Communications)」を組み合わせた用語
I o T (Internet of Things)	モノのインターネット。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称
Ma a S (Mobility as a Service)	出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス
R P A (Robotic Process Automation)	A I 等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと
S D G s (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)	2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標と169のターゲット。エス・ディー・ジーズ
Society5.0	国の第5期科学技術基本計画に掲げられている「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く、「超スマート社会」の実現に向けた一連の取組
U I J ターン	大都市圏等から地方への移住の形態(Uターン、Iターン、Jターン)の総称